

## 施策別整理表

(具体的施策の実施状況及び「消費者基本計画」の見直し)

### 目次

○ 「消費者基本計画」における具体的施策に関する見直し	
1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援 · · · · ·	P. 1
2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と 消費者政策の実効性の確保・向上 · · · · ·	P. 255
3 経済社会の発展への対応 · · · · ·	P. 292

#### 【留意事項】

各施策の「実施状況」欄については、「平成 24 年度消費者政策の実施の状況」(平成 25 年 6 月 21 日閣議決定) の該当する部分を記載している。ただし、西暦表記を元号表記に変更している。なお、平成 25 年 4 月 1 日から消費者基本計画の一部改定の閣議決定日(平成 25 年 6 月 28 日)までの間で、特段の進展があった場合等においては、その内容を追記している。



## 施策別整理表

施策番号	1
消費者基本計画における具体的施策	<p>① 国民生活センターと連携して、全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の刷新を円滑に実施します。</p> <p>② PIO-NETに関し、相談員の入力負担の軽減や情報分析機能の向上に資するため、国民生活センターと連携して、複雑なキーワードを付与する方式の見直しによる検索の効率化や、新たな技術の導入による入力負担の軽減など抜本的な刷新に取り組みます。</p> <p>③ 国におけるPIO-NET端末の設置基準に関する検討を踏まえ、国民生活センターと連携して、関係機関にこれを追加配備します。</p>
担当省庁等	消費者庁
実施時期	<p>①実施済み。</p> <p>②引き続き検討を行います。</p> <p>③一部実施済み<sup>(注1)</sup>。引き続き追加配備を実施します。</p>
実施状況	<p>全国消費生活情報ネットワーク・システム（以下「PIO-NET」という。）は、全国の消費生活相談業務の円滑な実施を支援するために昭和59年に運用を開始したシステムであり、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）と地方公共団体の消費生活センター等がオンラインネットワークで結ばれ、全国に寄せられた消費生活相談が集約されています。</p> <p>近年では、消費者被害が多様化、複雑化する中で、消費生活相談業務の支援に加えて、法執行等を担当する行政機関等からの需要も高まっています。</p> <p>平成23年4月には、「国の行政機関等におけるPIO-NET情報の利用指針」を策定し、中央省庁や独立行政法人といった関係機関への端末配備を行っています。さらに、適格消費者団体へのPIO-NET端末の設置に向けた検討を行っています。</p> <p>他方、現行のシステムは、相談員による相談情報の入力作業の負担の大きさや、キーワード方式の採用により複雑な検索式を組み合わせないと相談情報を正確に検索できないといった点が課題となっています。こうした点を踏まえ、相談員や関係機関にとって使い勝手の良い仕組みとするため、平成23年12月から、相談員や地方公共団体職員、学識経験者等を構成員とする「PIO-NET刷新に関する検討会」において、PIO-NET刷新について検討を行い、平成24年7月に中間報告を取りまとめました。その後、PIO-NETに関する業務やシステムの分析を行い、平成27年3月のPIO-NET刷新に向けた作業を進めています。</p>

(注1) 経済産業局や公正取引委員会地方事務所等において利用可能となるよう対応。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 1 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	①実施済み。 ②最適化計画策定等の作業を進めます。 ③一部実施済み。引き続き追加配備を実施します。
見直しの考え方	②平成 24 年 7 月に取りまとめた中間報告や各種分析結果等を踏まえ、今後は具体的な作業を行っていくため。

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	情報・分析事業	1,617 百万円の内数	1,617 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	2
消費者基本計画における具体的な施策	関係行政機関、関係機関、地方公共団体等から消費者事故情報等を一元的に集約するための事故情報データバンクを構築し、個人情報保護に配慮しつつ十分な開示を行い、国民生活センターと連携して広く国民からの利用が可能な運用を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	直ちに着手し、継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者庁及び国民生活センターでは、関係機関の協力を得て、生命・身体に関する事故情報を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システムである「事故情報データバンク」を平成 22 年 4 月 1 日から運用しています。</p> <p>事故情報データバンクでは、国民向けに開示する範囲からは個人を特定することのできる情報を除くなど、個人情報保護に配慮しつつ、登録された生命・身体に関わる消費生活上の事故情報を簡単に閲覧・検索できるようにしています。</p> <p>なお、「重大事故等」や生命・身体に関わる「消費者事故等」、PIO-NET 情報（「危害情報」及び「危険情報」）、「重大製品事故」を始め、参画機関<sup>*1</sup>から平成 24 年度には 2 万 5,457 件<sup>*2</sup>の事故情報が登録され、平成 25 年 3 月 31 日時点での登録されている情報は累計で 8 万 2,513 件となっています。また、平成 24 年度の事故情報データバンクへのアクセス件数は、14 万 3,588 件となっています。</p> <p><sup>*1</sup> 消費者庁、国民生活センター、消費生活センター、日本司法支援センター、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、独立行政法人製品評価技術基盤機構、国土交通省、独立行政法人日本スポーツ振興センター（平成 25 年 3 月 31 日時点）。</p> <p><sup>*2</sup> このうち、消費者庁、国民生活センターを除く事故情報データバンク参画機関からの通知は 1 万 3,473 件となっている。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。
見直しの考え方	事故情報データバンクの運用開始から期間が経っており、個人情報を除く事故情報の公開も開始したため。

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	情報・分析事業	1,638 百万円の内数	1,638 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	3
消費者基本計画における具体的な施策	消費者被害の発生・拡大を防止し、消費生活の安全を確保するための省庁横断的な緊急の対応が必要な場合には、緊急時における国の対処の在り方等に関する要綱に基づき対処します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	緊急時に速やかに対応します。
実施状況	<p>消費者被害の発生や拡大を防止し、消費生活の安全を確保するための省庁横断的な緊急の対応が必要な場合には、緊急時における国の対処の在り方等に基づき対処することとしています。</p> <p>平成 24 年度には、こうした緊急の対応が必要とされる事態は発生しませんでしたが、関係省庁と必要な協議等は行いました。</p> <p>食品安全基本法第 21 条第 1 項に定められている、食品安全行政に関し講じられる各般の措置についての具体的な推進方策を定める基本的事項（以下「基本的事項」という。）について、平成 16 年の閣議決定以降の食品安全をめぐる状況の変化に加え、消費者庁の設置に伴い緊急時にも消費者庁が司令塔機能を担うことや、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションの積極的な推進といった現下の食品安全に関する重要事項への対応という事情等を踏まえ、消費者庁設置に伴う食品安全行政に関わる体制の変更等に応じた見直しを行い、平成 24 年 6 月 29 日に閣議決定されました。</p> <p>さらに、基本的事項の改正に伴い、食品安全関係府省を中心に、緊急事態への対処を含む相互の連携・政策調整の一層の強化を目的として、それまでの「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」に替えて、新たに消費者庁の役割を示した「食品の安全性の確保に関する施策の実施に係る関係府省間の連携・政策調整の強化について」を関係府省間で申合せました。</p> <p>また、（食品安全分野以外も含む）緊急時対応関係要綱等についても、基本的事項等の改正を踏まえ、要綱類の重複の整理等を目的として、平成 24 年 9 月 28 日に緊急時対応マニュアル（「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱（関係閣僚申合せ）」及び「消費者安全情報総括官制度について（関係府省局長申合せ）」）を改正しました※。</p> <p>なお、緊急時対応マニュアル等の実効性の向上を図るため、平成 24 年 11 月 16 日に、食品安全委員会主催による緊急時対応訓練を厚生労働省及び農林水産省とともに実施し、緊急時における関係府省間の連携をより強固なものとし、政府全体としての緊急時の初動対応を迅速かつ確実に行えることを確認しました。</p> <p>※ 緊急時対応マニュアルの改正を踏まえ、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱（関係府省申合せ）」についても平成 25 年 3 月 18 日に改正した。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 3 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	重大事故発生時の緊急連絡・調整対応	1	0

## 施策別整理表

施策番号	4
消費者基本計画における具体的施策	<p>消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、収集する事故情報の範囲等の拡大について検討を行います。また、公表する事故情報の範囲等を拡大します。</p> <p>消費者庁は、生命・身体分野の消費者事故等の情報に基づく消費者庁の対応の在り方について検討を行い、被害の重篤度や拡大可能性等の観点から優先度をつけた対応を行います。</p>
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	<p>継続的に実施します。</p> <p>なお、公表する事故情報の範囲等の拡大は平成 22 年度に一部実施済み。</p>
実施状況	<p>消費者庁では、消費者安全法に基づき通知された生命・身体被害に関する消費者事故等*について、(原則として)週 1 回定期的に公表しております、平成 24 年度においては、重大事故等 1,316 件の事故の概要等の公表を計 50 回行いました。</p> <p>なお、平成 24 年 10 月からは、消費者安全調査委員会から消費者安全法第 29 条に基づき通知された消費者事故等について、消費者安全法第 12 条に基づき通知された消費者事故等と併せて公表を計 17 件行いました。</p> <p>また、消費生活用製品安全法に基づき報告のあった重大製品事故については、週 2 回定期的に公表しており、平成 24 年度においては、1,225 件(再掲公表分を含む)の事故の概要等の公表を計 104 回行いました。その際、リコール対象品の事故について報告があった場合は、当該リコールの内容についても併せて公表し、周知を図っています。</p> <p>消費者庁が収集した事故情報のうち、被害の重篤性や拡大性が予想される事案については、未然防止・再発防止を図るため、消費者への注意喚起を実施しました(29 回)。</p> <p>平成 24 年度は、消費者安全法に基づく収集範囲について明確化を図りました。</p> <p>* 消費者安全法第 12 条に基づくもの。なお、平成 24 年 10 月からは、消費者安全調査委員会から消費者安全法第 29 条に基づき通知された消費者事故等についても併せて公表を計 17 件行った。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 4 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	5・6
消費者基本計画における具体的施策	消費者安全法に基づく消費者事故等の通知や PIO-NET 等で収集される情報に関する分析手法を向上させつつ、適切な分析を行うことによって、消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、国民生活センターと連携して、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者被害の発生の動向については、PIO-NET 情報や消費者安全法第 12 条に基づく通知情報等を的確に分析し、関係機関等に対し情報提供とともに、消費者安全法第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者等に対し、平成 24 年度において 6 件の注意喚起を実施しました。また、消費者安全法に基づく消費者事故等の通知及び消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故等の報告によって入手した情報を基に、消費者に向けて 29 件の注意喚起を実施しました。</p> <p>さらに、国民生活センターにおいて 70 件の情報提供（商品テスト情報を含む。）を実施し、これらの情報等について、平成 24 年 6 月と平成 25 年年 2 月に消費者安全法第 13 条の規定に基づき、消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果を公表し、国会に報告しました。</p>

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 5・6 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者事故等の情報の集約・分析・対応のうち消費者情報の分析・発信	25	25
	商品テスト事業、情報・分析事業	1,638 百万円の内数	1,638 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	7
消費者基本計画における具体的施策	<p>リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。</p> <p>また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。</p>
担当省庁等	消費者庁
実施時期	<p>一部実施済み<sup>(注7)</sup>。</p> <p>サイトの利用状況を把握し、機能改善等を検討します。</p>
実施状況	<p>これまで担当省庁等が個々に公表していた「リコール情報」について、消費者庁がこれらの情報を一元的に収集した上で、消費者が分野横断的にリコール情報を確認できる「消費者庁リコール情報サイト」の運用を平成24年4月1日より開始しました。また、同サイトにおいて、消費者の特性のうち年齢層に着目して、「高齢者向け」、「子ども向け」等のメール配信サービスも開始しました。</p> <p>さらに、これまでの同サイトの運用状況等を踏まえ、「リコール情報」をより分かりやすく消費者に伝えるために、検索機能の充実やリコールの対象となった商品の写真の掲載を可能とするなどの改善を実施しました。このほか、同サイトの普及を推進するため、消費者庁から各地方公共団体消費者担当部局に同サイトの周知と活用の依頼を行うとともに、関係省庁と連携して地方公共団体関係部局や関係業団体にも周知と活用の依頼を行いました。</p>

(注7) リコール情報一元化システムを構築し運用を開始。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 7 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み <sup>(注7)</sup> 。 サイトの利用状況を把握し、機能改善等を検討します。
見直しの考え方	リコール情報一元化システムの運用が開始されたため。

(注7) リコール情報一元化システムを構築し、平成25年4月1日に運用を開始。

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成24年度 当初予算額	平成24年度 補正後予算額
消費者庁	リコール情報等一元化関係経費	15	15

## 施策別整理表

施策番号	8
消費者基本計画における具体的施策	<p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等への監査を実施とともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行います。</p> <p>さらに、ユーザーの視点に立ち、消費者委員会の建議を踏まえ、自動車不具合情報ホットラインの周知・広報を行うとともに、リコール業務を適切に実施します。</p> <p>また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行います。</p>
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>国土交通省では、自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行っています。</p> <p>また、ユーザーからの不具合情報の収集を強化するため、「自動車不具合情報ホットライン (<a href="http://www.mlit.go.jp/RJ/">http://www.mlit.go.jp/RJ/</a>)」について周知活動を積極的に行いました。</p> <p>加えて、自動車リコール制度をより一層ユーザーの視点に立ったものとするため、これまで情報収集体制及び調査分析体制を強化してきました。</p> <p>さらに、同省に寄せられた不具合情報や事故・火災情報等を公表し、ユーザーへの注意喚起が必要な事案や適切な使用及び保守管理、不具合発生時の適切な対応を促進するために必要な事項について、ユーザーへの情報提供を実施しました。特に、「チャイルドシートの肩ベルトの調整を忘れずに！」及び「乗用車のアームレスト等の可動部にお子様が指等を挟み込まないよう注意しましょう」について報道発表等を通じ、ユーザー等への注意喚起を行いました。</p> <p>なお、平成 24 年度のリコール届出件数は 308 件及び対象自動車台数は 561 万 2,979 台でした。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 8 番	
具体的施策	<p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行います。</p> <p>さらに、ユーザーの視点に立ち、消費者委員会の建議を踏まえ、自動車不具合情報ホットラインの周知・広報を行うとともに、再リコール事案の届出が行われた際には技術検証を積極的に活用し、リコール業務を適切に実施します。</p> <p>また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行います。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため及び消費者委員会からの意見を踏まえて再度検討を行ったため。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
国土交通省	リコール対策の充実	252	252

## 施策別整理表

施策番号	9
消費者基本計画における具体的な施策	<p>子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開します。</p> <p>また、子どもに対するライターの使用の安全対策を検討します。</p>
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	<p>前段について、継続的に実施します。</p> <p>後段について、実施済み。</p>
実施状況	<p>0歳を除く子どもの死因の第1位は不慮の事故となっており<sup>*1</sup>、長年にわたりこの傾向は変わっていません。</p> <p>消費者庁では、子どもの不慮の事故を防止するための取組として、平成21年12月より、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を実施しています。</p> <p>具体的には、同プロジェクトのホームページにて、全国の先進的な取組事例等を紹介しているほか、子どもの事故予防等に関する情報を提供しています。平成24年10月には、「あなたのお子さんは安全？」をリニューアルし、事故が起こりやすい状況ごとに事故事例等を紹介しています<sup>*2</sup>。</p> <p>また、消費者庁に集約される事故情報を基にした注意喚起や事故予防の豆知識等を含む「子ども安全メール from 消費者庁」を毎週木曜日に配信しています。平成24年度においては、事故情報を踏まえ、ウォーターサーバーや電気ケトル等によるやけど防止の情報等を配信しました。これまで、第127号まで配信し、登録者数は2万3,593人となっています（平成25年3月28日現在）。</p> <p>さらに、より親しみやすい啓発活動を行っていくため、同プロジェクトのシンボルキャラクター及びテーマソングを平成25年1月23日に公表するとともに<sup>*3</sup>、全国の地方公共団体等主催の子ども関連イベントに参加し、チラシ・冊子等の配布やテーマソングの披露など積極的な啓発活動を行っています。</p>

\*1 厚生労働省「平成23年人口動態統計」による。

\*2 平成24年3月に、事故が起きた際の対処方法等を追加した。

\*3 一般公募を経てシンボルキャラクターとして「アブナイカモ」が採用され、消費者庁職員がテーマソング「おしえてね アブナイカモ」を制作した。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 9 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み <sup>(注9)</sup> 。 引き続き、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を継続的に展開します。
見直しの考え方	実施時期を具体的な内容に修正するため。

(注9) 平成 22 年度に消費生活用製品安全法の関係政省令を改正。使い捨てライター等を特別特定製品に指定し、チャイルドレジスタンス機能を義務化。施行は平成 23 年 9 月。

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	子どもの不慮の事故防止経費	8	8

## 施策別整理表

施策番号	10
消費者基本計画における具体的施策	<p>関連団体と協力し、子どもの安全安心と健やかな成長発達を目指したデザイン「キッズデザイン」の推進や ST マークなどの適切な運用により、事故の予防を図ります。</p> <p>キッズデザインによる製品市場の拡大を目指し、消費者庁等に収集される事故情報や産業界が有する技術的課題等を基に、人間特性・行動分析に強みを持つ研究者と企業等との共同による原因究明等を行います。得られる科学的知見を業種横断的に設計・デザインにおいて利用できる共通基盤として整備し、持続的に企業・業界団体等に提供・共有する体制を検討します。また、キッズデザイン製品等に関する理解を広めるため、社会全体への効果的な情報発信を行います。</p>
担当省庁等	経済産業省
実施時期	<p>前段について、継続的に実施します。</p> <p>後段について、平成 23 年度から平成 24 年度に実施します。</p>
実施状況	<p>経済産業省では、子どもの安全・安心と健やかな成長発達につながる生活環境の創出を目指したデザインである「キッズデザイン」の開発・普及を推進しています。平成19年度に、キッズデザインに優れた製品や取組等を表彰する「キッズデザイン賞」が創設され、特定非営利活動法人キッズデザイン協議会において運営がなされています。キッズデザイン賞の受賞作品には「キッズデザインマーク」の使用が認められます。第6回目にあたる平成24年においては、企業、地方自治体、研究機関などから合わせて377点の応募があり、そのうち249点が受賞しました。これによりキッズデザインの受賞は累計1,067件となりました。</p> <p>また、子どもを安全かつ安心して生み育てられる生活環境の整備に向けて、子どもの事故予防に配慮された設計・デザインによる製品の開発を、産業界が積極的かつ持続的に推進する体制を構築し、キッズデザインによる製品市場の拡大を目指して「キッズデザイン製品開発支援事業」を実施しました。具体的には、より安全・安心な製品を開発する上で必要となる、子どもの事故情報の分析データ、子どもの身体寸法や行動特性データ等を、業種の異なる企業・業界団体等に広く提供しました。この事業で得られた成果をホームページ「キッズデザインの輪 (<a href="http://www.kd-wa-meti.com/index.html">http://www.kd-wa-meti.com/index.html</a>)」において公開しています。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 10 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	前段については、継続的に実施します。 後段については、実施済み。（キッズデザイン製品開発支援事業が終了したため。）
見直しの考え方	後段については、「キッズデザインの輪」による基礎データの公開により、子どもの事故情報の分析データ等を企業・業界団体等に提供し、社会全体へ情報発信できる体制を構築したことをもって、キッズデザイン製品開発支援事業が終了したため。

### 【関連予算】（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
経済産業省	キッズデザイン製品開発支援事業	127	127

## 施策別整理表

施策番号	11
消費者基本計画における具体的な施策	化学製品の危険有害性を表示で分かりやすく情報提供するため、世界的に統一された分類表示ルール（GHS）の利用促進及び普及啓発を図ります。
担当省庁等	厚生労働省、経済産業省、環境省、関係省庁等
実施時期	一部実施済み <sup>(注11)</sup> 。 引き続き、関係省庁等において、分類表示ルール（GHS）の利用促進及び普及啓発を図る等、継続的に実施します。
実施状況	<p>「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」（以下「GHS※」という。）とは、人の安全・健康及び環境の保護を目的として、全ての化学品について、危険有害性（引火性などの物理化学的危険性、発がん性などの健康有害性、環境有害性）を国際的な統一基準で分類し、共通のラベル等により、化学品を譲り渡す者から譲り受ける者に分かりやすく伝達する仕組みであり、化学品の適正な管理に役立つものです。</p> <p>我が国では、化学物質排出把握管理促進法（以下「化管法」という。）、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）、毒物及び劇物取締法において、化学品の取引の際に、対象化学物質及びこれを含有する製品及び製剤については、その成分名等を SDS（安全データシート）に記載し、情報提供することが規定されています。</p> <p>経済産業省及び厚生労働省は、GHS の導入を促進するため、平成 24 年に化管法及び安衛法の省令等を改正しました。この改正により、化管法では対象化学物質について、安衛法では危険有害性を有する全ての化学物質について、GHS に準拠した SDS の提供及びラベル表示を行うことになりました。</p> <p>経済産業省では、GHS 分類作業を正確かつ効率的に実施するための手引きである「GHS 分類ガイダンス」を最新の国連 GHS 文書第 4 版に対応させるため、平成 24 年度にガイダンスの改訂を実施しました（平成 25 年度中に公開予定）。</p> <p>※ Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals の略。</p>

<sup>(注11)</sup> GHSに基づく化学物質等安全データシート（MSDS）（JIS Z7250）及びラベル表示（JIS Z7251）に係る二つの JIS を統合するとともに、最新の GHS と整合させ、平成 23 年度末に新たな JIS（JIS Z7253）として公示。

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 11 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
経済産業省	化学物質規制対策事業	443 百万円の内数	443 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	12
消費者基本計画における具体的施策	<p>消費者安全法に基づき、関係行政機関及び地方公共団体等から通知される重大事故等の情報について、消費者安全情報総括官制度や事故情報分析タスクフォースなどを通じて関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に分析・原因究明を進めます。また、医療機関とのネットワーク構築事業における委嘱医療機関等から製品等に係る事故に関する基本的な情報及び必要に応じて詳細情報を収集する仕組みを構築・運用し、適時見直しを行います。</p> <p>さらに、高度な事故分析能力を有する人材の確保・養成を図ります。</p>
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費生活において生命又は身体に被害を生じる事故に遭い医療機関を利用した被害者から事故の詳細情報を収集し、同種・類似事故の再発防止に活かしていく取組を着実に推進することを目的として、平成 22 年 12 月より、消費者庁と国民生活センターの共同事業として「医療機関ネットワーク」（参画医療機関は 13 機関）を開始しました。</p> <p>平成 24 年度末時点で、同ネットワーク参画医療機関から登録された生命・身体に関わる事故情報は、約 1 万件超となっています。</p> <p>収集した情報のうち、事故が多発しているもの、被害の拡大が想定されるものなどについては、更に詳細な情報を収集したり、事故の被害者に直接事故の状況等を聞き取りしたりするなどして事故内容の分析を行うとともに、収集・分析した事故情報を、注意喚起の実施に活用しています。</p> <p>平成 24 年度は「電気ケトルの転倒等による乳幼児の熱傷事故にご注意ください」、「乳幼児の歯ブラシによる事故に注意！」の 2 件の注意喚起と、「歩行器は進行方向に障害物があると転倒しやすい」、「歯磨き中の事故にご注意」など 11 件のメールマガジンの配信を行いました。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 12 番	
具体的施策	消費者安全法や消費生活用製品安全法に基づき収集された重大事故等の情報について、関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に集約及び分析・共有を進めます。また、医療機関とのネットワーク構築事業における委嘱医療機関等から製品等に係る事故に関する基本的な情報及び必要に応じて詳細情報を収集する仕組みを構築・運用し、適時見直しを行います。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	平成 24 年 10 月 1 日に消費者安全調査委員会が設置されたことに伴い、事故情報分析タスクフォースは活動を終了したため。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	重大事故受付対応の安全評価・監視関連の会議費用（事故情報分析タスクフォース）	8 百万円の内数	8 百万円の内数
	事故原因分析調査	41	41
	医療機関ネットワーク	23	23

## 施策別整理表

施策番号	13-2
消費者基本計画における具体的な施策	<p>消費者庁は、「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方の検討、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくり、事故調査と刑事手続との関係の整理なども進めながら、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備します。</p>
担当省庁等	消費者庁、警察庁、法務省、経済産業省、国土交通省、関係省庁等
実施時期	<p>一部実施済み<sup>(注 13-2)</sup>。</p> <p>引き続き体制整備について必要な準備を進め、平成 24 年度中の体制の具体化を目指します。</p>
実施状況	<p>消費者庁の設置以前より、消費者の生命や身体の被害に関する様々な事故が発生していました。しかし、消費者庁設置時に施行された消費者安全法では、事故の原因を究明し、再発・拡大防止のための事故調査を行う仕組みは十分とは言えませんでした。このことは、「消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議（参議院）」（平成 21 年 5 月 28 日）において、「消費者事故等についての独立した調査機関の在り方について法制化を含めた検討を行う」とされ、その後の検討課題となりました。</p> <p>このような背景から、平成 22 年 8 月、消費者庁は、被害者の遺族や消費者団体を含めた有識者からなる「事故調査機関の在り方に関する検討会」を立ち上げ、関係府省や関係機関の協力も得ながら、同検討会において平成 23 年 5 月に取りまとめがなされました。</p> <p>消費者庁は、この取りまとめを踏まえて、事故調査機関として「消費者安全調査委員会」を設置し、調査のために必要な権限等を定める「消費者安全法の一部を改正する法律案」を平成 24 年 2 月に国会に提出しました。この法律案は、同年 8 月に成立し、同年 10 月には一部が施行されて、消費者庁に消費者安全調査委員会が設置されました<sup>*1</sup>。また、同時に、消費者庁消費者安全課に「事故調査室」が設置され、同調査委員会の事務をサポートすることになりました。</p> <p>同調査委員会は、内閣総理大臣が任命する 7 人の非常勤の委員からなる合議制の機関であり、下部組織として、事故調査の実務を担う事故調査部会等が設置されています。同調査委員会は、生命・身体の被害に関する消費者事故等の中から、事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減を図るために原因を究明する必要がある事故を選定し、調査を行います。その際、同調査委員会は、調査権限を行使するなどして自ら調査を行うほか、他の行政機関等により調査が行われている場合には、その調査を評価（活用）して原因を究明します。</p> <p>また、必要に応じて、被害の発生・拡大防止のため講ずべき施策・措置について、内閣総理大臣や関係行政機関の長に勧告や意見具申を行うこともできます。</p> <p>平成 24 年 10 月の設置後まもなく、第 1 回調査委員会が開催され、「消費者安全調査委員会運営規程」<sup>*2</sup>、「事故等原因調査等の対象の選定指針」<sup>*3</sup>などが決定されました。同年 11 月に開催された第 2 回調査委員会では、平成 17 年 11 月 28 日に東京都で発生したガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故<sup>*4</sup>、平成 18 年 6 月 3 日に東京都で発生したエレベーター事故<sup>*5</sup>、</p>

(注 13-2) 平成 24 年 2 月 14 日、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う「消費者安全調査委員会」を消費者庁に設置すること等を規定する「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会に提出済み。

平成 21 年 4 月 8 日に東京都で発生したエスカレーター事故<sup>\*6</sup>を含む 5 件の事故が調査等の対象として選定され、事故調査部会において調査等が行われているところです。

さらに、調査委員会の設置と同時に、消費者安全法に基づき事故等原因調査等の申出制度が開始されました。この制度は、調査が必要な事故を効果的に捕捉して、被害の発生・拡大防止につなげていくことを目的としており、消費者の生命・身体の被害に関する消費者事故等について調査が必要と思われる場合は、誰でも調査委員会に調査を求めるすることができます。調査委員会では、平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに 73 件の申出を受け付け、調査等の端緒情報として活用しています。

<sup>\*1</sup> 消費者安全法の一部を改正する法律は、消費者安全調査委員会の設置と重大な財産被害に対する措置等を規定しており、前者は平成 24 年 10 月に施行、後者は平成 25 年 4 月に施行された。

<sup>\*2</sup> 調査委員会の議事の手続その他調査委員会の運営に必要な事項が決定された。

<sup>\*3</sup> 調査委員会が事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減を図るために原因を究明する必要がある事故等を選定するにあたり、「公共性」「被害の程度」「単一事故の規模」「多発性」「消費者による回避可能性」「要配慮者への集中」の各要素を総合的に勘案して判断することが決定された。

<sup>\*4</sup> 昭和 55 年 4 月から 7 月までに製造された半密閉式ガス瞬間湯沸器に関し、不正改造による一酸化炭素中毒の死亡事故が判明した。

<sup>\*5</sup> 平成 18 年 6 月、東京都港区の共同住宅で、当時高校生の男子生徒が、エレベーターから降りようとしたところ、扉が開いたままの状態でエレベーターが上昇し、乗降口の上枠とかごの床部分の間に挟まれて死亡した事故。

<sup>\*6</sup> 平成 21 年 4 月、東京都港区の商業施設で、下りエスカレーターの手すりに体を持ち上げられた男性会社員が階下に転落して死亡した事故。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 13-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 (平成 24 年 8 月に消費者安全法の一部を改正する法律が成立し、同年 10 月に消費者安全調査委員会が設置されたため。)
見直しの考え方	平成 24 年 8 月に消費者安全法の一部を改正する法律が成立し、同年 10 月に消費者安全調査委員会が設置された。このことにより、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制は整備された。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者安全調査会（仮称）等に関する経費	15 の内数	15 の内数
	生命・身体分野の消費者事故調査等に関する経費	70 の内数	70 の内数

## 施策別整理表

施策番号	13-2-2
消費者基本計画における具体的な施策	「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を果たすため、消費者委員会の役割を含めて必要な検討を行い、体制を整備します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	一部実施済み <sup>(注 13-2-2)</sup> 。 引き続き体制整備について、施策番号 13-2 と併せて必要な準備を進め、平成 24 年度中の体制の具体化を目指します。
実施状況	施策番号 13-2 番に記載

(注 13-2-2) 平成 24 年 2 月 14 日、消費者事故等の調査を行うとともに他の行政機関が実施する調査等の評価・活用、事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能も果たす「消費者安全調査委員会」を消費者庁に設置すること等を規定する「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会に提出済み。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 13-2-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 (平成 24 年 8 月に消費者安全法の一部を改正する法律が成立し、同年 10 月に消費者安全調査委員会が設置されたため。)
見直しの考え方	平成 24 年 8 月に消費者安全法の一部を改正する法律が成立し、同年 10 月に消費者安全調査委員会が設置された。このことにより、消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等を行う体制は整備された。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者安全調査会（仮称）等に関する経費	15 の内数	15 の内数
	生命・身体分野の消費者事故調査等に関する経費	70 の内数	70 の内数

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 13-2-3 番 (新規施策)	
具体的施策	消費者安全調査委員会は、生命・身体被害が発生した場合において、被害の発生・拡大の防止を図るために原因を究明することが必要であると認めるときには、事故等原因調査等を行い、必要に応じて、その発生・拡大の防止のため必要な施策・措置について勧告・意見具申を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。

## 施策別整理表

施策番号	13-3
消費者基本計画における具体的な施策	医療分野における事故の原因究明及び再発防止の仕組みの在り方について、必要な検討を行います。
担当省庁等	厚生労働省、関係省庁等
実施時期	引き続き検討を行います。
実施状況	<p>厚生労働省では、平成 24 年 2 月に、「医療の質の向上に資する無過失補償制度等のあり方に関する検討会」の下で「医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会」を開催し、医療事故の原因究明及び再発防止の仕組み等のあり方について検討を開始しました。平成 25 年 3 月末までに 11 回開催したところであり、引き続き検討を行っています。</p> <p>その後、平成 25 年 5 月 29 日に開催された第 13 回検討部会において、制度の基本的な在り方について取りまとめられました。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 13-3 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	平成 25 年 5 月に、「医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会」において制度の基本的なあり方についてとりまとめを行いました。今後、できるだけ早期に制度を開始できるよう法制化の作業などの準備を進めます。
見直しの考え方	平成 25 年 5 月 29 日に検討部会がとりまとめた「医療事故に係る調査の仕組み等に関する基本的なあり方」を踏まえ、今後進めるべき作業を具体的に示すため。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	13-4
消費者基本計画における具体的な施策	食品等による窒息事故の再発防止に向けて、食品の物性・形状面での安全性の確保のために必要な措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者庁ではこれまで、食品等に起因する窒息事故の防止に取り組んできました。</p> <p>平成 24 年度は、窒息事故については 2 回、消費者に注意喚起を行いました。「子どもの窒息事故にご注意ください」(平成 24 年 8 月 24 日)、「年末年始、高齢者の中等による窒息事故にご注意!」(平成 24 年 12 月 25 日)</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 13-4 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	14
消費者基本計画における具体的施策	消費生活用製品に関して、消費生活用製品安全法に基づく事故情報報告公表制度等を活用し、収集された事故情報の分析と原因の調査・究明に取り組むとともに、同種事故再発防止のための事業者による適切な市場対応を促し、消費者に対する啓発及び事故未然防止のための技術基準改正等の検討を行います。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	引き続き検討を行います。
実施状況	<p>経済産業省では、LED ランプ等 4 品目に関する改正政令の施行を行うとともに（平成 23 年 7 月公布、平成 24 年 7 月施行）、これらの品目等に関する改正技術基準省令等の施行を行いました（平成 24 年 1 月公布、同年 7 月施行）。また、携帯用レーザー応用装置に係る技術基準省令の改正を行いました（平成 24 年 11 月公布、施行）。</p> <p>また、平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月末までに消費生活用製品安全法第 35 条に基づき政府に報告・受理された重大製品事故（1,077 件）について、製品事故の原因究明を行うとともに、その結果について公表し、事故情報の提供と注意喚起を行っています。その中で、製品の回収等が必要な場合は、事業者に対して市場対応を要請するとともに、特に緊急の対応が求められる場合は、消費生活用製品安全法第 39 条第 1 項（危害防止命令）に基づき、当該事業者に対して該当する製品の回収や消費者向けの注意喚起を行うなど、必要な措置を講ずるよう命じることとしています（平成 25 年 2 月に TDK 株式会社がリコールを実施している加湿器が火元と見られる重大製品事故が発生し、同年 3 月に同社に対して、同法に基づく危害防止命令を発出し、未回収製品の回収、消費者への注意喚起、措置状況の報告を命じました。また、関係流通事業者に対して、当該リコール情報の消費者への周知等、危害防止命令に関する協力要請を行いました。）。</p> <p>そのほか、関係機関と連携し、製品事故の未然防止のため各種注意喚起を行っています。例えば、学校で発生する事故については、平成 24 年 5 月に地方公共団体や教育機関に対して「学校で発生した製品事故に関する情報提供について」を配布し、各学校における事故の予防に役立てることができるよう周知を図りました。また、介護ベッドについては、同年 6 月に地方公共団体や施設等関係機関に対して事故の再発防止の注意喚起の文書を発出するとともに、介護ベッドの設置状況の点検を行うよう促しています。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 14 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
経済産業省	商取引適正化・製品安全に係る事業	508 百万円の内数	508 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	15
消費者基本計画における具体的施策	昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表します。また、事故に係る調査体制の充実を図りつつ、調査機関の在り方について検討します。
担当省庁等	消費者庁、国土交通省
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。
実施状況	<p>昇降機（エレベーター、エスカレーター）や遊戯施設の安全性の確保のため、国土交通省では、「社会资本整備審議会昇降機等事故調査部会」において事故原因究明のための調査を行い、平成24年度には「文京区内遊園地コースター部品落下事故調査報告書」等の4件の事故の事故調査報告書を取りまとめて公表するなど、昇降機や遊戯施設の事故原因究明と再発防止対策の検討を行っています。</p> <p>平成24年10月からは、事故再発防止のために必要な技術基準の見直し等を担当する職員を増員し、必要な技術基準の見直し等を進めています。</p> <p>また、平成24年10月31日に発生した金沢市のエレベーターでの死亡事故※を受け、国土交通省では、直ちに「社会资本整備審議会昇降機等事故調査部会」において事故原因究明のための調査を行い、平成25年2月には「石川県内エレベーター戸開走行事故調査中間報告書」を取りまとめて公表し、同様の事故の再発防止に向けた取組を進めています。</p> <p>なお、前述のとおり、平成24年10月に消費者庁に設置された消費者安全調査委員会は、エレベーター等の事故についても調査等の対象として選定し、事故の原因を究明するための調査等を進めています（施策番号13-2番参照）。</p> <p>※ 平成24年10月、石川県金沢市の宿泊施設で、女性従業員がエレベーターに乗り込もうとしたところ、扉が開いたままの状態でエレベーターが上昇し、乗降口の上枠とかごの床部分の間に挟まれて死亡した事故。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 15 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	16
消費者基本計画における具体的施策	製品等の利用により生じた事故等について、捜査を推進し、責任の所在を明らかにすることにより、関係行政機関と協力しながら再発防止を図ります。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>近年、ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故やエレベーターによる死亡事故等、消費者被害に関する事故が発生しており、事故発生の原因や責任の所在捜査はもちろんのこと、事故の再発防止、被害拡大防止が求められています。</p> <p>これらを背景として、都道府県警察では、製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際には、迅速に捜査を推進し、責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関とともに事故現場等において情報交換を積極的に行うなど相互に協力しながら再発防止を図っています。</p> <p>また、警察庁では、都道府県警察に対して、製品等の利用により生じた事故等の情報収集や関係行政機関との協力の必要性等について指示しているほか、こうした事故等を認知した際には、関係行政機関に通知するなどしています。</p> <p>なお、製品等の利用により生じた事故について、平成 24 年度中に警察庁が関係行政機関に対して通知した件数は 58 件であり、平成 23 年度に比べて 10 件増加しています。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 16 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	17
消費者基本計画における具体的施策	国民生活センターにおいて、製品評価技術基盤機構などの関連機関が保有する製品事故情報等の共有化、技術・知見の活用を図るとともに、商品テストの実施に当たっては、各法人の特性を活用した役割分担を促進します。また、自治体からのテスト依頼への対応や、技術的な調査・分析機能を強化するため、手法の改善に取り組みます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	一部実施済み <sup>(注17)</sup> 。引き続き、関連機関との連携を促進するなど、継続的に実施します。
実施状況	<p>国民生活センターでは、全国の消費生活センター等で受け付けた商品に関する苦情相談の解決のために商品テストを行うとともに、商品群として問題があると考えられる場合は、被害の未然防止・拡大防止のために商品テストを実施し、広く情報提供しています。</p> <p>商品テストの実施に当たっては、外部テスト機関や事業者、専門家の技術・知見の活用を図っています。</p> <p>また、地方公共団体からの相談解決のためのテスト依頼については、原則として全件に対応していることから、調査・分析機能の強化を図るため、テスト担当職員を積極的に研修等に派遣するとともに、定型的なテストや専門的なテストは積極的に外部試験機関等に依頼し、テスト手法の改善・効率化を図っています。</p> <p>さらに、重大消費者事故にかかる商品テストを国民生活センターで実施する場合は、消費者庁に事前に連絡を行っているほか、消費者安全調査委員会の設置後は、同委員会の事務局である事故調査室も加えて意見交換・情報提供を定期的に実施しています。</p>

(注17) 国民生活センターと製品評価技術基盤機構、農林水産消費安全技術センターとの間で、国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析の実施を依頼できるよう協定を締結。

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 17 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	商品テスト事業	1,617 百万円の内数	1,617 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	18
消費者基本計画における具体的施策	製品評価技術基盤機構と国民生活センターなど関連機関との相互の協力関係を強化するとともに、製品評価技術基盤機構が行う事故原因究明の機能強化を図ります。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）では、事故原因究明の機能強化を図るため、平成 21 年度以降、隨時、製品事故原因究明に関する試験施設等の整備及び増強を行っています。</p> <p>平成 24 年 4 月には NITE の一部組織を改組し、燃焼技術センターを設置しました。また、事故原因究明の取組については、リスク評価手法に基づく調査事案の優先度付けにより、調査の効率化の徹底を引き続き実施しています。</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）を踏まえ、平成 23 年 5 月 17 日に締結した NITE 及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターとの協定に基づき、定期的に意見交換、情報提供を実施して相互の協力関係を強化しています。特に、NITE との間では、テレビ会議等により情報共有を密に行い、重複して同種のテストを実施しないなどの調整を図るとともに、平成 24 年度からは、商品テスト事業に必要な分析を NITE が行うなど、緊密に連携を図っています。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 18 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み。継続的に実施します。
見直しの考え方	NITE の機能強化を図るため、隨時、製品安全原因究明に係る試験施設等の整備又は増強を行っているため。また、関連機関相互の協定に基づき、定期的に連絡会議を実施するなど、緊密に連携を図っているため。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	19
消費者基本計画における具体的施策	市民の身近な安全に影響を与えるおそれのある製品事故等を未然に防止するため、事故情報を収集し早期に分析・把握し、公表します。具体的には、製品火災等に係る情報の収集及び公表、類似火災・事故や技術動向などの横断的な分析及び精密な調査の実施、発火時の使用環境の再現実験等を行うことにより、製品火災・事故等に係る未然防止策等を推進します。
担当省庁等	総務省（消防庁）
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>近年の火災の出火原因は極めて多様化しており、その中で自動車、電気用品やストーブなど、国民の日常生活に身近な製品が発火源となる火災が発生していることから、消防庁では、消費者の安全・安心の確保を図るため、製品火災の未然防止に向けた取組を強化しています。特に、製品火災情報については、消防機関の特性を活かして火災情報を網羅的に収集する体制を確立し、発火源となった製品の種類ごとに火災件数を集計して、製造事業者名と製品名などを四半期ごとに公表することにより、国民への注意喚起を迅速かつ効率的に行ってています。</p> <p>この調査結果については、全国の消防機関に通知するとともに、収集した火災情報を消費者庁、経済産業省及び国土交通省と共有し、連携して製品火災対策を推進しています。また、製品火災対策の強化を図ることを目的として、平成 24 年 6 月 27 日に改正消防法が成立し、平成 25 年 4 月 1 日より、消防機関は火災の原因である疑いがある製品の製造事業者又は輸入事業者に対して、資料提出等を命ずることができるようになりました。さらに、製品火災対策の一環として、平成 23 年度より、製品火災に関する情報及び火災調査結果に関して消防機関と NITE との連携強化を図っています。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 19 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します <sup>(注19)</sup> 。
見直しの考え方	消防法の一部改正により、火災原因と疑われる製品の製造事業者等に対する資料提出命令権等を消防機関に付与したため（平成 25 年 4 月 1 日施行）。

<sup>(注19)</sup> 消防法を一部改正し、火災原因と疑われる製品の製造事業者等に対する資料提出命令権等を消防機関に付与（平成 25 年 4 月 1 日施行）。

### 【関連予算】（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
総務省（消防庁）	製品火災対策の推進	20	20

## 施策別整理表

施策番号	20
消費者基本計画における具体的施策	食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する「基本的事項」を内閣府及び消費者庁における所要の体制整備を図った上で改定し、それに基づいて、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁、内閣府、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省、関係省庁等
実施時期	一部実施済み <sup>(注 20)</sup> 。 継続的に実施します。
実施状況	<p>食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項（平成 16 年 1 月 16 日閣議決定）とは、食品安全行政に関して講じられる各般の措置についての具体的な推進方策を定めたものです。</p> <p>本基本的事項については、平成 16 年の閣議決定以降の食品安全をめぐる状況の変化や、消費者庁の設置に伴う食品安全行政に関する体制の変更等に応じた見直しを行いました（平成 24 年 6 月 29 日閣議決定）。具体的には、①いわゆる「すき間事案」については、消費者庁が消費者安全法に基づき措置すること、②リスクコミュニケーションに係る関係府省の事務の調整を消費者庁が実施すること、③食品事故に係る緊急対策本部は、消費者担当大臣が設置することなどについて新たに記述され、消費者庁が、食品安全に関わる行政機関として本基本的事項において明確に位置付けられました。</p>

(注 20) 食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する「基本的事項」を改定。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 20 番	
具体的施策	食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する「基本的事項」(平成 24 年 6 月改定)に基づいて、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じます。
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。
見直しの考え方	「基本的事項」の改定は平成 24 年 6 月 29 日に閣議決定されたため。

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	21
消費者基本計画における具体的施策	<p>関係省庁等は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。</p> <p>消費者庁においては、所要の体制整備を図った上で、関係行政機関等の協力を得て、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等との連携を図りながら、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの一層の促進のために必要な措置を講じます。</p>
担当省庁等	消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>平成23年3月11日の東日本大震災に伴って発生した東京電力福島第一原子力発電所事故による環境中への放射性物質の放出を契機として、食品安全に関するリスクコミュニケーションの内容は大きく変わり、食品中の放射性物質に関する対応を緊急にかつ中心的に行うこととなりました。</p> <p>このうち、関係府省が連携した取組として、平成23年度には食品安全委員会と厚生労働省が共催し、農林水産省も参画した説明会を7回行いました。平成24年6月には、食品安全基本法第21条第1項に定める基本的事項の改定を閣議決定し、消費者庁が食品安全行政を実施する機関として明確に位置付けられ、リスクコミュニケーションに係る関係府省庁等の事務の調整を担うこととされました。</p> <p>これを受け、これまで以上に関係府省庁等の連携を図ることとし、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省（以下「4省庁」という。）が共催し、食品中の放射性物質に関する正しい情報提供に重点を置いた比較的大規模な会場でのシンポジウム形式によるリスクコミュニケーションを各地の県庁所在地等で27回開催するとともに、3種類のポスター各2万枚、リーフレット各92万部を作成し、公共施設や店頭等における消費者への情報提供として全国で配布しました。</p> <p>また、関係府省庁等が連携した食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの取組として、平成24年度には、食品安全委員会、厚生労働省及び消費者庁共催によるBSE（牛海綿状脳症）対策の見直しに関する説明会を2回、厚生労働省と消費者庁の共催による輸入食品の安全性確保に関する意見交換会を3回、それぞれ開催しました。</p> <p>なお、関係府省庁等ごとに行った食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの取組は、以下のとおりです。</p> <p>食品安全委員会では、東日本大震災への対応として、「放射性物質に関する緊急とりまとめ」（平成23年3月）、「食品中に含まれる放射性物質」に関する評価書（平成23年10月）について、評価書の概要やQ&amp;Aと併せてホームページで公表しました。また、地方公共団体との共催による意見交換会等を、平成23年度には14回、平成24年度には8回開催しました。さらに、地方公共団体等で開催された意見交換会等への講師の派遣を行いました。</p> <p>そのほか、平成24年度には、農薬、食品添加物、遺伝子組換え食品、食肉の生食の食品健康影響評価等に係る意見交換会を17回開催するとともに、地方公共団体等で開催された意見交換会への講師の派遣を行いました。また、ホームページ等を通じて食品の安全性に関する情報提供を行いました。</p>

実施状況	<p>厚生労働省では、食品中の放射性物質対策以外の食品の安全性に関する様々なテーマについても、説明会等を平成 23 年度には 8 回、平成 24 年度には 2 回主催するとともに、地方公共団体等での意見交換会への講師の派遣を行いました。また、平成 24 年 4 月 1 日から施行された食品中の放射性物質の基準値についてのリーフレットや説明会の資料等を含む開催概要を同省のホームページに掲載するなど、消費者の食品の安全性に関する知識と理解を図るための情報提供を行いました。さらに、平日は毎日、都道府県等が実施している食品中の放射性物質の検査結果を取りまとめ、ホームページで公表し、消費者への迅速な情報提供を行いました。そのほか、牛レバーの生食、真空パック食品のボツリヌス菌、ノロウイルスによる食中毒についての注意喚起のリーフレットを作成し、ホームページに掲載するなど科学的知見に基づいた情報の提供や注意喚起を行いました。</p> <p>農林水産省では、消費者の視点に立った農林水産行政を進めるため、消費者団体との懇談会等を開催するとともに、食品の安全性等に関する正しい知識の普及のために、本省及び各地方農政局等において各種説明会、出張講座等の実施や講師の派遣を行っています。</p> <p>また、食品中の放射性物質について、正確な情報提供を通じて正しい知識の普及を図るために、4 省庁共催による説明会の開催のほか、消費者団体や食品製造・流通業者等に対して、平成 23 年度には 25 回、平成 24 年度には 111 回の説明会を開催するとともに、ホームページ等を通じた分かりやすい情報の発信を行いました。</p> <p>さらに、東日本大震災による被災地やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・食品を積極的に消費することで被災地等の復興を応援するため、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、食品産業事業者、地方公共団体等の協力を得て、被災地産の農産物等の販売フェアや各府省庁の食堂・売店、社内食堂での積極的利用等の取組を推進しています。</p> <p>平成 24 年度には、農林水産省だけでなく、経済産業省、総務省、国土交通省、防衛省からも、関連業界団体に対し、被災地産の農産物等の積極的な消費を働きかけてきました。その結果、「食べて応援しよう！」に賛同した取組は 542 件（平成 23 年 4 月～平成 25 年 3 月）となっています。このうち、被災地産食品販売フェア等は 405 件、社内食堂等での食材利用は 72 件、セミナー・シンポジウムの開催等は 65 件となっています。</p> <p>このほか、出先機関を含めた各府省庁の食堂・売店（全調査対象 1,303 か所）のうち、632 か所において、被災地で生産された農産物等が利用・販売されました。米については 5,232 トン（総利用・販売量の 38% に相当）のうち、福島県産米 1,445 トンを利用・販売しました。（平成 24 年 10 月末時点。）このほか、最近の事例としては、農林水産省内の職員食堂で、平成 25 年 1 月～平成 25 年 3 月まで、福島県産米を始めとする被災地産食品を利用したメニューを提供しました。</p> <p>消費者庁では、平成 23 年度に地域の消費者団体等と連携して、「食品と放射能」をテーマとしたリスクコミュニケーション等を 45 回、「健康食品による健康被害」について意見交換会を 3 回それぞれ開催しました。</p> <p>また、このほかに食品分野を含む、注意喚起を要すると考えられる消費者事故例等を取り上げた安全啓発資料等について、前年度の実施状況を踏まえて見直すとともに、それらを活用した講座を全国 30 か所で実施しました。</p> <p>平成 24 年度の食品中の放射性物質に関する取組では、地方公共団体との連携により、職員が講師を務める小規模な双方向対話型集会の開催（福島県（県内 46 か所）、福島市（市内 17 か所）、二本松市（市内 4 か所）等）等、開催ニーズに則したリスクコミュニケーションに取り組み、全国 148</p>
------	---

か所で開催しました。

さらに、平成 23 年度以降、食品・水道水の検査結果や、出荷・摂取制限の範囲など、正確な情報をホームページで発信しているほか、放射性物質や、食品等の安全の問題を分かりやすく説明する冊子「食品と放射能Q & A」を作成（平成 23 年 5 月 30 日～適宜改訂、平成 24 年 8 月 31 日現在第 7 版）し、ホームページで公表するとともに、配付しています。

このほか、消費者自身が放射性物質を測定したいというニーズに基づき、地方公共団体が測定事業を実施する際に放射性物質検査機器を貸与する取組では、平成 24 年度に全国 278 の地方公共団体に対して、392 台の配備を行いました。また、平成 25 年 2 月には、被災地域及び被災地產品的主要仕向け先の都市圏の消費者約 5 千人を対象として、インターネットを通じた消費者意識の実態調査を行いました。今後、その結果を各種取組に活用することとしています。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 21 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者安全施策企画推進事業	16	16
食品安全委員会	リスクコミュニケーション実施経費	26	26
厚生労働省	食品安全に関する情報提供や意見交換（リスクコミュニケーション）の推進（※）	16	16

※ 施策番号 22 番の一部と重複

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 21-2 番（新規施策）	
具体的施策	食品と放射能に関する消費者理解の増進を推進します。 消費者庁内に設置された「食品と放射能に関する消費者理解増進チーム」において、放射能に関する消費者の意識調査や生産者を含めた事業者からのヒアリング等により、食品の風評被害の実態を把握し、その結果を踏まえ、消費者理解の増進に必要な措置を講じ、風評被害の払拭を図ります。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。

## 施策別整理表

施策番号	22
消費者基本計画における具体的施策	食品安全に関するリスク管理は、科学的知見に基づき、国際的動向や国民の意見に配慮しつつ必要な措置を講じる必要があることから、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に反映させ、リスク管理措置を講じます。
担当省庁等	厚生労働省、農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>国産農畜水産物や食品の安全性を向上させ、健康への悪影響を未然に防止するためには、生産から消費にわたってリスク管理に取り組むことが不可欠です。</p> <p>農林水産省では、まず、食品が安全できるかどうか、安全性を向上させる措置をとる必要があるかどうかを知るために、食品安全に関する情報を収集・分析し、優先的にリスク管理の対象とする有害化学物質・有害微生物を決定した上で、農畜水産物・食品中の含有実態調査を行っています。その上で、これらの実態調査の結果を解析し、必要がある場合には、低減対策を検討することとしています。これらの各過程において、生産者、事業者、消費者、地方公共団体等と情報・意見の交換を行い、必要に応じそれらの情報・意見をリスク管理措置に反映させています。</p> <p>平成 24 年度には、有害化学物質について、平成 15 年度から平成 22 年度に実施し公表してきた含有実態調査の結果を一冊のデータ集として取りまとめ、広く配布しました。また、有害微生物の汚染実態調査等の結果を基に、牛肉、鶏肉に加え、鶏卵の生産農場への食中毒菌の侵入やまん延を防ぐ対策を取りまとめた生産者及び指導者向けのハンドブックを作成・公表し、生産現場への普及を始めました。</p> <p>厚生労働省では、飲食に起因する衛生上の危害の発生に関するリスク管理機関として、食品衛生法に基づき、食品に残留する農薬、汚染物質や食品に使用する添加物など、食品や添加物等の規格基準の設定を行っています。これらは、内閣府に設置された食品安全委員会が科学的知見に基づいて行うリスク評価の結果に基づき、食品事業者や消費者等関係者の意見等を踏まえて実施しているものです。例えば、食品添加物については、その食品添加物が人の健康を損なうおそれのない場合に限って使用を認めた上で、品質の安定したものが流通するよう、純度や成分について成分規格を定め、過剰摂取による健康被害が生じないよう、食品ごとに使用基準を定めるなどしています。さらに、実際に市場から仕入れた食品中の添加物の種類と量を検査し、国民一人当たりの摂取量を調査するなど、継続的な安全確保に努めています。</p> <p>また、食品の安全性を確保するためには、厚生労働省や都道府県等関係行政機関が連携して、規格基準の遵守等に関する監視指導を実施することが重要です。これを重点的・効率的かつ効果的なものとするため、厚生労働省では「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」を定め、輸入について同省が、国内流通について各都道府県等が、それぞれ関係者の意見を踏まえつつ、毎年度、監視指導計画を作成・公表の上、監視指導を実施しています。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 22 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
厚生労働省	食の安全の確保	12,949	12,548

## 施策別整理表

施策番号	23
消費者基本計画における具体的な施策	リスク評価機関の機能強化や、リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」について、関係省庁の連携の下、検討を行います。
担当省庁等	消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、関係省庁等
実施時期	リスク評価機関の機能強化については、平成23年度における施策の実施状況を踏まえ、平成24年度においても、継続的に取組を実施します。 リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」については、平成23年度以降検討を開始します。
実施状況	<p>食品安全基本法では、食品のリスクが存在することを前提として、これをコントロールしていくという考え方の下、「リスクアナリシス」<sup>*1</sup>という考え方方が導入されています。また、同法に基づき、食品の安全性について、科学的知見に基づいて中立公正に「リスク評価」を行う機関として、平成15年7月、内閣府に食品安全委員会が設けられ、人の健康に悪影響を及ぼすおそれのあるものを含む食品を摂取することによって、どの位の確率で、どの程度人の健康に悪影響が生じるかを科学的に評価しています。</p> <p>食品安全委員会では、評価体制の強化を図るとともに、平成24年11月には、欧州食品安全機関（EFSA<sup>*2</sup>）の第1回定期会合を開催し連携強化を図るなど、リスク評価機関としての機能強化に努めています。なお、平成25年3月31日時点でのリスク管理機関からの要請や自ら行うことと決めた1,908件の事案のうち、1,340件の評価を終えています。</p> <p><sup>*1</sup> リスクアナリシスとは、①食品中に含まれる特定の物質等が人の健康に及ぼす影響を科学的に評価する「リスク評価」と、②リスク評価の結果に基づいて国民の食生活等の状況を考慮して基準の設定や規制等の対応を行う「リスク管理」、③これらの情報を共有して、消費者、事業者、行政機関等が情報・意見交換する「リスクコミュニケーション」の3要素からなる考え方のこと。</p> <p><sup>*2</sup> European Food Safety Authority の略。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 23 番	
具体的施策	リスク評価機関の機能強化について、検討を行います。
担当省庁等	食品安全委員会
実施時期	過去の施策の実施状況を踏まえ、継続的に取組を実施します。
見直しの考え方	リスク管理については、現行の体制で取り組むことが適切であるため。

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	24	
消費者基本計画における具体的施策		<p>「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米・米加工品について平成 22 年 10 月に施行される取引等の記録の作成・保存の制度の定着を図ります。</p> <p>また、その他の飲食料品についても、農林漁家、中小事業者の取組を推進しつつ、同法の実施状況を踏まえ、関係省庁が連携し、仕入先、仕入日、販売先、販売日の記録の作成・保存の義務付け等について検討し、必要に応じて所要の措置を講じます。</p>
担当省庁等		国税庁、農林水産省
実施時期		<p>前段について、継続的に実施します。（平成 22 年 10 月施行）</p> <p>後段について、同法の実施状況を踏まえ検討を行います。</p>
実施状況		<p>米穀等（米穀、米加工品の中間原材料及び米加工品）の流通に関しては、問題が発生した際に速やかに流通ルートや原因を特定し、必要な対策が円滑に講じられることが重要です。そのため、農林水産省及び国税庁ではトレーサビリティ法に基づく米穀等に係る取引等の記録作成・保存の状況の確認等のため、米穀事業者に対する巡回立入検査等を全国で実施し、制度の定着を図っています。</p> <p>また、農林水産省では、米穀等以外の飲食料品についても、食品事業者によるトレーサビリティの取組を推進するため、地域におけるセミナー開催等の普及活動を推進したほか、食品トレーサビリティに関する各種の情報収集を行いました。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 24 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
農林水産省	消費・安全対策交付金	2,606 百万円の内数	2,606 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	25
消費者基本計画における具体的施策	高度な取組内容を含む農業生産工程管理（GAP <sup>(注25)</sup> ）の共通基盤づくりを進めるとともに、指導者の育成や産地での導入等に対する支援を充実し、産地における更なる取組の拡大と取組内容の高度化を推進します。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>農業生産工程管理（以下「GAP※」という。）とは、農業生産活動を行う上で必要な点検項目を関係法令等に則して定め、これに沿って、各工程の正確な実施、記録、点検及び評価による持続的な改善を行う活動のことです。</p> <p>我が国における GAP の現状を見ると、国内に様々な GAP が存在するとともに、科学的知見や消費者・実需者のニーズを踏まえた取組への対応も十分に進んでいない状況にあることから、農林水産省では平成 22 年 4 月に、高度な取組内容を含む先進的な GAP の共通基盤として、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」を策定しました。</p> <p>本ガイドラインについては、農業生産に関連する指針の制定に伴い、4 度の改定（平成 23 年 3 月、6 月、8 月、平成 24 年 3 月）を行うとともに、ブロック説明会等を通じて周知しています。</p> <p>また、産地における更なる取組の拡大と内容の高度化を図るため、消費・安全対策交付金等を活用し、指導者の育成や産地での導入等に対する支援を実施しています。</p> <p>※ Good Agricultural Practice の略。</p>

(注25) 農業生産工程管理（GAP）とは、農業生産活動を行う上で必要な点検項目を関係法令等に則して定め、これに沿って、各工程の正確な実施、記録、点検及び評価による持続的な改善を行う活動。

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 25 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
農林水産省	消費・安全対策交付金	2,606 百万円の内数	2,606 百万円の内数
	産地活性化総合対策事業	5,288 百万円の内数	5,288 百万円の内数
	東日本大震災農業生産対策交付金	2,899 百万円の内数	2,899 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	26
消費者基本計画における具体的な施策	食品製造事業者の中小規模層におけるHACCP手法 <sup>(注26-1)</sup> の導入を促進するため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法 <sup>(注26-2)</sup> 」に基づいた長期低利融資に加え、低コスト導入手法の構築、現場責任者・指導者養成のための研修の取組等を支援します。また、零細規模層に対し、HACCP手法導入の前提となる一般的衛生管理を徹底させるための研修等を支援します。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	平成 22 年度以降、低コスト導入手法の構築、零細規模層に対する施策を強化し、継続的に実施します。
実施状況	<p>食品の安全と消費者の信頼の確保を図るため、生産から消費に至るフードチェーン全体において安全管理の取組強化が求められている中、農林水産省では食品の安全性の向上と品質管理の徹底等を目的に、問題のある製品の出荷を未然に防止することができる HACCP<sup>*</sup>の普及・導入促進のための施策を実施しています。</p> <p>具体的には、食品製造業界全体に HACCP の導入を促進するため、厚生労働省と共に「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」が平成 10 年 5 月に成立し、以降、5 年ごとに延長されています。同法に基づく計画認定を受けると、これに必要な施設の整備等に対して、株式会社日本政策金融公庫から長期低利融資が受けられます。同法の有効期限が、平成 25 年 6 月 30 日に到来しますが、食品製造業界の多くを占める中小事業者による HACCP の導入が伸び悩む中で、その導入を引き続き促進するため、同法の延長や支援対象の拡大等を内容とする一部改正法案を平成 25 年 3 月 15 日に国会に提出しました。</p> <p>また、平成 15 年度以降、予算措置により、HACCP 導入促進のための研修会等の実施、低コストな HACCP 導入の推進、専門家による現地指導の取組等への支援を実施し、特に食品製造事業者の中小規模層における HACCP の導入を促進しています。</p>
<p style="text-align: right;">※ 食品衛生管理システムの一つ。Hazard Analysis and Critical Control Point の頭文字をとったもので、危害要因分析重要管理点と訳される。原料受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害を分析（危害要因の分析）した上で、危害の防止につながる特に重要な工程（重要管理点）を継続的に監視・記録する工程管理のシステム。</p>	

<sup>(注26-1)</sup> HACCP手法とは、原料受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害を分析した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を常時監視・記録する工程管理の手法。

食品製造事業者におけるHACCP手法の導入は、大規模層においては相当程度進んでいるが、大多数を占める中小規模層では低位にとどまっている。

<sup>(注26-2)</sup> 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法とは、食品製造事業者がHACCP手法を導入する際の設備、施設の整備に要する費用について、長期低利融資などによる支援を措置する法律。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 26 番	
具体的施策	食品製造事業者の中小規模層におけるHACCP <sup>(注26-1)</sup> の導入を促進するため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法 <sup>(注26-2)</sup> 」に基づきHACCP導入やその前段階の衛生・品質管理の基盤となる施設や体制の整備について、長期低利融資により支援します。 また、引き続き低コスト導入手法の構築や現場責任者・指導者養成のための研修と併せて、消費者のHACCPへの理解促進の取組等を支援します。
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。
見直しの考え方	一部改正後のHACCP支援法の内容を具体的施策に反映させるため。

<sup>(注26-1)</sup> HACCPとは、原料受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害を分析（危害要因の分析：Hazard Analysis）した上で、危害の防止につながる特に重要な工程（重要管理点：Critical Control Point）を継続的に監視・記録する工程管理のシステム。HACCP導入以前に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能となるとともに、危害要因の追及を容易にすることが可能。

<sup>(注26-2)</sup> 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法とは、食品製造事業者がHACCPを導入する際の設備、施設の整備に要する費用について、長期低利融資による支援を措置する法律。平成25年6月21日施行の一部改正により、同法の有効期限を平成35年6月30日まで延長するとともに、長期低利融資の対象として、従来のHACCP導入に加え、その前段階の衛生・品質管理体制強化支援

### 【関連予算】（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成24年度 当初予算額	平成24年度 補正後予算額
農林水産省	輸出拡大サポート事業のうち食品の品質管理体制強化支援	912 百万円の内数	912 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	27
消費者基本計画における具体的な施策	食品のリコール社告を出す際に「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」(JIS S 0104:2008) を参考とするよう周知します。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>食品のリコール社告を通じた消費者への情報提供の適正化を図るため、農林水産省では、平成23年5月19日から6月6日に順次、食品事業者団体（140団体）に対して、「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」(JIS S0104 : 2008。以下「当該 JIS※規格」という。)を参考とするよう文書による周知を行いました。なお、同文書の発出後も、一部には当該 JIS 規格の趣旨を十分踏まえていない社告も見受けられることから、平成25年度には、当該 JIS 規格の趣旨を分かりやすく整理した記載例を作成し、農林水産省のホームページに掲載するとともに食品事業者団体に対して周知します。</p> <p>※ Japanese Industrial Standards (日本工業標準) の略。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 27 番	
具体的な施策	食品のリコール社告について、「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」(JIS S 0104:2008)の趣旨を分かりやすく整理した記載例を作成し、社告を出す際の参考とするよう周知します。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	食品のリコール社告において、一部には当該 JIS 規格の趣旨を十分踏まえていないものも見受けられる状況にあることから、より一層食品のリコール社告を通じた情報提供の適正化を図るため、リコール社告を作成する際のポイントを分かりやすく整理した記載例を作成し、周知することとしているため。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	28	
消費者基本計画における具体的施策		農林物資規格調査会等の審議を経て、社会的ニーズに対応した新たなJAS 規格の導入を推進することに加え、JAS 規格の新規策定や見直しに係る作業手順の透明化を図ります。
担当省庁等		農林水産省
実施時期		継続的に実施します。
実施状況	<p>農林水産省では、新たな JAS<sup>*</sup>規格の制度や定期的な JAS 規格の見直しのプロセスの透明性を高めるため、平成 23 年度から、JAS 規格の制定等に関する計画を作成・公表し、規格に関する調査、原案の作成等の時期・実施主体等の JAS 規格の制定と見直しに関する作業手順を明らかにしました。平成 24 年度は、同計画に基づき、計 11 規格の見直しについて農林物資規格調査会で審議を行うとともに、新規制定に向けた原案の検討を開始しました。</p> <p>* Japanese Agricultural Standard（日本農林規格）の略。</p>	

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 28 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	29
消費者基本計画における具体的な施策	流通食品への毒物混入事件について、迅速に捜査を推進し、関係行政機関と連携を取りながら被害拡大の防止に努めます。
担当省庁等	警察庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>警察庁では、平成 19～平成 20 年に発生した中国製冷凍餃子毒物混入事件等、流通食品への毒物混入事件について、捜査活動を始めとして、被害の拡大防止のために、関係行政機関との連携を図っています。</p> <p>また、都道府県警察に対して、流通食品への毒物混入事件に関する情報収集、関係行政機関との連携の必要性等について指示するとともに、こうした事件等を認知した際には、必要に応じて、関係行政機関に通報するなどしています。</p> <p>これを受け、都道府県警察では、流通食品への毒物混入の疑いがある事案を認知した際には、迅速に捜査を推進し、責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関との情報交換を積極的に行うなど相互に協力しながら被害の未然防止、拡大防止に努めています。</p> <p>なお、流通食品への毒物混入事件について、平成 24 年度中に警察庁が関係行政機関に通報した事例は、平成 23 年度に引き続きありませんでした。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 29 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	30
消費者基本計画における具体的な施策	食品安全や食生活と健康について、消費者への分かりやすい情報提供の取組を推進します。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>農林水産省は、同省のホームページ「安全で健やかな食生活を送るために (<a href="http://www.maff.go.jp/j/fs/">http://www.maff.go.jp/j/fs/</a>)」にて、食品安全や食生活と健康に関する親しみやすく分かりやすい情報提供に取り組みました。また、食品中の放射性物質対策について、専門家ではない方にも分かりやすく解説したページを作成・更新しています。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 30 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	31
消費者基本計画における具体的施策	食品関係事業者に対する消費者の信頼確保が図られるよう、食品業界の信頼性向上に向けた研修会の全国開催等を通じて、「企業行動規範」や各種マニュアルの策定や適切な運用を図ることにより、法令遵守や企業・社会倫理遵守といった「コンプライアンス」の徹底を促進します。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>食品業界では、食品の偽装表示等の消費者の信頼を揺るがす不祥事が引き続き起こっており、消費者の生命・健康に直接関わる食品を取り扱う企業として許されるものではありません。このため、食品業界のコンプライアンス徹底を図る観点から、農林水産省では、食品業界が「道しるべ」として利用するための「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5つの基本原則～」(平成20年3月 農林水産省食品の信頼確保・向上対策推進本部決定)を策定しました。これを受け、食品業界団体に対し、「信頼性向上自主行動計画」の策定とそれに基づく取組の実施を要請しました。また、各団体の会員等企業に対し、①消費者基点の明確化、②コンプライアンス意識の確立、③適切な衛生管理・品質管理の基本、④適切な衛生管理・品質管理の体制整備、⑤情報収集・伝達・開示等の取組の5つの基本原則と、基本原則ごとの取組方針及び具体的な行動を示し、それらを参考としながら実際の取組を進めることを働きかけるよう要請しました*。</p> <p>また、平成20年度以降、補助事業により、コンプライアンス徹底を図るための研修会を実施しています。平成24年度においては、中小食品事業者の経営層、管理部門や現場部門の管理者・責任者を対象に、自社内コンプライアンスへの取組や衛生・品質管理を始めとする社内マネジメント体制の構築・運用等について解説を行う「食品事業者向けマネジメント体制構築研修会」を全国で45回開催するとともに、食品業界団体等からの要請による研修会への講師派遣を12回行いました。</p> <p>* 「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基本原則～について（平成20年3月農林水産省総合食料局長、消費・安全局長、生産局長、経営局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知）</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 31 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
農林水産省	輸出拡大サポート事業のうち食品の品質管理体制強化支援	912 百万円の内数	912 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	32
消費者基本計画における具体的な施策	我が国的主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館において、個別事例への対応、各政府・国際機関との連絡体制の強化、また、国内においては消費者庁を含む国内関係省庁・機関との連絡体制の強化に取り組みます。
担当省庁等	外務省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	海外からの食品を多く輸入する我が国では、近年、輸入食品に対する安全性についても国内の関心は高まっています。このような関心の高まりを受け、政府は、主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館を中心に「食の安全担当官」を設置するなど、個別事例への対応や各政府・国際機関との連絡体制の強化、さらには、国内関係省・機関における連絡体制の強化に取り組んでいます。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 32 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	33
消費者基本計画における具体的施策	輸入食品監視指導計画 <sup>(注33)</sup> により、輸出国政府との二国間協議や在外公館を通じた現地調査等の実施や担当官の増員、情報等の入手のための関係省庁との連携の推進など、輸入食品の安全性の確保のための検査・監視体制の強化を図ります。
担当省庁等	厚生労働省、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>食品流通のグローバル化の進展、消費者ニーズの多様化などを背景に、輸入食品の届出件数は年々増加しています。増加する輸入食品の安全性を確保するため、厚生労働省は、年度ごとに「輸入食品監視指導計画」を策定し、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施に取り組んでいます。</p> <p>この計画では、輸出国、輸入時（水際）、国内流通時の3段階で厚生労働省本省、検疫所、都道府県等の関係行政機関が対策を講じることとしています。</p> <p>輸出国での安全対策として、日本への輸出食品について食品衛生法違反が確認された場合は、輸出国政府等に対して原因の究明及び再発防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議を通じて生産等の段階での安全管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施等の推進を図っています。また、必要に応じて担当官を派遣し、輸出国の安全対策の調査等を実施しており、中国、カナダ等の現地日本大使館に「食の安全担当官」を配置するとともに、平成24年度は、豪州、エクアドル等に担当官を派遣し食品安全に関する情報収集等を行いました。引き続き、二国間協議及び現地調査を通じて輸出国段階の安全対策を検証するほか、計画的に主要な輸出国の安全管理体制に関する情報収集の推進に努めます。</p> <p>輸入時の対策としては、多種多様な輸入食品を幅広く監視するため、輸入港や空港に設置された検疫所が年間計画に基づくモニタリング検査を実施しており、検査の結果、違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品については、輸入の都度、輸入者に対して検査命令を実施しています。また、検疫所の食品衛生監視員の増員（平成24年度は6人増員）や検査機器の整備等、輸入食品の安全性確保体制の強化を図っています。</p> <p>国内流通時の対策としては、厚生労働省本省、検疫所等と連携をとりつつ、都道府県等が国内流通品としての輸入食品に対する監視指導を行っており、違反食品が確認された際には、速やかに厚生労働省に報告を行い、輸入時監視の強化（モニタリング検査や検査命令等）を図っています。</p>

<sup>(注33)</sup> 食品衛生法第23条第1項に基づき、輸入食品等について、国が行う輸入時の監視指導等を重点的、効率的かつ効率的に行うことを行うことを目的として策定するものであり、年度ごとに、国民の意見を聴いた上で策定し、当該計画に基づく監視指導の結果についても公表することとしている。

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 33 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
厚生労働省	輸入食品の監視体制等の強化	1,831	1,831

## 施策別整理表

施策番号	36
消費者基本計画における具体的な施策	消費生活用製品の分野におけるリスクアセスメント <sup>(注36)</sup> の必要性・在り方等に関する専門家との検討を踏まえ、リスクアセスメントの普及啓発を推進します。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>経済産業省では、事業者が安全な製品を市場に供給するために、事前に製品安全に関するリスクの把握と評価を行い、製品の設計・開発・製造の各段階で反映させるリスクアセスメント手法について解説したリスクアセスメントハンドブックを作成（基礎知識編（平成 22 年 5 月公表）と実務編（平成 23 年 6 月公表））し、リスクアセスメントの普及・定着を図っています。</p> <p>具体的には、各工業会を通じた周知を実施するとともに、関連団体の説明会等において当該ハンドブックを紹介し、また、企業の品質管理担当者向けのセミナーで当該ハンドブックをテキストとして使用しました。さらに、経済産業省ホームページ「製品安全ガイド」にダウンロード可能な形式で掲載しました。</p> <p>平成 24 年度には、事業者等における自主的な取組を更に促進させることを目的に、リスクアセスメントハンドブック等の紹介リーフレット及び重要なポイントを抽出して整理した手引きを作成しました。また、製造事業者、輸入事業者、流通事業者等の広範な関係者を対象に、国内 3 か所（東京、名古屋、大阪）において、これらハンドブックの内容を紹介するセミナー（計 417 人参加）を開催しました。さらに、消費者を対象とした製品安全セミナー（計 13 回）においても紹介しました。</p>

<sup>(注36)</sup> risk assessment。JIS Z 8051において「リスク分析及びリスク評価からなるすべてのプロセス」と定義されるもの。

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 36 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
経済産業省	商取引適正化・製品安全に係る事業	508 百万円の内数	508 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	37
消費者基本計画における具体的施策	家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」を踏まえ、各種製品群につき、メーカー等が製品の安全対策を講じるために利用しやすい「安全確保マニュアル作成の手引き」を作成します。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	必要に応じて、製品群ごとに作成します。
実施状況	<p>厚生労働省では、家庭用品に使用される化学物質による健康被害を防止するため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づいて規制基準を定めており、平成 25 年 1 月現在、20 物質について、物質ごとに対象製品（繊維製品、洗浄剤等）の基準を設定しています。</p> <p>また、平成 7 年 7 月の製造物責任法（PL<sup>*</sup>法）の施行に伴い、事業者自らによる製品の安全確保レベルのより一層の向上を支援するため、家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」を踏まえ、各種製品群につき、事業者が製品の安全対策を講じるために利用しやすい「安全確保マニュアル作成の手引き」（以下「手引き」という。）を作成しています。平成 10 年に防水スプレーについて手引きを作成したのを皮切りに、平成 23 年の洗浄剤・漂白剤まで 5 種類の手引き（10 製品群）を作成しました。</p>

\* Product Liability の略。

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 37 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み。引き続き、必要に応じて製品群ごとに手引きを作成又は改訂する。
見直しの考え方	10 製品群について、手引きを作成しており、今後も収集した事故情報を利用し、必要な製品群について作成又は改訂することとしているため。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
厚生労働省	家庭用品健康被害防止対策事業費	3	3

## 施策別整理表

施策番号	37-2
消費者基本計画における具体的な施策	いわゆる脱法ドラッグ（違法ドラッグを含む）の取締り体制の強化等を推進するとともに、消費者への情報提供・啓発活動を実施します。
担当省庁等	関係省庁等
実施時期	引き続き実施します。
実施状況	<p>薬物乱用対策の実施に当たり、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保するとともに、総合的かつ積極的な施策を推進することを目的として「薬物乱用対策推進会議」（平成 20 年 12 月閣議決定）を設置しています。現在は、薬物乱用の根絶を図るため、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（平成 20 年 8 月策定）及び薬物乱用防止戦略加速化プラン（平成 22 年 7 月策定）に基づき、関係行政機関が連携した対応を行っています。</p> <p>最近では合法と称してハーブ等の形態で販売される幻覚作用等を有する薬物を使用した結果、意識障害、嘔吐、痙攣、呼吸困難等の健康被害を起こす事例が多発しています。このため、薬物乱用対策推進会議において平成 24 年 8 月 30 日に「合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の乱用防止対策」を取りまとめました。その中で、取締りの強化を図るため、厚生労働省では、指定薬物への指定の迅速化のため、薬事・食品衛生審議会薬事分科会指定薬物部会の開催頻度を上げるとともに、現在、日本での流通が確認されてないものであっても、海外の流通実態や危険情報を基にして指定を行っています。</p> <p>また、化学構造が類似している特定の物質群を指定薬物として包括的に指定する「包括指定」について、平成 25 年 2 月 20 日付で 772 物質を指定薬物として指定する省令を公布し、同年 3 月 22 日付で施行しました。この結果、指定薬物数は 876 物質となっています（平成 25 年 4 月 30 日時点）。</p> <p>販売事業者に対する取締りについては、都道府県警察と都道府県等の衛生主管部局が連携を強化し、販売実態の把握に努め、指導・警告を実施しています。指定薬物に関しても、関係府省間で必要な意見交換や情報提供を促進し、港湾や空港等の水際における対策を含め、摘発に当たっての一層の連携強化を図り、取締りを実施しています。</p> <p>消費者庁では、平成 24 年 9 月 28 日付で全国の消費生活センターに寄せられるいわゆる脱法ドラッグ（違法ドラッグを含む）の情報について、取締りを行っている担当部局に情報提供を行うよう通知を発出しました。また、脱法ドラッグの通信販売サイトのうち、特定商取引法上の表示義務に違反しているおそれのあるサイトの運営業者等に対し、表示の是正等を要請する取組を行い、平成 25 年 2 月 20 日にその旨を公表しました。</p> <p>また、厚生労働省、文部科学省、警察庁、消費者庁がそれぞれ消費者への情報提供・啓発活動を行っています。</p> <p>厚生労働省では、合法ハーブ等と称して販売される薬物を、青少年が薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図る観点から「違法ドラッグ」と位置付け、啓発ポスターやチラシを作成し、都道府県薬務課、公益社団法人日本薬剤師会、都道府県薬剤師会等の協力を得て配布し、青少年の目につきやすい場所へのポスター掲示や、青少年が集まる機会を活用したチラシ配布を依頼するなどの広報・啓発を進めているほか、当該薬物に関する情報を一元的に収集・提供できる仕組みとして、「あやしいヤクヅツ連絡ネット」を立ち上げています。</p>

実施状況	<p>また、小学校6年生保護者向け、高校3年生等に配布する心と体を守る啓発資材に当該薬物の危険性が理解できるような記載を充実させ、配布したほか、麻薬・覚醒剤乱用防止運動等における啓発を積極的に実施するよう、都道府県に対して、啓発実施の徹底を依頼するとともに、薬剤師会や薬物乱用防止指導員等とも連携して広報・啓発を進めています。</p> <p>文部科学省では、すべての中学校と高等学校で、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等を講師とした薬物乱用防止教室を年1回は開催するよう促すとともに、薬物乱用防止啓発のための啓発教材等を作成し、すべての小学5年生、中学1年生、高校1年生及び大学1年生等に配布するなど、学校等での薬物乱用防止教育の充実強化を図っています。</p> <p>警察庁では、規制薬物はもとより、合法ハーブ等と称して販売される薬物の危険性・有害性等について理解させるなど、薬物乱用防止に関する啓発活動を効果的に行うためのパンフレットを作成し、学校等に配布しています。また、「薬物乱用防止広報強化月間」を設定するなど、関係部門、関係機関・団体等との連携を強化し、薬物乱用防止のための広報啓発活動を推進しています。</p> <p>消費者庁では、合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する啓発ポスター やチラシを消費生活センター等の協力を得て配布を行うなどして予防啓発の強化に取り組んでいます。</p>
------	---

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 37-2 番	
具体的施策	合法ハーブ等と称して販売される薬物の取締り体制の強化等を推進するとともに、消費者への情報提供・啓発活動を実施します。
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み <sup>(注 37-2)</sup> 。 引き続き、合法ハーブ等と称して販売される薬物の取締り体制の強化等を推進するとともに、消費者への情報提供・啓発活動を実施します。
見直しの考え方	具体的施策の見直し理由：薬物乱用対策推進会議で取りまとめられた「合法ハーブ等と称して販売される薬物」に統一するため。 実施時期の見直し理由：取締りの強化、消費者への情報提供・啓発活動等について一定の成果を得ているが、依然、合法ハーブ等と称する薬物が流通しており、引き続き啓発活動等が必要なため。

<sup>(注 37-2)</sup> 指定薬物の指定への迅速化、海外の流通実態や危険情報を基にした指定、包括指定の実施、消費生活センターに寄せられる情報の活用等、一定の成果を得ている。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
厚生労働省	違法ドラッグ対策費等	158	158
警察庁	薬物対策用資料	3	3
文部科学省	薬物乱用防止教育推進事業	31	30
	児童生徒の心と体を守るための啓発教材の作成	75	75
海上保安庁	薬物銃器の密輸入対策の強化に係る経費	524	524
消費者庁	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	38
消費者基本計画における具体的な施策	製造物責任法に関する裁判例及び裁判外紛争解決事例について、消費者庁は、関係省庁及び国民生活センターなど関係機関との協力体制を整備して収集を行い、これを整理して取りまとめ、消費者庁ウェブサイト等で公表します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>製造物責任法は、製品の欠陥によって生命、身体又は財産に損害を被つたことを証明した場合に、被害者は製品の製造業者等に対して損害賠償を求めることができる、円滑かつ適切な被害救済に役立つ法律です。</p> <p>具体的には、製造業者等が、自ら製造、加工、輸入又は一定の表示をし、引き渡した製造物の欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、製造業者等の過失の有無にかかわらず、これによって生じた損害を賠償する責任があることを定めています。同法は、平成6年7月1日に公布され、平成7年7月1日より施行されています。</p> <p>消費者庁では、消費者が消費者被害を未然防止・拡大防止するために必要な知識を得る環境を整備するために、同法に関連する判例等を収集・公表しています。消費者庁及び国民生活センターが連携・協力して、同法に関連する判例、同法に基づき提訴された訴訟等の情報を収集し、その概要について、国民生活センターのホームページ（消費者庁のホームページからリンクを設定。）で公表しています。</p> <p>平成24年度は、判例（全157件うち第一審98件、控訴審46件、上告審13件）や、同法に基づき提訴された訴訟情報（191件）等を公表しました（平成25年3月末時点の累計件数。うち平成24年度収集分の公表件数は、判例9件、同法に基づき提訴された訴訟の情報44件。）。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 38 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	39
消費者基本計画における具体的施策	<p>① エステティック関係団体におけるエステティック衛生基準の周知・徹底、エステティック学術会議の年に1回程度の継続的な実施、フェイシャルエステティックに関する調査研究等について助言を行い、これらの成果等について、広く周知を行います。</p> <p>② 施設における衛生管理の実態を把握し、必要に応じて、衛生管理を進めるためのマニュアルの整備等、施術者、店舗の参考となる情報提供に努めていきます。</p>
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>美容医療ではない施術を行ういわゆるエステティックについては、財团法人エステティック研究財団*において、エステティック営業施設における衛生基準を作成し、事業者等に対する周知を図るとともに、衛生基準に関する知識の習得のため、平成22年12月よりe-ラーニングを実施しています。</p> <p>同財団では、毎年、エステティシャンを対象に学術会議を開催し、消費者の安全を確保するための知識等の向上に努めています。さらに、平成22年からは厚生労働科学研究を実施しており、フェイシャルエステについて安全性の検証を行うとともに、施設の衛生管理の実態把握を行った上で、衛生管理導入の手引き等を作成しています。</p> <p>* 平成4年5月22日設立の厚生労働省所管法人。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 39 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	39-2
消費者基本計画における具体的な施策	美容医療、歯科インプラント等の自由診療について、施術の前に患者に丁寧に説明し、同意を得ることが望ましい内容等につき、周知を行います。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	引き続き実施します。
実施状況	<p>医療従事者から患者に対し、丁寧に説明しなければならない事項については、「診療情報の提供等に関する指針の策定について」（平成15年9月12日通知）において定めており、各都道府県に周知していましたが、最近、美容医療サービス等の自由診療について、患者の理解と同意が十分に得られていないことに起因するトラブルが発生しています。「診療情報の提供等に関する指針」では、「代替的治療法がある場合には、その内容及び利害得失（患者が負担すべき費用が大きく異なる場合には、それぞれの場合の費用を含む。）」を医療従事者が患者に対して丁寧に説明しなければならない事項として定めており、緊急性がそれほど高くない美容医療サービスの提供に当たっては、こういった事項について特に丁寧な説明が求められます。これを踏まえ、平成25年3月4日に開催した全国医政関係主管課長会議において、厚生労働省から各都道府県に対し、美容医療サービスを利用する消費者への説明責任の徹底等について改めて依頼しました。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 39-2 番	
具体的施策	美容医療、歯科インプラント等の自由診療について、施術の前に患者に丁寧に説明し、同意を得ることが望ましい内容等につき、周知を行います。また、患者に対する事前説明（消費者取引を含む。以下同じ。）及びその同意に係るトラブルの発生状況について、消費者庁と連携するなどして把握するとともに、その結果を踏まえ、事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針について検討・策定します。
担当省庁等	変更なし
実施時期	前段について、引き続き実施します。 後段について、平成 25 年度から検討し、26 年度に策定します。
見直しの考え方	<p>消費者委員会より提出された消費者基本計画の見直しに関する意見を受け、患者に対する説明及びその同意に係るトラブルの発生状況について、消費者庁と連携するなどして把握するとともに、その結果を踏まえ、対応を検討します。</p> <p>○消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しに向けての意見（平成 25 年 2 月 26 日消費者委員会）（抜粋）</p> <p>美容医療サービス（審美歯科を含む。以下同じ。）を利用する消費者（患者）への説明責任の徹底を図る観点から、平成 25 年 3 月末時点までの消費者（患者）に対する事前説明及びその同意に係る消費者トラブルの発生状況についての検証・評価を行い、美容医療サービスに特化した事前説明の指針の策定など、必要となる方策を計画の具体的な施策等に明記されたい。</p>

### 【関連予算】（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	39-3
消費者基本計画における具体的な施策	まつ毛エクステンションに係る消費者被害防止策について検討し、措置を講じます。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	できる限り早期に結論を得ます。
実施状況	<p>まつ毛に人工毛を接着するいわゆる「まつ毛エクステンション」の施術については、厚生労働省から地方公共団体に対して危害の防止のための周知や指導監督の徹底を求めていました。平成23年11月から「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」にて、まつ毛エクステンションの施術に係る安全性の確保等について検討を行い、「論点の整理」を取りまとめました。これを踏まえ、地方公共団体に対しては、施術による健康被害のリスク等に関する周知徹底や医師による受診に関する注意喚起を求めていました。さらに、関係業界の協力を得て、美容師に必要な教育プログラム等について検討を進めています。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 39-3 番	
具体的施策	まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等について検討し、措置を講じます。
担当省庁等	変更なし
実施時期	平成 25 年度中に結論を得て、措置を講じます。
見直しの考え方	「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」において取りまとめられた「論点の整理」を踏まえ、見直しました。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	40
消費者基本計画における具体的な施策	<p>一定の水準や合理性を満たしている民間サービス事業者に対して、サービス品質や信頼性を確保し、消費者が安心してサービスを利用できるよう、第三者が認証を与える制度の普及促進の現状についてフォローアップを行います。</p> <p>既に制度が運用されているエステティック産業、結婚相手紹介サービス業については運用上の課題を把握するとともに、必要に応じて助言を行います。また、消費生活センターなどに寄せられる苦情相談件数が増加している業界を中心に、制度導入の必要性について業界団体などとともに検討します。</p>
担当省庁等	経済産業省
実施時期	<p>前段について、継続的に実施します。</p> <p>後段について、引き続き検討します。</p>
実施状況	<p>民間サービス業の中でも、エステティック産業や結婚相手紹介サービス業は、市場として高い成長が期待されている分野ですが、その反面、多くの消費者相談が寄せられている現状にあり、当該産業の健全な成長・発展にはサービス品質の確保等により消費者の信頼を得ることが不可欠となっています。</p> <p>そのため、経済産業省では、サービス品質や信頼性向上の観点から、エステティック産業及び結婚相手紹介サービス業の第三者認証制度について、運用上の課題を把握するとともに、当該認証機関や事業者からの相談、一般の消費者からの各種問い合わせ等に対応しました。</p> <p>また、同制度が運用されておらず、消費生活センター等に寄せられる苦情相談件数が増加している業界を中心に、制度導入の可能性・必要性等について検討を行っています。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 40 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	41
消費者基本計画における具体的な施策	高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、特定商取引法の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者が商品を購入する際、通常は、店舗に出かけて行って商品を見比べ、自分の必要とする品質・性能を持つかどうかや価格等を十分考慮します。一方、事業者からの電話で勧誘を受ける場合や、事業者が自宅に突然訪れて勧誘される場合もあります。このような場合、消費者にとってみれば、いわば“不意打ち”的な形となり、商品について冷静かつ十分に吟味する時間もなく、適切な判断ができないおそれがあります。</p> <p>そこで、特定商取引法では、事業者と消費者との間でトラブルを生じやすい取引類型（①訪問販売、②通信販売、③電話勧誘販売に係る取引、④連鎖販売取引、⑤特定継続的役務提供に係る取引、⑥業務提供誘引販売取引、⑦訪問購入）について、購入者等（消費者）の利益を保護し、商品の流通や役務の提供を適正で円滑なものとするため、事業者が守るべきルール（行為規制）と、クーリング・オフ等の消費者を守る民事ルールを定めています。事業者に同法の規制に違反する行為が確認された場合には、業務停止命令等の行政処分が行われています。</p> <p>また、特定商取引法の執行を補完する取組として、通信販売については、通信販売業者に対して不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダや金融庁等に対し、違法な電子メール広告等に関する情報を関係事業者や金融庁に提供することにより、ホームページの削除や口座凍結等を促しています。</p> <p>平成24年8月の同法改正（平成25年2月施行）では、強引な自宅等への訪問買取りから消費者を保護するため、同法の規制対象となる取引類型に「訪問購入」が新たに追加されました（詳細は施策番号44-2番参照）。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 41 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	特定商取引法の執行	278 の内数	278 の内数

## 施策別整理表

施策番号	41-2
消費者基本計画における具体的施策	通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、通信販売事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や口座の停止等を促します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	施策番号 41 番と同文

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 41-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	電子商取引モニタリング事業	125	125

## 施策別整理表

施策番号	41-3
消費者基本計画における具体的施策	特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令・通達などで対応可能なものは速やかに対応します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	平成 24 年度上半期を目途に検討を行い、対応します。
実施状況	<p>消費者庁では、消費者基本計画に基づき、預託法及びその関連法令について、制度面、運用面の問題点を整理し、政省令等で速やかに対応可能なものについて検討を行いました。その結果を踏まえ、平成 25 年 3 月 4 日には預託法改正省令案の意見募集を実施するなど、所要の改正作業を行っています。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 41-3 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み <sup>(注 41-3)</sup> 。 引き続き、所要の改正を進めます。
見直しの考え方	特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令等で速やかに対応可能なものについて検討し、所要の改正作業を実施したため。

(注 41-3) 特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令等で速やかに対応可能なものについて検討し、所要の改正作業を実施したため。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度	平成 24 年度
		当初予算額	補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	42
消費者基本計画における具体的施策	<p>消費者契約法に関し、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法（債権関係）改正の議論と連携して検討します。</p> <p>また、消費者団体訴訟制度における差止訴訟の対象について、適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について、関係省庁の協力を得て検討します。</p>
担当省庁等	消費者庁、法務省、関係省庁等
実施時期	消費者契約に関する裁判例等の収集・分析の結果も踏まえ、引き続き検討します。
実施状況	<p>民法は、私人間の対等な当事者関係を前提として、取引に関するルールを定めていますが、そもそも消費者と事業者の間には情報量や交渉力に格差があることから、その格差を前提とした上で消費者の利益擁護を図るためのルールを定めた消費者契約法が、平成13年4月に施行されました。</p> <p>消費者契約法は、あらゆる取引分野の消費者契約（消費者と事業者の間で締結される契約（労働契約を除く。））に幅広く適用され、不当な勧誘行為があればその契約を取り消すことができるとともに、不当な契約条項については無効と定めています。</p> <p>不当な勧誘行為には、消費者を誤認させるものと消費者を困惑させるものがあります。具体的には、消費者を誤認させるものとして、重要な項目について事実と違うことを言ったり※<sup>1</sup>（不実告知）、将来の変動が不確実なことを断定的に言ったり※<sup>2</sup>（断定的判断の提供）、利益になることだけ言って不利益になることを故意に言わない※<sup>3</sup>（不利益事実の不告知）などが挙げられます。</p> <p>また、消費者を困惑させるものとしては、帰って欲しいと言ったのに帰らない（不退去）とか、帰りたいと言ったのに帰してくれない（監禁）といったことが挙げられます。</p> <p>さらに、無効となる不当な契約条項としては、事業者の損害賠償の責任を免除する条項や、消費者が支払うべき違約金等の額を過大に設定する条項、消費者の利益を一方的に害する条項が挙げられます。</p> <p>消費者庁では、消費者契約に関する裁判例等の収集・分析や、関係省庁における消費者契約法や民法（債権関係）についての検討の場への参加・協力等を通じ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方についての検討を行っています。</p> <p>このほか、消費者団体訴訟制度に関しては、平成25年2月に特定商取引に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことにより、差止請求の対象となる不当行為に係る類型として、訪問購入が追加されました。</p> <p>また、平成25年4月に国会に提出した食品表示法案において、著しく事実に相違する食品表示が差止請求の対象とされています（消費者団体訴訟制度関係については、施策番号127番及び128番参照）。なお、平成25年6月に食品表示法が成立・公布されています。</p>

※<sup>1</sup> 例えば、中古車を販売する際に事故車であることを隠して「事故歴なし」と言うなど。

※<sup>2</sup> 例えば、市場で変動するにもかかわらず「将来値上がり確実」などと言うなど。

※<sup>3</sup> 例えば、宅地を販売する際に、半年後に隣にマンションが建つことで日当たりが悪くなることを知っていて「日当たり良好」などと勧誘するなど。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 42 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み <sup>(注 42)</sup> 。 消費者契約に関する裁判例等の収集・分析の結果も踏まえ、引き続き検討します。
見直しの考え方	平成 25 年 2 月に特定商取引に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことにより、差止請求の対象となる不当行為に係る類型として、訪問購入が追加され、また、平成 25 年 6 月に成立・公布した食品表示法において、著しく事実に相違する食品表示を差止請求の対象としているため。

(注 42) 平成 25 年 2 月に特定商取引に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことにより、差止請求の対象となる不当行為に係る類型として、訪問購入が追加された。また、平成 25 年 6 月 28 日に公布した食品表示法において、著しく事実に相違する食品表示が差止請求の対象とされている。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者契約法の見直し	10	10

## 施策別整理表

施策番号	43
消費者基本計画における具体的施策	<p>特定商取引法の適用除外とされた法律などの消費者保護関連法について、消費者被害の状況などを踏まえ厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時とりまとめ、公表します。さらに、当該状況を踏まえ、必要な執行体制強化や制度改正などを行います。</p> <p>消費者庁は、消費者委員会の意見を聞きながら、必要に応じ各省庁の具体的な取組を促します。</p>
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	関係省庁における執行状況の随時取りまとめ、公表については、平成22年度早期に開始し、以降継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者庁所管法令（共管を含む。）のうち執行規定を有するもの、特定商取引法第26条第1項第8号の規定により訪問販売、通信販売、電話勧誘販売に該当するものについて同法を適用しないものとされた法律の合計66本の法律について、平成20～平成22年度の執行状況を担当省庁に照会して取りまとめ、平成23年12月2日の消費者委員会において報告しました。</p> <p>また、消費者委員会からの意見を受け、各法律の執行状況に加え、情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近3年間の受付件数を調査項目に追加しました。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 43 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	44-2
消費者基本計画における具体的施策	<p>① 貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じます。</p> <p>② その一方で、貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得ます。</p>
担当省庁等	消費者庁、警察庁、経済産業省
実施時期	<p>① 実施済み。 (被害実態を把握した上、貴金属等の訪問買取りを行う事業者が留意すべき点を公表した他、注意喚起等を実施。)</p> <p>②一部実施済み。</p>
実施状況	<p>平成 22 年度から平成 23 年度にかけて、業者が突然消費者の自宅等を訪れ、貴金属等を強引に買い取る取引（押し買い）について、消費者からの苦情相談件数が急増しました。</p> <p>消費者庁では、被害実態の把握を行うとともに、平成 23 年 6 月、消費者事故等が疑われる事案に関する貴金属等の訪問買取りを行っている事業者に対して、消費者安全法に基づく資料の提供要求を行い、それを分析した上で、同年 9 月、「貴金属等の訪問買取に関する現行制度上の対応について」を公表しました。事業者が留意すべき点を公表することで必要な対応を事業者に対して促すとともに、全国の消費生活センター及び古物営業法を所管する警察庁にも情報提供を行いました。</p> <p>さらに、消費者庁は、同年 7 月以降「貴金属等の訪問買取りに関する研究会」を開催し、12 月の研究会の中間取りまとめを受け、経済産業省とともに、「特定商取引法の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。この法案は平成 24 年 8 月 10 日に可決、同月 22 日に公布され、平成 25 年 2 月 21 日に施行されました。この改正により、訪問購入業者に対して、不当な勧誘行為等の禁止や書面の交付義務といった規制がかかるとともに、訪問購入に関する売主（消費者）によるクーリング・オフが可能となりました。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 44-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 (訪問購入業者に対する規制を設けた改正特定商取引法が平成 25 年 2 月に施行となったため。)
見直しの考え方	訪問購入業者に対する規制を設けた改正特定商取引法が平成 25 年 2 月 21 日に施行となったため。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	45
消費者基本計画における具体的施策	改正割賦販売法 <sup>(注45)</sup> を適切に運用し、また関係事業者への遵守を徹底させることにより、クレジット取引等の適切な対応を進めます。また、決済代行や仲介・媒介業者などが関連する被害についても、同法の運用を通じて適切な対応を進めます。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>①「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」の策定 経済産業省では、割賦販売法における監督行政の透明性及び均一性の確保、信用購入あっせん業者による適切な事業運営の促進を目的として、監督業務の考え方や手法を示した監督の基本方針を策定し、平成24年10月に公表しました。また、監督の基本方針について、全国11か所で事業者向けの説明会を開催し、事業者へ周知徹底を図りました。</p> <p>②携帯電話機の分割払いに係る注意喚起の実施 スマートフォン等の比較的高額な携帯電話機の普及に伴い、携帯電話機本体の分割払いが広く行われるようになってきましたが、それに伴い、分割払い代金の滞納が増加しています。そのため、経済産業省では平成24年12月に、①携帯電話を分割で購入する契約はクレジット契約であること、②その支払いを滞納すると、指定信用情報機関に記録が残り、新たなクレジットカードの発行やクレジット契約に支障が生じる可能性があることの2点について、政府広報等を通じ注意喚起しました。</p> <p>③研究会及び委託調査事業の実施 クレジットカード決済の利用が増加していることを踏まえ、経済産業省では研究会を開催し、クレジットカードの安全利用等に関する事業者及び規制当局が今後検討を進めていくべき事項等について、議論を行いました。 また、委託調査事業において、決済代行業者を介在したクレジットカード決済の消費者トラブルについて分析した上で、海外における類似の消費者トラブルへの規制当局や事業者の対応状況等についても調査を行いました。研究会及び委託調査事業の結果は、割賦販売法に関する制度立案や運用に関する基礎資料として活用しています。</p>

(注45) 高齢者等に対する個別クレジットを利用した訪問販売による被害の深刻化などにかんがみ、訪問販売等を行う加盟店の行為についての調査や消費者の支払能力調査などをクレジット業者に義務づけた（平成20年6月18日改正割賦販売法公布、平成22年12月17日完全施行）

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 45 番	
具体的施策	改正割賦販売法 <sup>(注 45)</sup> を適切に運用し、また関係事業者への遵守を徹底させることにより、クレジット取引等の適切な対応を進めます。また、決済代行や仲介・媒介業者などが関連する被害についても、健全なクレジット取引の推進のため、適切な対応を進めます。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」が策定されたため（平成 24 年 10 月 17 日施行）。

<sup>(注 45)</sup> 高齢者等に対する個別クレジットを利用した訪問販売による被害の深刻化などにかんがみ、訪問販売等を行う加盟店の行為についての調査や消費者の支払能力調査などをクレジット業者に義務づけた（平成 20 年 6 月 18 日改正割賦販売法公布、平成 22 年 12 月 17 日完全施行）また、信用購入あっせん業者による適切な事業運営を促進するため、「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」を策定（平成 24 年 10 月 17 日施行）。

### 【関連予算】（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
経済産業省	商取引適正化・製品安全に係る事業	508 百万の内数	508 百万の内数

## 施策別整理表

施策番号	46
消費者基本計画における具体的な施策	改正貸金業法を円滑に実施するために必要な施策を検討します。多重債務問題の解決のために、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化などを柱とする「多重債務問題改善プログラム <sup>(注46)</sup> 」を着実に実施します。
担当省庁等	消費者庁、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者金融市场が拡大する中で、返済能力を超えるような過剰な貸付けが行われるようになりました。その結果、返済のために別の業者からさらに借入れて借金が増え続けたり、借金苦を理由とした自殺者が出たりするなど社会問題としての多重債務問題が深刻化しました。</p> <p>これを背景とし、「貸し手」に対する所要の規制強化を図るため、いわゆる「総量規制」と「上限金利引下げ」をポイントとする改正貸金業法が平成18年12月に成立し、平成22年6月18日に完全施行されました。</p> <p>改正貸金業法の成立を機に、「借り手」に対する総合的な対策を講じるため、政府は、関係大臣からなる「多重債務者対策本部」を設置しました。同本部の下で、平成19年に「多重債務問題改善プログラム」<sup>*1</sup>を取りまとめ、関係府省が一体となって、多重債務者向け相談体制の整備・強化を始めとする関連施策に取り組んでいます。</p> <p>多重債務者からの相談については、各地方公共団体の多重債務相談窓口、消費生活センターや各地方財務局、関係団体等が受け付けています。</p> <p>消費者庁では、「地方消費者行政活性化基金」を通じ、弁護士や金融機関等の専門家を講師とした多重債務問題研修の実施等、地方公共団体等が行う多重債務者対策の取組を支援しています。また、国民生活センターでは、消費生活相談員等を対象とした多重債務関連講座を開講し、その能力向上を図っています。</p> <p>さらに、金融庁及び消費者庁は、相談員向けの「多重債務者相談の手引き」を作成の上、全国の地方公共団体等に配布するとともに、相談員等を対象とする研修を実施しています。</p> <p>なお、ヤミ金<sup>*2</sup>の取締りの強化については、ヤミ金融事犯利用口座凍結のための金融機関への情報提供、ヤミ金業者に対する電話警告、携帯電話不正利用防止法に基づく契約者確認等やインターネット上の無登録貸金業広告の削除要請を行っています。このほか、新たな手口とされるクレジットカードショッピング枠の「現金化」<sup>*3</sup>について、平成22年12月以降、防止キャンペーンを行い、消費者に「現金化」を利用しないよう呼びかけています。</p> <p>【上記取組の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体等の多重債務相談窓口の設置状況：財務局、都道府県では全て設置済み、市区町村では1,653市区町村（全体約95%）で設置済み。</li> <li>・平成24年中におけるヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員：325事</li> </ul>

(注46) 「多重債務問題改善プログラム」は、政府及び関係機関が直ちに取り組むべき具体的な施策をまとめたものであり、以下の4点を柱とするものである（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）。

- ・丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化
- ・借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供
- ・多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化
- ・ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

	<p>件、470 人（前年比 ▲41 事件、▲196 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年度中のヤミ金融事犯利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数：23,786 件（前年比+2,780 件、+13.2%）</li> <li>・平成 24 年度中の携帯音声通信事業者への契約者確認件数：5,069 件、（前年比+1,386 件、+37.6%）</li> </ul>
	<p>・平成 24 年度中のインターネット上の無登録貸金業広告の削除要請件数：269 件（前年比+40 件）</p> <p>※<sup>1</sup> 同プログラムでは、「相談窓口の整備・強化」、「セーフティネット貸付の提供」、「金融経済教育の強化」、「ヤミ金の取締り強化」の 4 つの柱に沿って、取り組むべき施策等がまとめられている。</p> <p>※<sup>2</sup> 出資法違反（高金利等）及び貸金業法違反並びに貸金業に関連した詐欺、恐喝、暴行等に係る事犯。</p> <p>※<sup>3</sup> 本来、商品やサービスを後払い購入するために設定されたクレジットカードの「ショッピング枠」を、現金入手することを目的として利用すること。手口としてはいわゆる「キャッシュバック方式」や「買取屋方式」がある。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 46 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額 (※)
警察庁	ヤミ金融事犯の取締りの推進	6	6
金融庁	改正貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費	9	9
	地方財務局 多重債務者相談窓口経費	291	291
法務省	セーフティネットとしての日本司法支援センターの事業の維持・強化	14,351 百万円の内数	16,147 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	47								
消費者基本計画における具体的な施策	商品先物取引法 <sup>(注47)</sup> の迅速かつ適正な執行を行います。								
担当省庁等	農林水産省、経済産業省								
実施時期	継続的に実施します。								
実施状況	<p>経済産業省と農林水産省では、平成24年度も引き続き、商品先物取引法<sup>*</sup>に基づく立入検査及び監督を実施したほか、犯罪収益移転防止法に基づく立入検査及び監督を実施しました。その結果、商品先物取引に関する苦情や相談の件数は減少傾向にあります。</p> <p>【商品先物取引に関する苦情受付件数】</p> <table> <tbody> <tr><td>平成21年度</td><td>191件</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>133件</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>73件</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>78件</td></tr> </tbody> </table> <p>(※) 経済産業省・農林水産省の合算</p> <p>また、商品先物取引に関する委託者等の実態調査を行い、国内商品先物取引（通常取引、損失限定取引）、外国商品先物取引及び店頭商品デリバティブ取引に関する実態を把握しました。平成24年度の調査では、例年の調査項目に加えて、プログラム自動取引や金融商品デリバティブ取引に関する調査を実施し、さらなる実態把握に努めました。なお、調査の結果は、引き続き商品先物取引に関する制度立案や運用のための基礎資料として活用しています。</p> <p>※ 「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場を実現するため、商品取引所法が改正され、名称も商品先物取引法に変更された（平成21年7月10日公布、平成23年1月1日完全施行）。消費者の保護を図るため、取引所取引に加え取引所外取引や海外商品先物取引について参入規制（許可制）を導入した。また、勧誘を要請しない一般顧客への訪問・電話による勧誘（不招請勧誘）の原則禁止等についての規定を導入し、行為規制を強化した。</p>	平成21年度	191件	平成22年度	133件	平成23年度	73件	平成24年度	78件
平成21年度	191件								
平成22年度	133件								
平成23年度	73件								
平成24年度	78件								

<sup>(注47)</sup> 「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場を実現するため、商品取引所法が改正され、名称も商品先物取引法に変更された（平成21年7月10日公布、平成23年1月1日完全施行）。消費者の保護を図るため、取引所取引に加え取引所外取引や海外商品先物取引について参入規制（許可制）を導入した。また、勧誘を要請しない一般顧客への訪問・電話による勧誘（不招請勧誘）の原則禁止等についての規定を導入し、行為規制を強化した。

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 47 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
経済産業省	商取引適正化・製品安全に係る事業	508 百万円の内数	508 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	48
消費者基本計画における具体的施策	<p>外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、情報収集に努め、金融商品取引法を厳正に運用するとともに、投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。</p> <p>また、当局からの破産手続開始の申立てについては、必要があれば、迅速かつ適切な運用を行います。</p>
担当省庁等	金融庁
実施時期	引き続き実施します。
実施状況	<p>金融庁では、平成 23 年度に、金融商品取引法上の投資一任業者である投資顧問業者に対して発出した行政処分に関して、証券取引等監視委員会との役割分担を踏まえ、限られた検査・監督リソースの中で、より一層、効率的かつ効果的に、濃淡を付けた検査・監督対応を図る観点から、平成 24 年 2 月から全ての投資一任業者に対する調査を開始しました。</p> <p>第 1 次調査では、投資一任業務を行う全ての金融商品取引業者に対し、第 2 次調査を優先的に行う投資一任業者を絞り込むために、基礎的な情報を収集することとし、その結果について平成 24 年 4 月に公表しました。</p> <p>また、第 2 次調査では、様々な観点から絞り込んだ業者に対し、より深度のある調査を実施し、その内容について同年 9 月に公表しました。</p> <p>このほか、同庁では当該投資顧問業者の事案で明らかとなった問題に対し、金融実務に及ぼす影響を踏まえつつ、実効性ある措置を講ずる観点から、再発防止策を取りまとめて公表しました。これらのうち、内閣府令・監督指針の改正により対応可能な事項については、同年 12 月に内閣府令等を公布・公表しました。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 48 番	
具体的施策	金融商品取引業者等について、様々な情報の収集・分析を行うことにより、業務の状況を適切に把握するよう努め、検査・監督を通じて問題が認められた場合は、必要に応じて行政処分等の投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	<p>現在計画では、施策の設定当時の状況に鑑み、投資家保護のための情報収集の対象を明示的にFX業者やファンド業者に限定していたが、これらに該当しない業者による近年の消費者被害の発生状況を踏まえ、本施策の対象を広く金融商品取引業者等一般に拡大するため。</p> <p>また、平成22年度の当局による破産手続開始の申立てが可能な範囲を拡大する法改正を踏まえ、当該手続を特記していたが、措置導入から十分な時間が経過したこと等を踏まえ、当該記述を削除する。</p>

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成24年度 当初予算額	平成24年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	49
消費者基本計画における具体的施策	関係省庁との緊密な連携を図り、高齢者などを狙った国民の生活を脅かす悪質な生活経済事犯に重点を置いた取締りを推進し、被害回復に向けた犯罪収益の保全等に努めるとともに、消費生活への影響を早期に排除するため、迅速かつ機敏な対応による被害拡大防止対策を推進します。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯は、被害者の中でも高齢者の割合が非常に高く、その割合は近年増加傾向にあります。警察では、これら国民の生活を脅かす悪質な生活経済事犯に重点を置いた取締りを推進しています。</p> <p>生活経済事犯を敢行する者は、被害金の振込先として銀行口座を悪用するほか、被害者等を信用するためにバーチャルオフィス・商業登記を悪用するなどの状況が認められます。</p> <p>さらに、法により契約締結時に義務付けられている本人確認を履行せずにサービスを提供する悪質な事業者等が存在する状況が認められます。</p> <p>このような現状を踏まえ、被害回復に向けた犯罪収益の保全、被害拡大防止等のため、口座凍結のための迅速かつ積極的な金融機関への情報提供、金融機関に対する凍結口座名義法人情報の提供、事業者に対する解約要請、悪質な事業者の検挙、犯行助長サービスの悪用実態の継続的な把握・分析等の犯行助長サービス対策を推進しています。</p> <p>なお、警察が生活経済事犯に利用された疑いがある口座として平成24年中に金融機関に状況提供し、凍結を求めた件数は、2万9,684件でした。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 49 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
警察庁	ヤミ金融事犯の取締りの推進	3	3

## 施策別整理表

施策番号	50
消費者基本計画における具体的な施策	融資保証金詐欺や架空請求詐欺等について、その取締りを強化します。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	融資保証金詐欺や架空請求詐欺等について、都道府県警察では、現に犯行を繰り返す犯行グループに重点を指向し、部門横断的な集中取締体制の構築等により、検挙の徹底を図っています。また、警察庁では、集約した情報を都道府県警察に還元し、都道府県警察による戦略的な取締活動を推進するとともに、都道府県警察間の合同・共同捜査を積極的に推進しています。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 50 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
警察庁	広域知能犯捜査センターの運営	147 百万円の内数	147 百万円の内数
	顔画像照合用資機材の高度化	30 百万円の内数	30 百万円の内数
	現場設定型捜査強化のための資機材の整備	23 百万円の内数	23 百万円の内数
	振り込め詐欺助長犯罪に対する市民協力の確保	2	2
	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺のデータ分析用資機材の整備	—	5
	特殊詐欺に係る効率的捜査のための詳細設計及び最適化	7	7

## 施策別整理表

施策番号	51
消費者基本計画における具体的な施策	融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため、関係法令を駆使した取締りを推進します。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>架空・他人名義の携帯電話や預貯金口座等が、融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に利用されていることから、警察では、これらの犯行ツールの流通を遮断し、犯行グループの手に渡らないようにするために、預貯金口座を売買するなどの、こうした犯罪を助長する犯罪についても、関係法令を駆使して取締りに当たっています。また、犯行に利用された携帯電話の携帯電話事業者に対する契約者確認の求め、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等による犯行ツールの無力化等を実施しています。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 51 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
警察庁	広域知能犯捜査センターの運営	147 百万円の内数	147 百万円の内数
	顔画像照合用資機材の高度化	30 百万円の内数	30 百万円の内数
	現場設定型捜査強化のための資機材の整備	23 百万円の内数	23 百万円の内数
	振り込め詐欺助長犯罪に対する市民協力の確保	2	2
	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺のデータ分析用資機材の整備に要する経費	—	5
	特殊詐欺に係る効率的捜査のための詳細設計及び最適化	7	7

## 施策別整理表

施策番号	52
消費者基本計画における具体的な施策	検挙事例の分析や捜査手法の研究等を通じ、国民生活を脅かす悪質な生活経済事犯に係る捜査態勢の充実・拡充を推進します。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	生活経済事犯に関わる新たな罰則を規定する法律が制定・改正された際には、都道府県警察に対して取締り要領等について指導するとともに、都道府県警察の捜査幹部や捜査員を招集して全国規模の研修を2回開催するなどして、捜査力向上を図っています。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 52 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
警察庁	ヤミ金融事犯の取締りの推進	3	3

## 施策別整理表

施策番号	53
消費者基本計画における具体的な施策	家賃債務保証をめぐる消費者相談等の状況にかんがみ、家賃債務保証会社に対し、業務の適正な実施に当たって遵守することが望ましい事項、不当な取立て行為を行わないこと等を周知する等、賃借人の居住の安定を図るための取組みを検討します。
担当省庁等	消費者庁、国土交通省
実施時期	検討の結果、可能なものから逐次実施します。
実施状況	昨今、賃貸住宅への入居にあたり、従来の連帯保証人に代わるものとして、家賃債務保証業者による機関保証の役割・必要性が増しています。そのため、国土交通省では、家賃債務保証をめぐる消費者相談等の状況を踏まえ、家賃債務保証業の経営状況、賃借人の消費者相談・滞納事例、賃貸人の抱えるトラブルについて、家賃債務保証業者、賃借人、賃貸人それぞれに対して、ヒアリングやアンケート等による調査を行うなど、家賃債務保証の実態を把握し、家賃債務保証業者の適正な運営の確保や賃借人の居住の安定を図るための必要な諸施策の検討を行っています。

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 53 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
国土交通省	住宅セーフティネット基盤強化 推進事業（家賃債務保証業等の 適正化支援）	700 百万円の内数	700 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	55
消費者基本計画における具体的な施策	既存住宅流通やリフォーム工事に係る悪質事案の被害防止の観点から、事案の内容を公表します。さらに、被害者救済の観点から、保証・保険制度を充実させるとともに、これらの制度の周知を図ります。また、保険を利用する登録事業者の情報をウェブサイトで公表します。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>国土交通省では、既存住宅流通やリフォーム工事に係る悪質事案の被害防止の観点から、以下のような取組を行っています。</p> <p>「住まいのダイヤル」（公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター）において、リフォーム工事の内容や価格、事業者に確認すべき点等に関する相談を含めた住宅に関する電話相談業務、リフォーム工事の見積書についての相談を行う「リフォーム無料見積チェックサービス」を実施しています。また、各地の弁護士会における「専門家相談制度」等の取組を進めています。さらに、住まいのダイヤルのホームページにおいて、住まいのダイヤルで受け付けた住宅に関する悪質事案を含む代表的な相談内容と相談結果を公表しました。</p> <p>他方、消費者が安心してリフォームができるよう施工中の検査と欠陥への保証がセットになったリフォーム瑕疵保険や、大規模修繕工事瑕疵保険、消費者が安心して中古住宅の取得ができるよう検査と欠陥への保証がセットになった既存住宅売買瑕疵保険等において、引き続き、これらの保険を利用する事業者に住宅瑕疵担保責任保険法人への登録を求める制度を実施し、各保険法人はホームページで各登録事業者を公開しています。</p> <p>なお、登録事業者は一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページでも公開され、消費者は事業者選びの参考とすることができます。</p> <p>また、リフォーム支援制度を紹介したガイドブックや住まいのダイヤルが作成する各種パンフレット等で、住まいのダイヤルや、リフォーム瑕疵保険の有用性等について消費者に周知しました。</p> <p>さらに、中央建設業審議会※では、戸建て住宅等の比較的規模の小さな民間工事を想定した標準的な約款として、民間建設工事標準請負契約約款（乙）を作成・勧告しています。また、平成22年7月に同約款を改正し、工事の出来高に照らして過度な支払いをしないよう契約書に標準的な支払い割合を例示し、同約款の利用を促進するための周知に努めています。</p> <p>このほか、国土交通省では、事業計画の認可等を通じて住宅瑕疵担保責任保険法人が行う完成保証の適正な運用について必要な助言を行いました。</p> <p>※ 建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づき、経営事項審査の項目と基準（建設業法第27条の23）や、建設工事の標準請負契約約款（建設業法第34条）等の事項について審議を行っている。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 55 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
国土交通省	住宅消費者への相談体制の整備 事業	400 百万円の内数	400 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	56
消費者基本計画における具体的な施策	リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者に確認すべき点等のアドバイスを行います。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	施策番号 55 番と同文

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 56 番	
具体的施策	リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者に確認すべき点等のアドバイスを行います。また、リフォーム工事の請負契約を締結するに際して、書面による契約の徹底、工事の内容や規模に応じ、工事の種別ごとにその経費の内訳を明らかにした見積りの実施及び見積書の交付を促進するための方策を検討します。
担当省庁等	変更なし
実施時期	前段については、継続的に実施します。後段については、平成 25 年度に検討を行います。
見直しの考え方	平成 25 年 2 月 26 日に消費者委員会より表明された「消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しに向けての意見」中「12. 住宅リフォーム」における御意見を踏まえるため。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
国土交通省	住宅消費者への相談体制の整備 事業	400 百万円の内数	400 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	57
消費者基本計画における具体的施策	ハウスメーカーの倒産による消費者の被害を未然に防止するため、工事の出来高に照らして適切な支払いを行うなどの対応をとるよう周知するとともに、完成保証制度の適正な運用について検討を行います。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	施策番号 55 番と同文

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 57 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	58-2
消費者基本計画における具体的施策	有料老人ホーム等に係る入居一時金の実態を把握し、償却についての透明性を更に高めるための方策も含め、入居一時金の在り方について検討します。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	引き続き検討します。
実施状況	<p>入居一時金の償却についての透明性を高める観点から、同省では、事業者団体や消費者関係団体、地方公共団体、国土交通省と連携して、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいへの入居を考えている消費者向けに、「一高齢者向け住まいを選ぶ前に—消費者向けガイドブック」を作成しました（平成24年10月1日発行）。このガイドブックでは、入居者が支払う金額や契約が終了した場合に返還される金額について、消費者向けにわかりやすい説明を行うことを念頭に、モデルケースを設定し、グラフや表を用いて説明を行っています。</p> <p>また、消費者向けの説明資料としての活用を促進するため、地方公共団体や事業者への送付やホームページでの公開を行うなど、周知に努めています。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 58-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	早期に検討します。
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	60
消費者基本計画における具体的な施策	<p>未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫して、かつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。</p> <p>特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。</p>
担当省庁等	消費者庁、警察庁、金融庁
実施時期	一部実施済み <sup>(注60)</sup> 。継続的に実施・引き続き検討します。
実施状況	<p>未公開株や社債の勧誘等、新たな手口による詐欺的商法に関する勧誘を巡るトラブルが増加したことから、平成22年1月に、消費者庁、警察庁、金融庁等の関係省庁からなる「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」を設置し、被害の発生・拡大防止に向けた対策を検討しました。そして、「情報集約から取締りまでを一貫的かつ迅速に行う体制の構築」、「注意喚起、普及啓発の強化」、「被害の抑止・回復の迅速化に向けた制度の運用・整備のあり方の検討」を盛り込んだ対応策を取りまとめ、関係省庁が連携し、以下のとおり取り組んでいます。</p> <p>①情報集約・共有</p> <p>平成23年6月に、警察庁、金融庁、消費者庁等の関係省庁からなる消費生活侵害事犯対策ワーキングチームにおいて、「消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談情報の警察への提供について」を申し合わせ、関係省庁等、地方公共団体、警察間で互いに関係情報を共有するなど連携を深めています。</p> <p>警察庁では、金融庁や消費者庁等の行政機関から利殖勧誘事犯被害が疑われる相談情報の提供を受け、当該情報を関係都道府県警察に提供し、犯罪利用口座凍結及び被疑者検挙に活用しています。</p> <p>証券取引等監視委員会では、国民生活センターや日本証券業協会コールセンターから、両センターに寄せられた無登録業者等の情報（3万7,591件）を収集し分析しました。また、金融庁金融サービス利用者相談室や証券取引等監視委員会事務局市場分析審査課に寄せられた無登録業者等の情報（1万4,702件）を収集し分析しました。なお、金融庁でも、同様の情報を入手し、活用しています。</p> <p>②業者への対応</p> <p>消費者庁では、消費者安全法に基づき、社名公表を伴う注意喚起を5回実施し（平成24年度）、消費者への注意を呼びかけました。</p> <p>警察では、詐欺的商法による新たな消費者被害の事案に対する取締りを集中的に行い、未公開株取引や社債取引等をめぐる事件で被疑者を検挙しています。</p> <p>また、この種の事犯等を敢行する者は、被害金の振込先として銀行口座を利用するほか、被害者等を信用させるためにバーチャルオフィス・商業登記を利用するなどの状況が認められることから、利用されたサービスの実態把握、口座凍結のための迅速かつ積極的な金融機関への情報提供、金融機関に対する凍結口座名義法人情報の提供、事業者に対する解約要請等を推進して</p>

います。

さらに、この種の事案等に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため、関係法令を駆使した取締りを推進し、口座詐欺・盗品等譲受け、携帯電話端末詐欺、犯罪収益移転防止法違反及び携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律違反を検挙しています。

また、金融庁では、無登録で金融商品取引業を行っていた 137 事業者、及び虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者 20 社について、警告書を発出しました。あわせて、金融庁と証券取引等監視委員会は、これらの業者について、社名等を公表しました（平成 24 年度）。

このほか、証券取引等監視委員会では、悪質なファンド業者（適格機関投資家等特例業務届出者）による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への差止命令の申 172 立て（1 件）を実施しました（平成 24 年度）。

### ③注意喚起・普及啓発

消費者庁、警察庁、金融庁では、政府広報を活用した注意喚起や地方公共団体や関係機関等の協力を得た普及啓発活動を展開しています。平成 24 年度には、消費者庁では、「こんな勧誘にはご用心」、金融庁では「怪しい金融商品への投資勧誘にご用心」と題し、政府広報（ラジオ番組）を通じて、様々な手口による詐欺的商法への注意を呼びかけました。

また、近年、高齢者を狙った消費者トラブルが増加していることを受け、消費者庁、警察庁及び金融庁により、政府広報（テレビ CM、新聞広告、インターネット、ポスター「未然かるた」等）を通じた「高齢者の消費者トラブル」未然防止に係る注意喚起を実施しました（平成 24 年 10 月～）。

### ④制度の運用・整備の在り方の検討

金融商品取引法上の無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合には、その売買契約を原則として無効とするルールの創設、無登録業者による広告・勧誘行為の禁止、無登録業者に対する罰則の引上げ等を盛り込んだ改正金融商品取引法が施行されています（罰則引上げは平成 23 年 6 月、その他の項目は同年 11 月）。

また、適格機関投資家等特例業務※の要件を充足しないファンドを運営するような悪質な業者自体を排除すべく、届出記載事項の追加等の法令改正による規制強化を行い、併せて金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正により、届出受理時のチェック項目の追加等の監督上の着眼点を整備し、平成 24 年 4 月から施行されました。

さらに、既存の法令で対応困難な財産被害事案について、事業者に対する措置等を設けることにより、被害の発生・拡大を防止することを目的とする消費者安全法の一部を改正する法律が平成 24 年 8 月に成立し、平成 25 年 4 月 1 日から施行されました。

\* 通常、ファンド業務（ファンドの運用や販売勧誘）を行う場合には、金融商品取引法の厳格な登録が必要だが、一定の要件を満たすことにより、簡易な届出のみで、ファンド業務を行うことができる。

(注 60) ①金融商品取引法上の無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合にその売買契約を原則として無効とするルールの創設等を盛り込んだ改正金融商品取引法が施行（罰則引上げは平成 23 年 6 月、その他の項目は同年 11 月施行）。②適格機関投資家等特例業務に係る問題に対応すべく法令改正及び監督指針改正を実施（平成 24 年 4 月施行）。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 60 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
警察庁	広域知能犯捜査センターの運営	147 百万円の内数	147 百万円の内数
	顔画像照合用資機材の高度化	30 百万円の内数	30 百万円の内数
	現場設定型捜査強化のための資機材の整備	23 百万円の内数	23 百万円の内数
	振り込め詐欺助長犯罪に対する市民協力の確保	2	2
	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺のデータ分析用資機材の整備に要する経費	—	5
	特殊詐欺に係る効率的捜査のための詳細設計及び最適化	7	7

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 60-3 番 (新規施策)	
具体的施策	消費者の財産被害に係るすき間事案への行政措置が導入された改正消費者安全法を厳正に執行します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します <sup>(注 60-3)</sup> 。

(注 60-3) 平成 25 年 4 月 1 日に、消費者に重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入等を内容とする消費者安全法の一部改正法が施行。

## 施策別整理表

施策番号	60-2
消費者基本計画における具体的な施策	C02 排出権取引への投資に係る諸問題について、相談の実態や類似の取引に対する規制の状況等を踏まえ、効果的な対応策について検討します。
担当省庁等	消費者庁、金融庁、経済産業省、環境省
実施時期	直ちに検討に着手します。
実施状況	<p>C02 排出権取引に関する相談の多くは、CFD*（差金決済）取引の複雑な仕組みやリスクを十分に理解できないまま、必ず儲かる、元本を保証する、環境問題に貢献できるなどといった勧誘により契約してしまい、多額の損失を被ったというものです。</p> <p>平成 23 年 1 月頃から相談が寄せられ始め、現在は月に数十件の相談を受けるまでに急増しています。この状況を受け、国民生活センターは、同年 9 月に相談事例を踏まえた手口公表を行いました。また、平成 24 年 10 月の政府広報による高齢者のトラブル未然防止の啓発では、消費生活にひそむ危険の手口の一つとして紹介しています。</p> <p>また、CFD 取引に係るサービスの提供等、C02 排出権の取引の形態によっては、特定商取引法の規制対象となる場合があり、消費者庁では平成 24 年 6 月に同法違反で取引業者を行政処分するなど、厳格な法執行を行っています。</p> <p>さらに、消費者庁、金融庁、経済産業省、環境庁の 4 省庁では、C02 排出権に関する制度や消費者からの相談の実態、類似の取引に対する規制の状況等について情報・意見を交換する場を設けて、この問題に対して連携して取り組んでいます。</p> <p>平成 25 年 3 月には、警察庁を含む 5 省庁でリーフレットを作成し、被害の多い高齢者を中心とした一般消費者に向けた意識啓発を行いました。</p> <p>しかし、全国の消費生活センターに寄せられる相談件数は、平成 22 年度には 57 件であったものが、平成 23 年度には 652 件、平成 24 年度には 792 件と急増していることから、引き続き、様々な方法で消費者に意識啓発を継続するとともに、C02 排出権取引に関する制度や消費者被害の実態等を踏まえ、効果的な対策を検討しています。</p> <p>* Contract For Difference の略。差金決済取引とは、現物の受け渡しをせず、売買の利益や損失のみを決済する取引。市場価格を指標に、証券会社など取扱業者と顧客が相対取引を行い、買った時の価格より高く売れば差金をもらい、低く売れば差金を支払う。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 60-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	引き続き検討します。
見直しの考え方	本施策は平成 24 年度に追加されたものであり、実施時期を「直ちに検討に着手します」とされました。平成 24 年度、関係省庁で連携し、消費者に向けた意識啓発に取り組んでおり、来年度も継続して効果的な対応策の検討を行いつつ、実施可能な対策に取り組んでいくこととするため。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
環境省	国内排出量取引推進事業	550 の内数	550 の内数

## 施策別整理表

施策番号	62
消費者基本計画における具体的施策	無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、金融商品取引法違反行為を行う者に対する裁判所への差止命令の申立て及びそのための調査の制度の活用を進めます。
担当省庁等	金融庁
実施時期	引き続き実施します。
実施状況	施策番号 60 番と同文

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 62 番	
具体的施策	無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、裁判所への差止命令の申立てに係る調査権限等を行使し、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、投資者保護上の必要に応じて、禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行います。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	申立ての有無に関わらず、無登録業者等による行為が社会的に許されるものではないことを世の中に知らしめ、他の業者を含めて同様の行為に及ぶことを防止するとの見地から、投資者保護上広く周知することが適当であると認められる事案について、当該調査対象者の名称・法令違反行為等を公表することで消費者に対する注意喚起・啓発の強化等を図る必要があるため。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	63
消費者基本計画における具体的施策	消費者信用分野における諸問題について、各関連法令の施行状況や各業態等における取引実態などを踏まえ、消費者信用全体の観点から検討します。
担当省庁等	金融庁、関係省庁等
実施時期	引き続き検討します。
実施状況	<p>改正貸金業法の施行状況については、同法の完全施行（平成 22 年 6 月）に際し、金融庁、消費者庁及び法務省において、施行後の状況をフォローするため、関係者ヒアリング等を実施した結果、特定の制度の見直しが必要となるような実態は把握されないとの結論を得ました。</p> <p>近年、金融庁・財務局・日本貸金業協会における貸金に関する 1 日あたりの相談・苦情件数が減少してきていること（平成 22 年 6 月：304 件→平成 24 年 3 月：227 件）や、貸金業者から 5 件以上の無担保無保証借り入れの残高がある人数が大きく減少していること（平成 19 年 3 月：171 万人→平成 25 年 1 月：31 万人<sup>*1</sup>）、多重債務を理由とする自殺者数も減少していること（平成 19 年：1,973 人（全自殺者数 3 万 3,093 人）→平成 24 年：839 人（全自殺者数 2 万 7,766 人）<sup>*2</sup>）等を踏まえれば、改正貸金業法が多重債務者対策の上で相応の効果があったものと見られます。</p> <p>そのほか、携帯電話機本体の分割払いに関し、分割払い代金の滞納が及ぼす影響等について、政府広報等を通じて注意喚起しました（施策番号 45 番参照）。</p> <p><sup>*1</sup> 出典：(株)日本信用情報機構  <sup>*2</sup> 出典：警察庁統計</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 63 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
金融庁	改正貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費	9	9

## 施策別整理表

施策番号	64	
消費者基本計画における具体的施策		<p>金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。</p> <p>「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」による最終取りまとめ（「預保納付金の具体的使途について」）に基づいて事業の担い手を決定するとともに、当該担い手において事業運営の公正性・透明性が確保された上で、両事業が速やかに開始され、広く犯罪被害者等の支援が展開されるよう、適切な対応を行います。また、被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促すことにより、返金率の向上に努めます。</p>
担当省庁等		金融庁、財務省
実施時期		<p>前段について、継続的に実施します。</p> <p>一部実施済み。</p> <p>後段について、引き続き検討します。</p>
実施状況		<p>預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、金融庁では、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等については、四半期ごとにホームページにおいて公表しています（平成 24 年度においては、平成 24 年 4 月、7 月、10 月、平成 25 年 1 月に公表）。</p> <p>振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の具体的使途については、「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム (PT)」の最終取りまとめ（「預保納付金の具体的な使途について」（平成 23 年 8 月））において、①犯罪被害者等の子供に対する奨学金貸与、②犯罪被害者等支援団体に対する団体助成の両事業に支出することが決定されました。</p> <p>これを受け、両事業の内容を盛り込んだ、「振り込め詐欺救済法第 20 条第 1 項に規定する割合及び支出について定める命令」が平成 24 年 3 月 21 日に公布、同年 4 月 1 日より全面施行されました。両事業の担い手については公募を実施し、同 PT において、担い手の公募に参加した者の中から公益財団法人日本財団を当該事業の担い手として決定し、平成 24 年 12 月 18 日より、両事業が開始されました。</p> <p>また、同 PT の最終取りまとめにおいて、被害者に対する返金率の向上に向けては、引き続き、振り込め詐欺救済法に定める返金制度の周知徹底を図ることとされました。平成 23 年に引き続き、返金率の向上に向けた取組の一環として、①平成 24 年 7 月、返金申請を促す観点から、振り込め詐欺救済法施行規則の改正を行い、被害者が返金の申請を迅速に行うことができるよう、申請書様式を記載しやすい簡易な構成に変更、②平成 24 年 10 月、政府広報において、新聞突き出し広告を行い、広く一般国民に向けた返金制度の周知、③平成 25 年 3 月、被害者の方が公告を閲覧する際の利便向上のため、預金保険機構のホームページの改善（画面の見やすさ及び検索機能の改善）を実施しました。</p> <p>なお、返金率は、平成 23 年度の 74.3% から、平成 24 年度の 78.4% へと上昇しています。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 64 番	
具体的な施策	金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。 振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促すことにより、返金率の向上に努めます。また、同法に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業が平成24年12月18日より開始されたことを受け、広く犯罪被害者等の支援が展開されるよう、当該事業にかかる制度の周知を図ります。
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。
見直しの考え方	預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業が平成24年12月18日より開始されたことに伴い、時点修正を行うため。今後は、当該事業に係る制度の周知を図ることにより、広く犯罪被害者等の支援が展開されることを目的としている。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成24年度 当初予算額	平成24年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	65
消費者基本計画における具体的な施策	キャッシュカード利用者に対し、偽造キャッシュカードによる被害防止へ向けたカード管理上の注意喚起を実施するとともに、金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップし、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進します。
担当省庁等	警察庁、金融庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>平成 24 年 10 月、金融機関から「スキミング※等により不正に入手したカード情報から偽造キャッシュカードを作製し、他人の預貯金を引き出す手口の犯罪が増加している」との情報が警察に寄せられました。それらの被害の多くで特定の企業が発行する磁気ストライプカードが悪用されていることが判明し、また、それらのカードは誰もが自由にかつ大量に入手できる方法で配布されていたため、警察では、同企業を始めとした関係団体に対して配布方法の見直し等を要請しました。</p> <p>また、被害状況から暗証番号設定式の貴重品ボックスを設置するゴルフ場等でのスキミングがうかがえたことから、同年 12 月、関係団体に対して、ゴルフ場における不審者に対する声掛け、受付時の利用客に対する貴重品ボックス利用時の注意喚起（キャッシュカードの暗証番号とは違う番号の設定）等の防犯対策の強化を要請しました。</p> <p>さらに、銀行 ATM のカード挿入口に取り付けられたスキマーや防犯カメラを偽装した暗証番号盗撮用の小型カメラによってカード利用に関する情報を不正に入手する事案が発生したことから、金融機関に対して、ATM コーナーにおける警戒の強化、利用者に対する注意喚起の徹底、IC キャッシュカードの更なる普及促進等について要請しました。</p> <p>金融庁では、同庁ホームページにて、キャッシュカード利用者に対する注意喚起を継続的に実施しているほか、平成 24 年 5 月、8 月、10 月、平成 25 年 2 月には偽造キャッシュカード等による被害発生状況及び金融機関による補償状況について公表しました。</p> <p>それとともに、平成 24 年 7 月、平成 23 年度の偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況について、アンケート調査を実施し、取りまとめの上、公表しました。当該調査によると、IC キャッシュカードを導入した金融機関の割合が増加するなど、金融機関による情報セキュリティ向上への取組が着実に実施されています。</p> <p>加えて、平成 24 事業年度の監督方針に、偽造キャッシュカード等への対応など、金融機能の不正利用の防止を重点事項として明記し、検証しました。</p> <p>※ 真正なカードのデータを、スキマー（磁気情報読取装置）を用いて読み取る行為。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 65 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	66
消費者基本計画における具体的施策	金融機関に対し、意見交換会等を通じて振り込め詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止並びに被害回復に向けた金融機関の取組をより一層促進します。
担当省庁等	警察庁、金融庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害者の多くは高齢者であり、また、被害金の多くはATMや金融機関の窓口を利用して出金又は送金されているのが実態です。これらを踏まえ、警察では、被害を未然に防止するため、金融機関に対し、窓口職員等による高齢者を中心とした顧客に対する声掛けの徹底を要請しています。同時に、声掛け用のチェックリストの金融機関への提供、金融機関と連携した声掛け訓練等を行っており、その結果、声掛けによる特殊詐欺被害の阻止率は年々上昇しています。</p> <p>さらに、特殊詐欺による被害額を最小限に抑えるため、平成23年3月、警察庁から全国銀行協会に、平成25年1月には全国信用金庫協会に対し、それぞれの協会加盟金融機関における1日当たりATM利用限度額の初期設定を引き下げるよう要請し、これまでに多くの金融機関でATMの利用限度額が引き下げられています。</p> <p>このほか、金融庁では、平成24事務年度の監督方針に、振り込め詐欺等への対応など、金融機能の不正利用の防止を重点事項として明記し、検証しました。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 66 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	67-2
消費者基本計画における具体的施策	<p>公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の施策について検討し、取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 所管省庁における公共料金等に係る情報公開の実施状況についてフォローアップ</li> <li>② 公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保</li> <li>③ 据え置きが続いている公共料金等を含め料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討と実施</li> </ul>
担当省庁等	消費者庁、消費者委員会、各公共料金等所管省庁
実施時期	速やかに着手し、継続的に実施します。
実施状況	<p>平成 23 年 3 月の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故が電気料金へ与える影響等をめぐる議論を契機に、国民生活における公共料金の重要性が、あらためて認識されています。</p> <p>また、消費者基本法では、公共料金の決定・認可について、国は「消費者に与える影響を十分考慮するよう努めるものとする」と規定されています。</p> <p>平成 24 年度には、公共料金等における情報公開等の現状を把握し、また、今後の取組の方向性を検討するため、書面調査や消費者委員会に設置された公共料金等専門調査会（座長：古城 誠 上智大学法学部長）による各省庁ヒアリングを行いました。こうした書面調査等の結果を踏まえ、平成 25 年度においても引き続き検討を進めています。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 67-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み <sup>(注 67-2)</sup> 。 引き続き、公共料金等の決定過程の透明性を確保するため、継続的に実施します。
見直しの考え方	①について、公共料金等専門調査会による各省庁ヒアリングにより実施したため。

(注 67-2) 公共料金等における情報公開等の現状を把握し、また、今後の取組みの方向性を検討するため、書面調査や消費者委員会に設置された公共料金等専門調査会（座長：古城 誠 上智大学法学部長）による各省庁ヒアリングを実施したため。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	68
消費者基本計画における具体的施策	警備業法に規定されている契約内容の書面交付が確実に行われるよう推進することにより、消費者取引における情報提供の適正化を図ります。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>警備業は、施設警備、雑踏警備、交通誘導警備、現金輸送警備、ボディガード等の種々の形態を有しており、ホームセキュリティ等の需要も拡大するなど、国民生活に幅広くサービスを提供しています。また、空港や原子力発電所のようなテロの標的とされやすい施設での警備も担っています。こうした警備業が果たす役割を踏まえ、警察では、警備業法に基づき、警備業者に対する指導監督を行い、警備業務の実施の適正と警備業の健全な育成を図っています。</p> <p>警備業に対する社会的な需要が拡大する中で、警備業務の内容や契約の対価、解除等の条件に関する説明がなかったなど、契約時における警備業者の説明が不十分であることに起因する苦情が数多く発生したため、平成16年の警備業法の改正で書面の交付に関する規定（第19条）が新設されました。これにより、警備業者は依頼者に対し、契約の成立前に書面を交付して重要事項を説明しなければならず、また、後日の紛争を防ぐため、契約締結後に契約内容を記載した書面を交付しなければならないこととされ、警備業務の依頼者の保護が図られました。</p> <p>各都道府県警察は、警備業法第19条の規定に基づく契約内容の書面交付が確実に実施され、警備業務の依頼者の保護が図られるよう、各種講習会や定期立入検査など、様々な機会を捉えて警備業者に対する指導を行い、さらには違反業者に対して行政処分を実施するなど、警備業者に対する指導監督を継続的に実施しています。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 68 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	69
消費者基本計画における具体的施策	食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、農林物質の規格及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関連法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点等を把握し、検討します
担当省庁等	消費者庁
実施時期	食品表示に関する一元的な法律について、平成 24 年度中の法案を目指します。
実施状況	<p>食品一般について、その内容に関する情報の表示ルールを定めた法律として、現在、食品衛生法、JAS 法、健康増進法の 3 法があります。これら 3 法に基づき複数の表示基準が定められ、それらの基準に従って表示が行われていますが、制度が複雑であるとともに、用語の定義が異なるなどわかりにくいものとなっていました。このため、一元的な法律を制定することにより、3 法の複雑なルールを統合するなど食品表示に関する包括的かつ一元的な制度を構築するため、消費者庁では平成 23 年 9 月より、学識経験者、消費者団体、事業者団体等で構成される「食品表示一元化検討会（座長：池戸重信宮城大学特任教授）」を立ち上げ、平成 24 年 8 月に報告書を取りまとめました。</p> <p>同報告書では、食品表示は、消費者の安全の確保や自主的かつ合理的な選択の機会の確保など消費者基本法に掲げられた消費者の権利の実現を図る上で重要な役割を果たすものであることを前提として、食品表示の一元化のための新法の立案に向けた基本的考え方を示しています。</p> <p>また、これまで事業者の任意とされていた栄養表示に関しては、近年の生活習慣病等の増加、その対応策としての適切な食事と運動の重要性、海外における栄養表示の義務化の動き等を踏まえ、栄養表示を事業者に義務付けることが適当とされました。</p> <p>こうした報告書の内容をもとに、食品表示を一元化する法律の立案を行い、平成 25 年 4 月 5 日に「食品表示法案」として閣議決定し、国会に提出しました。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 69・73 番	
具体的施策	食品表示法に基づく食品表示基準については、消費者の表示利活用の実態等を調査しつつ、消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示の在り方、表示の実行可能性、国際基準との整合性等を十分に踏まえて、関係者の理解を得ながら策定を行います。 栄養表示の義務化については、対象成分を始め栄養成分の表示の在り方について検討を進めます。小規模事業者に義務化が過度な負担とならないよう、食品関連事業者に対する支援措置等環境整備を図ります。
担当省庁等	変更なし
実施時期	食品表示法公布後 2 年以内の施行に向け、同法に基づく食品表示基準の策定等必要な取組を実施します（注 73）。
見直しの考え方	食品表示法及び同法案に対する国会の附帯決議に基づいて取組を行うこととしたため。

（注 73） ランス脂肪酸については、平成 23 年 2 月に、食品事業者による自主的な情報開示の取組を促進するため、「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」を取りまとめ、公表。平成 23 年 8 月に、「栄養成分表示検討会報告書」を取りまとめ。

### 【関連予算】（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	195 百万円の内数	195 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	70
消費者基本計画における具体的施策	加工食品における原材料の原産地表示の義務付けを着実に拡大します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>食品の原産地表示は、食品を選択する際の目安として、消費者の関心が高い項目の一つです。国内で製造・加工される加工食品については、一部の品目を除いてその原材料の原産地を表示する義務がなく、例えば、生鮮食品である牛肉には原産地表示がされているのに、牛肉にタレをかけた味付けカルビには原産地表示がないといった状況が、消費者にとってわかりにくい表示の一つとされていました。</p> <p>このため、「食品の表示に関する共同会議」において、原料原産地表示の選定要件が定められ、平成16年9月に生鮮食品に近い加工食品（20食品群）について原料原産地表示の義務対象品目を大幅に拡大しました。その後、平成19年10月に「緑茶飲料」「あげ落花生」、平成23年3月に「黒糖及び黒糖加工品」「こんぶ巻」が追加され、現在22食品群、4品目について原料原産地表示が義務付けられています。</p> <p>また、原料原産地表示の拡大の進め方について、消費者庁の食品表示一元化検討会（平成23年9月～平成24年8月）において、これまでの「品質の差異」の観点にとどまらず、新たな観点から原料原産地表示の義務付けの根拠とすることについて議論を進めましたが、合意に至らず今後の検討課題として位置付けられることとなりました（平成24年8月同報告書公表）。一方、平成20年9月、非食用として流通したいわゆる事故米穀が食用に不正転売され、米菓や焼酎等の原材料に紛れ込み、加工された商品が一般に流通していたことが明らかとなり、農林水産省の「米流通システム検討会」での検討を踏まえ、平成21年4月に米トレーサビリティ法が成立しました。同法では、対象事業者に、平成22年10月から取引等の記録の作成・保存が、平成23年7月から原料米に関する産地情報の伝達が、それぞれ義務付けされました。</p> <p>具体的には、小売店等で販売されている米飯類、だんごや米菓、清酒、焼酎等、米を使った加工品については、容器・包装や店頭等に原料米の産地が明記、又は産地情報を知ることができる方法（ホームページや電話番号等）が記載されているので原料米の産地を知ることができます。また、外食店で提供される米飯類については、店内掲示、メニューへの記載、店員への問い合わせ等の方法で知ることができます。</p> <p>このほか、BSE（牛海綿状脳症）や食品の偽装事件の発生、輸入農産物からの基準を超えた残留農薬の検出などにより、消費者の食品の原産地に対する関心が高まっています。</p> <p>このような中で、外食の場面でも原材料の原産地表示を求める声が強くなっています。外食が身近な食の場として一層安心して利用され、外食産業においても消費者との信頼関係を高める観点から、農林水産省では、平成17年に外食事業者が自主的な原材料の原産地表示に取り組むための指針を策定し、これらの取組を推進しています。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 70・75 番	
具体的施策	加工食品の原料原産地表示、中食・外食へのアレルギー表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示などの個別課題についての表示基準の見直しについては、順次検討を進めます。
担当省庁等	変更なし
実施時期	新たな食品表示基準の策定について目途がついた段階から検討を実施します。
見直しの考え方	食品表示法案に関する国会の附帯決議に基づいて取組を行うこととしたため。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	195 百万円の内数	195 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	71
消費者基本計画における具体的施策	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米・米加工品について平成23年7月に施行された原料米の产地情報の伝達制度の定着を図ります。
担当省庁等	消費者庁、国税庁、農林水産省
実施時期	継続的に実施します。(平成23年7月施行)
実施状況	施策番号70番と同文

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 71 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	195 百万円の内数	195 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	73
消費者基本計画における具体的な施策	トランス脂肪酸等の脂質を始めとする、栄養成分の表示の在り方について、検討を進めます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	施策を一部実施済み <sup>(注73)</sup> 。 引き続き検討します。
実施状況	<p>我が国の栄養表示制度では、一般に販売される食品について、栄養成分や熱量(エネルギー)に関する表示をしようとする場合に従うべきルール(栄養表示基準)を定め、栄養表示をするかどうかは事業者の任意とされています。</p> <p>消費者庁設置以降、消費者の健康づくりに資するような食品選択を支援する観点から、トランス脂肪酸<sup>*1</sup>等の脂質を始めとする栄養成分の表示の在り方について、検討を進めています。具体的には、平成22年12月より「栄養成分表示検討会」を立ち上げ、健康意識の高まりや健康の保持増進の観点から、商品を選択する際に栄養表示を確認したいという消費者意識の高まりや、諸外国における栄養表示の義務化などの動向を踏まえ、栄養表示の義務化に向けた報告書<sup>*2</sup>を取りまとめました(平成23年8月)。同報告書では、栄養表示について、事業者にとって実行可能な表示方法や、消費者にとってわかりやすく活用しやすい表示方法、国民への普及啓発等について検討がなされ、必要な措置が講じられることを前提に、栄養表示の義務化を目指していくことが適当とされました。</p> <p>また、食品表示一元化検討会においても議論され、栄養表示について、原則として全ての加工食品を対象に義務化することが適当と位置づけられました。</p> <p>今後、消費者庁では、幅広い食品に栄養表示が付されるように、現行の栄養表示基準の改正を行うとともに、事業者が自主的に栄養表示を行うことができるよう、公的なデータベースなどの支援ツールを作成することとしています。また、消費者が栄養表示を活用し、栄養バランスのとれた食生活を送ることができるよう、栄養や健康に関する情報について普及啓発を推進していくことを予定しています。</p> <p>このほか、我が国においてトランス脂肪酸を表示する際のルールが存在しているなかつたことを受け、消費者庁では、消費者に対してトランス脂肪酸など脂質に関する情報が正しく伝わるように、平成22年9月にファクトシートを作成しました。さらに、「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」<sup>*3</sup>(平成23年2月)を公表し、事業者が積極的にトランス脂肪酸に関する情報開示を行うことができるよう取組を推進しています。</p>

<sup>\*1</sup> マーガリンやショートニング等の加工油脂や、これらを原料として製造される食品のほか、自然界では牛などの脂肪や肉等に含まれる脂肪酸の一種。

<sup>\*2</sup> これを受け、前述の食品一元化の検討の中で、消費者側・事業者側双方の環境整備を表裏一体に論ずるものとして、栄養表示の義務化に関する基本的な考え方を示している。

(注73) トランス脂肪酸については、平成23年2月に、食品事業者による自主的な情報開示の取組を促進するため、「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」を取りまとめ、公表。平成23年8月に、「栄養成分表示検討会報告書」を取りまとめ。

※<sup>3</sup> 指針の概要は、次のとおり。①トランス脂肪酸の含有量の表示をする場合は、栄養表示基準に定める一般表示事項に加え、飽和脂肪酸及びコレステロールの含有量を併せて表示する。②認められる誤差範囲は、プラス20%。③食品100g当たりのトランス脂肪酸の含有量が0.3g未満である場合には0gと表示しても差し支えない。④「低減された旨」の表示をする場合は、比較対照する食品名および低減量又は割合を表示する。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 73 番	
具体的施策	
担当省庁等	■ 施策番号 69 番と統合。
実施時期	
見直しの考え方	

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	195 百万円の内数	195 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	75
消費者基本計画における具体的施策	遺伝子組換え食品の表示義務の拡大や食品添加物の表示の在り方について、国際的な対応状況等を踏まえ、諸外国とも情報交換し、十分な研究を行い、検討します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	引き続き検討します。
実施状況	<p>遺伝子組換え食品とは、農作物等に有用な性質を与えるため、他の生物の遺伝子を取り出して、新たに組み込む技術を活用し、新しい品種改良の手段として利用した農作物とその加工食品のことをいいます。品種ごとに科学的な評価が行われ、安全性が確認されたものだけが輸入や流通等を認められ、その遺伝子組換え農作物とその加工食品について、食品衛生法及び JAS 法の規定に基づき平成 13 年年4月から表示が義務化されています。</p> <p>平成 23 年には、パパイヤ及びパパイヤを主な原材料とする食品が追加されました。現在では、大豆、とうもろこし等8種類の遺伝子組換え作物及びその加工食品である 33 食品群に表示義務が課されています。</p> <p>食品添加物は、食品の製造の過程において味を調えたり、長期保存を可能にしたり、色や香りをつけるなどのために使用する物質です。食品添加物を使用した場合、食品衛生法では、原則として全ての食品添加物の物質名を表示することが義務付けられていますが、例外として、保存料、酸化防止剤、防かび剤などのように消費者の関心が高いものに対して目的の併記をさせるものや、酸味料、乳化剤(水と油を均一に混ぜ合わせるもの)等、一括名で表示することができるものもあります。なお、最終的に食品に残っていないものなどについては、表示しなくてもよいことになっています。</p> <p>消費者庁では、厚生労働省が安全性を確認し、新たに食品添加物として指定したものに対して、その表示方法に関する通知の改正を行っています。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 75 番	
具体的施策	
担当省庁等	施策番号 70 番と統合。
実施時期	
見直しの考え方	

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	195 百万円の内数	195 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	76
消費者基本計画における具体的施策	「健康食品の表示に関する検討会」において、①特定保健用食品等健康増進法に基づく特別用途食品の表示制度の在り方、②健康食品の表示の適正化を図るための表示基準及び執行の在り方等について論点整理を行い、消費者委員会へ報告し、その意見を踏まえ、所要の措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	一部実施済み <sup>(注 76)</sup> 。引き続き、特定保健用食品の広告を含む表示に係る考え方の明確化や健康食品の虚偽誇大広告への厳正対処等の措置を講じます。
実施状況	<p>消費者庁では、平成 21 年 11 月から平成 22 年 7 月まで、「健康食品の表示に関する検討会」を開催し、同年 8 月にその論点整理を取りまとめたところです。この論点整理を踏まえ、新たな成分に係る保健の機能の表示を認める可能性の検討に当たっての基礎調査として、平成 23 年度に「食品の機能性評価モデル事業」を実施し、文献等を用いて食品成分の機能性評価を行う場合の主な課題を示しました。</p> <p>また、平成 23 年 6 月に「特定保健用食品の表示に関する Q&amp;A」を公表し、容器包装の表示だけでなく広告を含め、具体的に違反のおそれのある事例とその考え方を示しました。さらに、特定保健用食品の審査の透明性、公平性の確保のため、平成 24 年度に「特定保健用食品の審査基準の検討事業」を実施しました。本事業の結果を受け、平成 25 年度に特定保健用食品の申請上の留意事項に関する通知改正を予定しています。</p> <p>このほか、健康食品の執行の強化として、平成 22 年 6 月以降、通年にインターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する監視を行い、健康増進法に違反するおそれのある表示について、事業者に対し改善要請を行うとともに、薬事法所管の厚生労働省担当部署との間で、連絡会議を設置し、連携を深めています。</p>

(注 76) 平成 22 年 8 月に、「『健康食品の表示に関する検討会』論点整理」を取りまとめ。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 76 番	
具体的施策	消費者庁による「健康食品の表示に関する検討会」の論点整理及び消費者委員会による「『健康食品』の表示等の在り方に関する建議」を踏まえ、食品表示に関する景品表示法と健康増進法の一元的な法執行を推進するとともに、いわゆる健康食品に関する「留意事項（法解釈の指針）」を取りまとめ、その周知徹底により表示・広告の適正化を図ります。また、特定保健用食品の審査基準の明確化や栄養機能食品の対象成分の拡充の検討等、所要の措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	施策を一部実施済み <sup>(注76)</sup> 。 引き続き検討します。
見直しの考え方	平成 25 年 7 月 1 日付で食品表示に関する一元的な法執行を担う「食品表示対策室」を設置予定。 また、これまで具体的施策として挙げていた内容については適宜検討、実施していること、新たに消費者委員会から「『健康食品』の表示等の在り方に関する建議」が提示されたことから、具体的施策を見直す。

(注76) 平成 25 年 7 月 1 日付で消費者庁表示対策課に食品表示対策室を設置予定。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	195 百万円の内数	195 百万円の内数

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 76-2 番 (新規施策)	
具体的施策	いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できる新たな方策について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にしつつ、安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討します。
担当省庁等	消費者庁、厚生労働省、農林水産省
実施時期	平成 25 年度に検討を開始し、平成 26 年度に実施します。

## 施策別整理表

施策番号	77
消費者基本計画における具体的な施策	健康食品に関する消費者の理解の促進を図るため、健康食品に関して正しい情報を提供できる体制の整備を図ります。
担当省庁等	消費者庁、厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>平成 25 年 2 月以降は、景品表示法所管と健康増進法所管の一部職員を相互に併任させ、両法の特性を活かした執行が行える体制を整備しました。健康や栄養に関する健康増進法に基づく健康食品等の表示については、平成 24 年 5 月に消費者向けパンフレット（「おしゃてラベルくん」）を作成し、制度の普及・啓発に取り組みました。同パンフレットでは、栄養表示のみではなく、栄養成分の含有量が規定の範囲内にある食品について、栄養成分の機能表示ができる規格基準型の栄養機能食品制度や、食生活において利用することで、特定の保健の目的が期待できる旨の表示ができる個別評価型の特定保健用食品制度についても紹介しています。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 77 番	
具体的施策	いわゆる健康食品に関する消費者の理解の促進を図るため、いわゆる健康食品に関して正しい情報を提供できる体制の整備を図ります。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	消費者基本計画内の他の施策と表記を統一するため。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	195 百万円の内数	195 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	78
消費者基本計画における具体的施策	<p>食品表示の信頼性を確保するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方農政局の職員による小売店舗等に対する巡回調査の充実等により、監督・指導の徹底を図ります。</li> <li>・農林水産消費安全技術センターによるDNA分析等の科学的手法を活用した食品表示の監視を行います。</li> </ul>
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>JAS法に基づいて実施する地方農政局等の職員による食品事業者に対する巡回調査（年間約3.7万件）については、当該事業者の表示違反の状況等を踏まえ、調査対象を重点化するなど、監視業務の実効の確保を図っています。</p> <p>また、独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる科学的な検査手法（分析件数は年間約6,000件以上）を活用した食品表示の監視を強化するため、地方農政局等の職員が行う巡回調査の一部について、同センターと合同による立入検査を実施しています。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 78 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
農林水産省	産地表示適正化対策事業委託費	62	62

## 施策別整理表

施策番号	79
消費者基本計画における具体的な施策	食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援することにより、関係法令の効果的な執行を図ります。
担当省庁等	消費者庁、警察庁、農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>食品表示に関する取締りに関しては、「生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策」（「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合了承（平成 19 年 12 月 17 日））において、不適切な食品表示に関する監視を強化するため、関係省庁の間で「食品表示連絡会議」を設置するよう決定されました。同会議は、関係機関の連携の促進として、不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等の必要な対応を講じるとともに、こうした対応が円滑に実施されるよう関連情報の共有を進める目的としています。</p> <p>平成 20 年 2 月に第 1 回食品表示連絡会議が開催されてから、これまで 6 回開催されており、平成 23 年 6 月の第 6 回会議では、食品表示監視協議会の強化に向けた取組について確認するとともに、各省庁における東日本大震災を受けた食品表示の運用状況について情報共有がなされました。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 79 番	
具体的施策	食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援すること等により、関係法令の効果的な執行を図ります。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	食品表示法案に関する国会の附帯決議に基づいて取組を行うこととしたため。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	195 百万円の内数	195 百万円の内数

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 79-2 番 (新規追加)	
具体的施策	食品表示法を実効的なものとするため、問い合わせ対応等のワンストップ体制等を早急に整備します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。

## 施策別整理表

施策番号	80
消費者基本計画における具体的な施策	景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図ります。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>正しい表示は、取引を行う上での基本となるものです。消費者は、商品を購入したりサービスを利用したりする場合、その表示をもとに選択しているため、その表示に嘘や偽りがあると、自主的かつ合理的な選択ができなくなってしまいます。</p> <p>景品表示法は、消費者にその商品・サービスについて実際のものあるいは競争事業者のものより著しく優良又は有利であると誤認される表示を禁止しています。同法に違反する行為があれば、事業者に対して、その行為の取りやめ、再発防止策の実施等を命令・指示する行政処分（措置命令）等※<sup>1</sup>を行っており、消費者庁では、平成24年度に37件の措置命令を行いました。</p> <p>また、消費者庁、公正取引委員会事務総局地方事務所・支所等及び都道府県景品表示法主管課では、同じく景品表示法違反行為の未然防止等の観点から、商品・サービスに関する表示の方法等について、事業者等からの相談に応じています。なお、消費者庁及び公正取引委員会事務総局地方事務所・支所等※<sup>2</sup>では、平成24年度に1万7,249件の相談を受け付けています。</p> <p>このほか、消費者向け電子商取引の健全な発展と消費者取引の適正化を図る観点から、一般消費者約50名に「電子商取引表示調査員」を委嘱し、インターネット上の広告表示の調査を委託して、電子商取引監視調査システムを通じて問題となるおそれがあると思われる表示について報告を受けています。電子商取引表示調査員からの報告は、景品表示法違反事件の端緒の発見、景品表示法違反行為の未然防止の観点から行う事業者への啓発活動に活用しています。</p> <p>※<sup>1</sup> 都道府県知事は、景品表示法違反があると認めるとときはその行為の取りやめなど必要な事項を指示することができ、平成23年度には22件、平成24年度には28件の指示を行っている。</p> <p>※<sup>2</sup> 公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反事件に係る調査権限の委任を受け、公正取引委員会事務総局地方事務所・支所等において、調査業務、相談業務等を行っている。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 80 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	告示・運用基準の制定・改廃関係	2	2
	電子商取引表示監視調査システム関係	3	3
	商品・サービスの表示に関する実態調査関係	13	13
	景品表示法等に関する相談・普及関係	3	3
	景品表示法情報ネットワークの構築	8	8
	景品表示法違反事件調査関係	56	56

## 施策別整理表

施策番号	81
消費者基本計画における具体的な施策	住宅性能表示制度の普及を推進するとともに、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図ります。
担当省庁等	消費者庁、国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>平成 12 年 4 月に施行された住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、住宅の性能を客観的に評価し表示する住宅性能表示制度を同年 10 月より開始しました。</p> <p>具体的には、耐震性、劣化対策及び省エネルギー対策等、外見や簡単な間取り図からでは分かりにくい住宅の基本的な性能について共通ルールを定め、住宅の性能を等級や数値等で表示し、比較しやすくするものです。</p> <p>表示項目については、これまでに次のとおり評価内容の充実を図ってきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 13 年 8 月 シックハウス対策の充実のための項目を追加</li> <li>・平成 14 年 12 月 既存住宅について同制度の利用開始</li> <li>・平成 18 年 4 月 防犯性能の評価・表示を開始</li> <li>・平成 19 年 4 月 免震建築物等の評価・表示を開始</li> </ul> <p>現在、新築住宅については最大 10 分野 32 項目にわたって評価が行われます。</p> <p>平成 24 年度の住宅着工戸数に対する設計住宅性能評価書の交付戸数の割合は、22.7%となっています。</p> <p>国土交通省では、ホームページやパンフレット等を活用し情報提供を行うなど、制度の普及活動を実施しています。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 81 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	住宅性能表示制度の普及促進	1	1

## 施策別整理表

施策番号	82
消費者基本計画における具体的な施策	家庭用品品質表示法における対象品目及び表示の標準について、適宜、規定等の改正を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>家庭用品の品質表示については、家庭用品品質表示法に基づき、対象商品や表示を行う事項が定められています。対象となるのは、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、消費者がその購入に当たって、品質を識別することが難しく、かつ識別することが特に必要と認められるもので、平成 24 年度末現在、90 品目となっています<sup>*1</sup>。</p> <p>消費者庁では、同法第 4 条に基づき事業者に対して「指示」<sup>*2</sup>を行っているほか、事業者が自ら不適正表示を申し出たものについては、同庁のホームページ上で消費者への注意喚起を行っています<sup>*3</sup>。</p> <p>平成 24 年度には、平成 22~23 年度に実施した同法に関する調査・検討会の結果を踏まえながら、消費者目線に立って、関係機関が発表した注意喚起情報を含め改正の検討を行いました。検討の上、同法の雑貨工業品品質表示規程における「洋傘」と、「いす、腰掛け及び座いす」のうち「乳幼児用のいす」について、取扱上の注意等の表示による安全への配慮を促す必要があることから、表示の標準として製品の取扱上の注意表示を新たに追加する改正を行うこととしました。</p> <p>また、これに加えて、経済産業大臣からその他の表示の標準に関する改正の要請を受けたことも踏まえ、併せて改正を行うこととしました。これらの改正については、消費者委員会に対して諮詢を行い、平成 25 年 3 月 26 日に答申を受けました。</p> <p><sup>*1</sup> 例えば、繊維製品では糸、ズボン、下着等。合成樹脂加工品では台所器具等。電気機械器具では電気洗濯機、電子レンジ等。雑貨工業品では合成洗剤、なべ等。</p> <p><sup>*2</sup> 平成 22 年度に 6 件、平成 23 年度に 4 件、平成 24 年度に 9 件（平成 25 年 3 月 31 日時点）。</p> <p><sup>*3</sup> 平成 22 年度に 22 件、平成 23 年度に 21 件、平成 24 年度に 12 件（平成 25 年 3 月 31 日時点）。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 82 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	表示の設定、普及、遵守状況調査	1	1

## 施策別整理表

施策番号	83
消費者基本計画における具体的施策	建物部品の防犯性能の表示制度について、消費者が防犯性能により建物部品を選択できるよう、その広報に努めるとともに、制度の適正な運用の確保を図ります。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>ピッキング等の特殊開錠用具を使用した住宅侵入犯罪が多発していたことを受け、住宅侵入犯罪に使用されるおそれの高い用具の所持等を禁止するとともに、建物に侵入して行われる犯罪の防止を図る目的で、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律が平成15年6月に成立しました。</p> <p>同法第7条に基づく国家公安委員会告示では、建物錠の製造業者や輸入業者に対し、建物錠のうち、防犯性能の向上を図ることが特に必要な指定建物錠（シリンドー錠、シリンドー、サムターン）について、その防犯性能等を表示すべき事項として定めています。</p> <p>また、警察庁、国土交通省、経済産業省及び建物部品関連の民間団体から構成される「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」では、防犯性能の高い建物部品（錠・ドア・ガラス、サッシなど）の開発を促進すると同時に、同部品の目録を作成の上、公表しており、消費者が防犯性能により建物部品を選択できるようになっています（目録掲載数：17種類3,185品目（平成25年3月末時点））。</p> <p>なお、指定建物錠や防犯性能の高い建物部品に関する情報は、警察庁の侵入犯罪防止対策ホームページ「住まいいる防犯110番（<a href="http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/index.html">http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/index.html</a>）」や関係団体のホームページに掲載するなどして消費者に提供しています。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 83 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
警察庁	指定建物錠の防犯性能の表示内容に関する検証	1	1

## 施策別整理表

施策番号	84
消費者基本計画における具体的施策	電気通信サービスの広告表示に関して、電気通信サービス向上推進協議会が策定した「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準・ガイドライン」の実施状況、不適切な広告表示に対する取組状況を注視とともに、利用者に分かりやすいものとするため、更なる検討を促します。
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>総務省では、「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」の下で開催された「電気通信サービス利用者 WG」において、平成 23 年 12 月に「電気通信サービス利用者の利益の確保・向上に関する提言」（以下「利用者 WG 提言」という。）を取りまとめました。</p> <p>利用者 WG 提言では、広告表示の適正化に向けた方策として、業界団体において、広告表示自主基準の見直し及び用語集の継続的見直しを行うことが求められ、電気通信サービス向上推進協議会※において「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」（初版：平成 16 年 3 月。以下「広告表示自主基準等」という。）が平成 24 年 4 月に改訂されました。そして、この広告表示自主基準等に基づき、各電気通信事業者による取組が実施されてきました。</p> <p>さらに平成 25 年 4 月には、最大通信速度（特に移動体通信）の該当エリアの表示、人口カバー率の算出方式等及び端末の通信速度（特に移動体通信）の表示に関する広告表示自主基準等の改訂が行われました。</p> <p>※ 平成 19 年 11 月に設立された。一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の 4 団体により構成されている。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 84 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	85
消費者基本計画における具体的施策	国内・国際標準化関連活動に消費者の視点を適切に反映し、消費者分野等における標準化施策（適合性評価制度の構築・運用を含む。）を実施します。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>経済産業省では、消費者への標準化※知識の普及啓発のために、同省委託事業として、消費者のための標準化セミナーを全 15 回開催し、約 800 名が参加しました。そのうち 1 回は JIS 規格の原案作成及び改定作業を行う技術分野ごとの専門委員会へ消費者代表として参加する人材のための基礎・応用セミナーを開催し、15 名が参加しました。</p> <p>日本工業標準調査会へは消費者代表者として、合計 16 名が総会を含む合計 39 件の専門委員会に参加しました。また、標準化に関する消費者ニーズを把握・抽出・分析するための手法を活用し、13 品目の標準化進捗状況をフォローアップし、引き続き標準化に向けた検討を行うこととなりました。</p> <p>※ 標準化とは、様々な事象を統一化すること。例えば、乾電池や紙のサイズの標準化のように、標準化は日常生活の利便性向上に寄与しているが、日頃から標準化を気にすることはないことから、日常生活と標準化との関わりについて普及啓発を行っている。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 85 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
経済産業省	社会環境整備型規格開発事業	160 百万円の内数	160 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	86
消費者基本計画における具体的施策	消費者の生活における正確な計量について、地方公共団体などと協力し、制度の実効性を向上させるための取組を行うとともに、計量器の実態等を踏まえることにより、計量の適正化を推進します。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施する。
実施状況	平成 25 年 4 月には、「計量法関係法令の解釈運用等について」（平成 20 年 12 月最終改正）において、計量法第 2 条第 2 項に規定する「取引又は証明」の具体的事例を追加するなど所要の反映を行うとともに、関係地方公共団体への説明及び周知を行いました。さらに、水道メーターや温水メーター、量器用尺付きタンク等 7 器種の特定計量器について、特定計量器検定検査規則の改正手続きを実施しました（平成 25 年 4 月 15 日施行）。

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 86 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
経済産業省	法定計量関連調査事業	24	24
	法定計量関係経費	11 百万円の内数	11 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	86-2
消費者基本計画における具体的な施策	放射線測定器について、日本工業規格（JIS）に定める校正方法の周知を通じてその計測の信頼性を確保します。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	直ちに検討に着手します。
実施状況	<p>経済産業省では、食品中の放射性セシウム他の測定を簡便に行うことを可能にし、性能、構造及び校正方法（標準線源を用いた試験方法）等を規定した JIS 規格 “JIS Z4342 シンチレーション式放射能測定器” を制定しました（平成 25 年 3 月 21 日公示）。</p> <p>また、放射能測定器関連規格の原案作成団体である一般社団法人日本電気計測器工業会において、「簡易的な環境放射線測定に関するガイドライン（平成 24 年 8 月 30 日）」を公表し、測定器の校正に関して、少なくとも 1 年程度ごとの基準線源による定期的な校正やメンテナンスを推奨するとともに、一般の方が適切なサーベイメーターを選定するためのガイドライン「放射線測定機器の性能チェックシート（平成 25 年 4 月 11 日）」において、購入時、購入後の校正をチェック項目として取り上げ、校正について分かりやすく解説しています。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 86-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	<p>実施済み。</p> <p>(食品中の放射性セシウム他の測定を簡便に行うことを可能にし、性能、構造及び校正方法（標準線源を用いた試験方法）等を規定した JIS 規格 “JIS Z4342 シンチレーション式放射能測定器”を制定（平成 25 年 3 月 21 日公示）。また、一般社団法人日本電気計測器工業会にて測定器の校正や適切なサーベイメーターを選定するためのガイドラインを作成。)</p>
見直しの考え方	<p>食品中の放射性セシウム他の測定を簡便に行うことを可能にし、性能、構造及び校正方法（標準線源を用いた試験方法）等を規定した JIS 規格 “JIS Z4342 シンチレーション式放射能測定器”を制定するとともに、測定器の校正やサーベイメーターの選定について、ガイドラインによりわかりやすく周知がなされたため。</p>

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	87	
消費者基本計画における具体的施策		<p>消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの各ライフステージに応じた消費者教育を、様々な主体が連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議において取りまとめた「消費者教育推進のための課題と方向」を踏まえ、消費者庁、文部科学省及び関係省庁による消費者教育の充実を図ります。</p> <p>また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。</p>
担当省庁等		消費者庁、文部科学省、関係省庁等
実施時期		<p>一部実施済み<sup>(注87)</sup>。</p> <p>消費者教育推進会議の取りまとめ結果（平成24年4月6日）を踏まえ、継続的に実施します。</p>
実施状況		<p>消費者庁では、平成22年11月から開催した消費者教育推進会議の取りまとめ「消費者教育推進のための課題と方向」を平成24年4月6日に公表しました。この取りまとめを踏まえ、消費者教育の体系的プログラムを作成するため、有識者10名の委員で構成する「消費者教育推進のための体系的プログラム研究会」を平成24年9月から12月までに4回開催し、「消費者教育の体系イメージマップ～消費者力ステップアップのために～」を取りまとめ、平成25年1月に公表するとともに、消費者教育ポータルサイトでは、このイメージマップの領域やライフステージに基づいた改修を行いました。</p> <p>また、平成24年8月に消費者教育推進法が議員立法により成立し、同年12月に施行されました。加えて、消費者基本法第17条には、国に講ずべき施策の一つに消費者教育の充実が明記されており、消費者が必要な情報を得て、自主的かつ合理的に行動するためにも、消費者教育を充実させることは急務となっています。</p> <p>こうした認識の下、消費者教育推進法は、消費者教育を総合的・一体的に推進し、国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とし（第1条）、消費者の実践的な能力の育成や、消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できる消費者の育成、消費者教育の体系的、効果的な推進などを基本理念としています（第3条）。この基本理念にのっとり、国、地方公共団体は消費者教育の施策を推進し、また、消費者団体や事業者団体は、消費者教育について自主的な活動を行うことが明確化されています。そして、学校、地域、家庭、職域などそれぞれの場において多様な主体が連携して取り組んでいくことが求められています。</p> <p>また、同法では、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を定めることとされており（第9条）、消費者庁と文部科学省において基本方針の案を作成し、閣議決定することとされています。さらに、「消費者教育推進会議」を置くこととされており（第19条）、同会議の事務は、①消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して、委員相互の情報の交換及び調整を行うこと、②基本方針に関し、意見を聴くこととなっています。同推進会議は、いわゆる「8条機関」<sup>*</sup>の審議会であり、委員は消費者、事業者、教育関係者及び消費者団体、事業者団体、学識経験者などから</p>

<sup>(注87)</sup> 平成22年11月より消費者教育推進会議を開催し、平成24年4月6日に報告書取りまとめ。

20名を任命しており、任期を2年としています。消費者庁では、第1回会議を平成25年3月6日に開催し、基本方針案について意見交換を実施しました。この基本方針は、国としての指針であるとともに、今後、これを踏まえて各地方公共団体において、消費者教育推進計画が策定されることが期待されます。

\* 審議会は、国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条の「法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる」との規定を根拠に行政機関に設置される。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 87 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み。 「消費者教育推進のための課題と方向」を踏まえた関係省庁による消費者教育の充実は、継続的に実施します。
見直しの考え方	平成 24 年 12 月 13 日に消費者教育の推進に関する法律が施行され、本法律に基づく消費者教育推進会議が新たに置かれたため。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者教育推進会議	5	5
文部科学省	消費者教育推進事業	22	22

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 87-2 番 (新規追加)	
具体的施策	消費者教育の推進に関する基本的な方針案について、消費者教育推進会議などから意見を聴き、基本方針を策定します。その基本方針に基づき、引き続き、消費者教育推進会議を開催し、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進を検討します。
担当省庁等	消費者庁、文部科学省、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。

## 施策別整理表

施策番号	88
消費者基本計画における具体的施策	関係行政機関等で作成された消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報等を集約したポータルサイトを拡充し、消費者教育に関する情報と知見の共有を進めます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者庁では、特に学校・社会の様々な場面で消費者教育を実施している方々の支援を主な目的に、消費者教育に関する様々な情報を提供する場として、消費者庁のホームページ上に消費者教育ポータルサイトを運営しています（URL：<a href="http://www.caa.go.jp/kportal/index.php">http://www.caa.go.jp/kportal/index.php</a>）。</p> <p>同ポータルサイトには、関係機関で作成された教材や実践事例に関する情報が一元的に集約されています。</p> <p>平成25年1月に消費者庁が公表した「消費者教育の体系イメージマップ」により、新たに検討された「消費者市民社会の構築」、「商品等の安全」、「生活の管理と契約」、「情報とメディア」の領域や「幼児期」、「小学生期」、「中学生期」、「高校生期」、「成人期（特に若者）」、「成人期（成人一般）」、「成人期（特に高齢者）」のライフステージに変更するとともに、各項目別に情報が検索できるようになりました。さらに、学校や地域で教える方などの利用者の立場からも検索できるようにするなどの改修を行いました。</p> <p>なお、平成24年3月末時点で、教材が約1,100件、各地域での実践事例に関する情報が約180件、講座等に関する情報が約670件、合計1,950件の情報が掲載されています。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 88 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者教育ポータルサイトの活用	6	6

## 施策別整理表

施策番号	89
消費者基本計画における具体的な施策	消費者教育効果の測定手法や先進的教育手法等について、消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から検討を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	一部実施済み <sup>(注 89)</sup> 。 継続的に実施します。
実施状況	施策番号 87 番と同文

(注 89) 平成 22 年度に中学校の教育手法等について報告書を作成。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 89 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 (平成 25 年 1 月に消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から「消費者教育の体系イメージマップ～消費者力ステップアップのために～」を取りまとめ、公表し、各都道府県・政令指定都市に配布。)
見直しの考え方	平成 25 年 1 月に取りまとめた消費者教育の体系イメージマップについては、今後、施策番号 87-2 の消費者教育推進会議において検討することとし、また、施策番号 94 や 96 の学校や地域で使用できる消費者教育用教材の作成などを行うこととしたため。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者教育の教育手法と効果測定の検討	5	5

## 施策別整理表

施策番号	90
消費者基本計画における具体的施策	消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進します。
担当省庁等	消費者庁、文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	文部科学省と消費者庁では、消費者教育推進法の施行（平成 24 年 12 月 13 日）にあわせて、各都道府県及び政令指定都市宛てに「消費者教育の推進に関する法律の施行について」を通知し、法律の施行について周知するとともに、その目的や基本理念等を示し、関係部局間の連携を密にしながら消費者教育が推進されるよう依頼しました。

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 90 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
文部科学省	消費者教育推進事業	22	22

## 施策別整理表

施策番号	92
消費者基本計画における具体的な施策	学校教育及び社会教育における取組状況調査、ヒアリング調査等を実施し、必要に応じて事例集の更新を行います。
担当省庁等	文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	文部科学省では、大学等及び地方公共団体における取組状況調査を実施するとともに、先進的取組を実施する大学等及び地方公共団体を対象としてヒアリング調査を実施し、これらの結果をもとに取組事例集を作成しました。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 92 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
文部科学省	消費者教育推進事業	22	22

## 施策別整理表

施策番号	93 (92)
消費者基本計画における具体的施策	<p>新学習指導要領において、消費者教育に関する内容が充実されたことを踏まえ、新学習指導要領の周知徹底、教科書の充実や関係省庁の副教材の作成・配布への協力等を行います。</p> <p>また、学校における消費者教育推進のための調査研究の実施や学校における消費者教育に関する協議会の開催、指導事例集の作成などを通じて新学習指導要領を踏まえた消費者教育の充実を図ります。</p>
担当省庁等	文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>学校教育においては、児童生徒の「生きる力」を育むことを目指し、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことを理念としています。</p> <p>また、平成 18 年に改正された教育基本法において、教育の目標として、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視することや、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことが規定されました。</p> <p>これらを踏まえ、平成 20 年及び平成 21 年に改訂された小・中・高等学校の学習指導要領において、社会科及び公民科、家庭科、技術・家庭科などを中心に消費者教育に関する教育内容を充実しました。</p> <p>文部科学省では、学習指導要領に基づく指導の一層の充実を図るため、平成 24 年度に、教育委員会関係者等を対象とする全国的な会議で新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を実施しました。</p> <p>また、消費者教育に関する教科横断的なカリキュラムの開発や教材の開発、教員研修等について調査研究を実施したほか、消費者教育フェスタを開催し、優良な取組事例を全国で共有しました。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 93 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
文部科学省	学校教育における消費者教育の 推進	12	12

## 施策別整理表

施策番号	94
消費者基本計画における具体的施策	新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。
担当省庁等	消費者庁、金融庁、総務省、法務省、関係省庁等
実施時期	一部実施済み <sup>(注 94)</sup> 。 継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者庁では、全ての教員がすぐに授業で使用することができるよう、使い方、授業時間内で終えられる時間配分シナリオ、授業展開等がセットになり、商品等の安全を扱った、小学校低学年向けの消費者教育用副教材を作成し、公表しました。この副教材を作成するに当たっては、消費者教育の関係者からのヒアリングや検証授業を実施するとともに、文部科学省を通じて、関係する教科の教員に内容を確認するなど、密接に連携を図りました。</p> <p>金融庁では、平成 24 年 11 月以降、有識者、関係省庁等が出席する「金融経済教育研究会」を開催し、金融経済教育で身につけるべきものは何か、今後どのように取組んでいくべきかなどについて幅広い検討を行っています。また、作成したガイドブック（「基礎から学べる金融ガイド」）等を平成 23 年に引き続き、全国の教育機関や地方公共団体等へ配付したほか、必要に応じて講師を派遣するなど、学校における金融経済教育の推進に取り組んでいます。</p> <p>総務省では、子ども達の ICT メディアをより主体的・能動的に扱う能力（ICT メディアリテラシー）を育成するため、平成 21 年度から引き続き、小学校高学年を対象とした教材「伸ばそう ICT メディアリテラシーつながる！わかる！これがネットだ」をホームページ上に公開しました。また、平成 21 年度に開発した中・高校生を対象とした教材を引き続きホームページ上に公開するとともに、平成 22 年度に開発した新たな教材を平成 23 年 4 月から公開しました（URL : <a href="http://www.soumu.go.jp/main-sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/media_literacy.html">http://www.soumu.go.jp/main-sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/media_literacy.html</a>）。</p> <p>さらに、平成 23 年度から公開した新たな教材については、指導資料中にインターネットやメールなどを利用する際の留意点等を記載し、学校や家庭等における話合いのきっかけ作りに使えるようにしました。</p> <p>法務省では、ホームページ上に法教育に関する教材を公開するとともに、消費者の権利を含め、契約や司法の役割等について、平成 24 年度には 196 回、11,499 名に対して法教育の出前授業を実施しました。</p>

<sup>(注 94)</sup> 平成 22 年度、平成 23 年度に担当省庁等において教材等を作成。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 94 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み <sup>(注 94)</sup> 。 継続的に実施します。
見直しの考え方	平成 22 年度、平成 23 年度、平成 24 年度に担当省庁等において教材等を作成したため。

(注 94) 平成 22 年度、平成 23 年度、平成 24 年度に担当省庁等において教材等を作成。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者教育用教材の作成	29	29
金融庁	学校における金融知識等普及施策推進実施経費	8	8
	金融知識等普及施策経費	16	16
法務省	法教育の推進	6 百万円の内数	6 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	95 (92)
消費者基本計画における具体的施策	大学生等に対する消費者問題の情報提供及び啓発を行うとともに、大学等及び社会教育における消費者教育の指針の普及・啓発を継続して実施します。
担当省庁等	文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>文部科学省では、平成 22 年度、消費者教育に関する取組の実態を把握するため、全国の大学等に対して、「消費者教育に関する取組状況調査」を行い、この結果も踏まえながら、大学等における消費者教育の在り方について検討を行い、その成果を「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」としてまとめました。</p> <p>この指針は、全国の大学・短期大学・高等専門学校に配布したほか、平成 23 年度には、この成果を踏まえた教職員向けパンフレットを作成し、学内での消費者教育の啓発等のため、全国の大学等に配布するとともに、ホームページにも掲載し、広く周知を図っています。</p> <p>また、平成 24 年 8 月 30 日、11 月 30 日に開催された「学生指導研修会」等の文部科学省関係会議において、大学等の教職員に対し消費者トラブルについて注意喚起を行いました。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 95 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
文部科学省	消費者教育推進事業	22	22

## 施策別整理表

施策番号	96
消費者基本計画における具体的施策	担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。
担当省庁等	消費者庁、公正取引委員会、金融庁、法務省、文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者庁では、年間を通じて新しい教材や取組等の情報の登録を行うなど、消費者教育ポータルサイトの充実を図っています。また、平成 23 年度に作成した、若者・高校生向け消費者教育用副教材「もしもあなたが消費者トラブルにあったら」を使用した出前講座を大学や高等学校で実施しました。さらに、平成 24 年 8 月に成立した消費者教育推進法の周知を図るため、市町村の消費者行政担当者等を集めた都道府県の会議で説明を行いました。</p> <p>公正取引委員会では、平成 24 年度には、一日公正取引委員会を 8 回、消費者セミナーを 50 回、独占禁止法教室を 112 回（中学 41 回、高校 14 回、大学・大学院 57 回）開催しました。このほか、消費者教育用教材「私たちの暮らしと独占禁止法の関わり」等を消費者セミナー及び独占禁止法教室の出席者に配布しました。消費者セミナーや独占禁止法教室の参加者からのアンケート結果では、「満足」、「おおむね満足」との回答が消費者セミナーについては 74%、独占禁止法教室については 87% と良好な結果が得られており、地域における消費者教育の推進に寄与しています。</p> <p>金融庁では、平成 24 年 11 月以降、有識者、関係省庁等が出席する「金融経済教育研究会」を開催し、金融経済教育で身につけるべきものは何か、今後どのように取組んでいくかなどについて幅広い検討を行っています。また、未公開株取引問題等に関するガイドブック「実例で学ぶ「未公開株」等、被害にあわないためのガイドブック」を平成 23 年度に引き続き、全国の地方公共団体等に配付するとともに、出前講座の実施や地域で開催される講座等への講師派遣などを行っています。</p> <p>さらに、金融庁と財務局の主催で一般の方々を対象にしたシンポジウムを開催（全国 6 か所）し、弁護士、警察、消費生活センター、金融機関の担当者に出席してもらい、消費者問題、多重債務問題等を取り上げ、金融トラブルに巻きこまれないよう注意を促しています。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 96 番	
具体的施策	<p>担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。</p> <p>特に、金融経済教育は、消費者教育の重要な要素であることから、金融経済教育の内容を消費者教育の内容に盛り込むとともに、金融経済教育と連携した消費者教育を推進することが重要です。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	今後、消費者教育を推進していく上で、金融庁で開催された「金融経済教育研究会」での議論を踏まえて、金融経済教育とも連携していく必要があるため。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者教育ポータルサイトの活用	6	66
公正取引委員会	独占禁止法教室	2	2
	一日出張事務所	4	4
	消費者との対話	1	1
金融庁	一般社会人向けパンフレット等作成経費	6	6
	金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費	2	2
	金融知識等普及施策経費	16	16
法務省	法教育の推進	6 百万円の内数	6 百万円の内数
文部科学省	消費者教育推進事業	22	22

## 施策別整理表

施策番号	97
消費者基本計画における具体的な施策	教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参加・連携による消費者教育のための連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討し、その成果を全国的に情報提供します。
担当省庁等	消費者庁、文部科学省
実施時期	一部実施済み <sup>(注97)</sup> 。 継続的に実施します。
実施状況	<p>文部科学省では、消費者教育の一層の推進を図るため、「社会的責任に関する円卓会議」の協力を得て、平成22年度より消費者教育フェスタを開催しており、平成24年度も「連携・協働による消費者教育」をテーマに神戸と東京で開催しました（消費者庁後援）。</p> <p>消費者教育推進法の基本理念の一つである学校、地域、家庭、職域その他の様々な場における多様な主体の連携を確保しつつ、効果的な消費者教育を推進するために、それぞれの主体が取り組むべきことや、連携・協働による消費者教育の在り方等について、平成25年1月30～31日に「消費者教育フェスタ in 神戸」を実施し、弁護士による「地域におけるこれからの消費者教育について」と題した特別講演や「神戸から発信するこれからの消費者教育について」と題したパネルディスカッションを実施するとともに、小学校・中学校・高等学校での消費者教育の授業実践の公開や、企業・団体等（21団体）によるデモストレーション授業などを実施しました。</p> <p>また、同年2月27～28日には、「消費者教育フェスタ in 東京」を実施し、文部科学省や消費者庁の行政説明や神戸での成果を振り返るリレートーク、学校教育及び社会教育の分科会、異なるセクターの参加者によりグループをつくり、教育事業企画を考えるワークショップなどを実施しました。（神戸と東京での消費者教育フェスタには延べ1,420名が参加。）</p>

<sup>(注97)</sup> 平成22年11月より開催している消費者教育推進会議を継続して開催。関係省庁や多様な主体の連携による消費者教育推進のためのイベントを開催（東京、岐阜）。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 97 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み <sup>(注 97)</sup> 。 継続的に実施します。
見直しの考え方	平成 24 年度も神戸と東京で、関係省庁や多様な主体の連携による消費者教育推進のためのイベントを開催したため。

(注 97) 関係省庁や多様な主体の連携による消費者教育推進のためのイベントを開催（神戸、東京）。

### 【関連予算】（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
文部科学省	消費者教育推進事業	22	22

## 施策別整理表

施策番号	98
消費者基本計画における具体的施策	社会教育主事に対する研修の実施や大学等及び社会教育における消費者教育の指針の普及・啓発を通じて、公民館等の社会教育施設における消費者教育の推進を図ります。
担当省庁等	文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>地域における消費者教育については、公民館等の社会教育施設を始めとして、金融・保険・税金や消費者問題といった各種の講座等が開催されています。</p> <p>文部科学省では、平成 22 年度、社会教育における消費者教育の基本方向性をまとめた「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を取りまとめたほか、平成 23 年度には、家庭における消費者教育の推進を図るため、親子を対象とした実践者向けの「消費者教育実践の手引き」及び親子向け消費者教育教材「マナビィといっしょにおつかいすごろく」を作成しました。</p> <p>さらに、全国 14 会場で社会教育主事講習※を実施し、消費者教育の講義を行うなど、地域における消費者教育が促進するよう取り組んでいます。</p> <p>※ 社会教育主事となり得る資格を付与することを目的として、全国の大学及び国立教育政策研究所社会教育実践研究センターで実施される講習（約 40 日間）。社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 98 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
文部科学省	消費者教育推進事業	22	22

## 施策別整理表

施策番号	99
消費者基本計画における具体的施策	日本司法支援センターにおける協議会の開催等を通じ、消費生活センターをはじめ、消費者に関する法的トラブルを取り扱う関係機関・団体との協議会を開催するなどして、より緊密な連携・協力関係の構築に努め、速やかに法的トラブルの解決を図ります。
担当省庁等	法務省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>日本司法支援センター（法テラス）では、消費者トラブルを始めとした法的トラブルを解決するための相談窓口情報を利用者に提供するために、全国の関係機関・団体の約2万4,500の窓口情報を整備し、紹介・取次・転送・予約の方法により、関係機関・団体と連携しています。</p> <p>利用者にとって適切かつ利便性のある窓口情報を提供するため、全国の地方事務所等において、年1回以上地方協議会を開催したり、日ごろから他機関が主催する研修会、協議会等へ参加したりするなどして、関係機関等との意見交換、情報共有等を行い、より緊密な連携・協力関係の構築に努めています。</p> <p>また、平成23年3月の東日本大震災の発生後は、被災者への支援として、消費者庁及び国民生活センターと協力して、宮城県南三陸町、同山元町、同東松島市、岩手県大槌町、福島県二本松市において、複数の分野の専門家によるワンストップのよろず相談会を実施しました。</p> <p>このほか、法テラス・サポートダイヤルに寄せられた事故情報については、消費者庁の「事故情報データバンクシステム」への登録を行って、消費生活上の事故の再発・拡大を防止するための情報を提供しています。</p>

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 99 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
法務省	セーフティネットとしての日本司法支援センターの事業の維持・強化	16,402 百万円の内数	16,147 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	100
消費者基本計画における具体的施策	融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に関する最新の手口や発生状況について、ウェブサイト、防犯講話等により若年者、自営業者等の被害者層への情報提供・注意喚起を的確に行います。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>平成 15 年頃から融資保証金詐欺や架空請求詐欺が顕在化し、オレオレ詐欺と同様、電話等を利用して短期間に不特定多数を騙す詐欺として抑止対策の必要性が認識されるようになりました。それ以降、警察庁及び都道府県警察では、ホームページや防犯講話等を通じて最新の手口や発生状況について注意すべきポイントを示すなどして、情報提供や注意喚起を行っています。</p> <p>平成 23 年 5 月には、東日本大震災に便乗した融資保証金詐欺の発生を踏まえ、警察庁と中小企業庁が連携して、自営業者が多く加盟する中小企業団体に向けたメールによる注意喚起を実施しました。また、これらの詐欺を敢行する犯人グループの多くは、各種名簿を悪用して犯行を繰り返していることから、警察では、平成 24 年 7 月から、捜査の過程で入手した名簿の登載者に対し、民間委託したコールセンターからの電話連絡や警察官による戸別訪問等により注意喚起するなどの取組を実施しています。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 100 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
警察庁	高齢者犯罪被害防止データ集約 作業	16	16

## 施策別整理表

施策番号	101
消費者基本計画における具体的施策	生活経済事犯について、国民が自主的に被害を回避できるよう、被害の発生状況に応じてウェブサイト、リーフレット等の各種媒体により生活経済事犯の発生・再発防止に向けた広報啓発活動を推進します。
担当省庁等	警察庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>警察庁では、国民が自主的に被害を回避できるよう、生活経済事犯の発生・再発防止に向けた広報啓発活動を推進しています。</p> <p>具体的には、利殖勧誘事犯被害の防止及び被害回復を図るため、ポスターやリーフレットを作成し、都道府県警察に配布した上、相談者への対応に活用するよう指示するとともに、これらを警察庁ホームページに掲示しています。また、政府広報を通じて、最近の利殖勧誘事犯の現状を 국민に伝え、被害の未然防止のための広報啓発活動を実施しています。</p> <p>さらに、保健衛生事犯被害の防止を図るため、警察庁ホームページにおいてインターネット上での無承認医薬品の購入に対する注意喚起を行っています。加えて、不正商品対策協議会が作成した模倣品・海賊版撲滅に向けた広報啓発用ポスターを都道府県警察に配布し活用するよう指示しているほか、不正商品対策協議会が主催するキャンペーンを後援し、当該キャンペーンに警察庁担当者を派遣して知的財産権の保護等を訴えるなど、知的財産権の保護や不正商品の排除に向けた広報啓発活動を権利者等と連携しつつ推進しています。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 101 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	102
消費者基本計画における具体的な施策	総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒等を対象とした啓発講座を実施します。
担当省庁等	総務省、文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>総務省と文部科学省は、通信関係団体等と連携しながら、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座（e-ネット安心講座）を全国規模で行う e-ネットキャラバンの活動を、平成 18 年度から全国において実施してきました。</p> <p>平成 25 年 3 月末までの間に、延べ 6,355 件の講座が開催され、延べ 78 万人以上が受講しています。また、平成 24 年度は過去最多の実施件数（平成 25 年 3 月末時点で 1,524 件）となりました。</p> <p>なお、平成 21 年 4 月 1 日施行の「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づき、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第 2 次）」（平成 24 年 7 月 6 日）が決定され、官民連携して青少年・教職員・保護者等に対するインターネットの適切な利用に関する啓発講座を実施することとされています。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 102 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
総務省	電気通信消費者権利の保障等推進経費（地方）	3	3

## 施策別整理表

施策番号	103
消費者基本計画における具体的施策	景品表示法の説明会への講師派遣をするとともに、同法のパンフレットを広く配布することなどを通じ、同法の普及・啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援します
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者庁では、景品表示法の普及・啓発、同法違反行為の未然防止等のために消費者団体、地方公共団体、事業者団体や広告関係の団体が主催する景品表示法に関する講習会、研修会等に同庁職員を講師として派遣しています。</p> <p>平成 24 年度は、消費者団体、事業者団体及び国・地方公共団体が全国各地で開催する講習会等に、計 73 回講師を派遣しました。</p> <p>また、景品表示法について分かりやすく解説したパンフレットを配布することを通じた普及・啓発活動も行っています。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 103 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	協定又は規約の設定、普及・啓発、遵守状況調査関係	13	13
	景品表示法等に関する相談・普及関係	3	3

## 施策別整理表

施策番号	104
消費者基本計画における具体的施策	消費者が適切な選択を行うことができるように、消費者向け講習会や関係団体のウェブサイトを通じ、リフォーム事業者や中古住宅流通等に関する情報提供の充実を図ります
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者が安心してリフォームができるよう施工中の検査と欠陥への保証がセットになったリフォーム瑕疵保険や大規模修繕工事瑕疵保険、消費者が安心して中古住宅の取得ができるよう検査と欠陥への保証がセットになった既存住宅売買瑕疵保険などにおいて、引き続き、これらの保険を利用する事業者に住宅瑕疵担保責任保険法人への登録を求める制度を実施し、各保険法人はホームページで各登録事業者を公開しています。</p> <p>なお、登録事業者は一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページでも公開され、消費者は事業者選びの参考とすることができます。また、リフォーム支援制度を紹介したガイドブックで、登録事業者を公開しているホームページについて消費者に周知しました。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 104 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
国土交通省	住宅消費者への相談体制の整備 事業	400 百万円の内数	400 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	105
消費者基本計画における具体的施策	国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進します。
担当省庁等	消費者庁、内閣府、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>内閣府では、食品の安全性、栄養、食習慣等の情報提供を、食育の一環として推進し、関係省庁等と連携しながら次の①及び②を実施しています。</p> <p>①国民運動としての「食育」</p> <p>食育基本法及び第2次食育推進基本計画（平成23年3月食育推進会議決定）に基づき、関係府省庁等が連携しつつ、家庭、学校、地域等において国民運動として食育を推進しています。</p> <p>内閣府では、生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育を推進するため、一人ひとりの国民が自ら食育に関する取組が実践できるように、「食育ガイド」を策定し、平成24年5月に公表しました。</p> <p>②食育月間及び食育の日</p> <p>第2次食育推進基本計画では、毎年6月を「食育月間」と定め、全国的に、各種広報媒体や行事等を通じた広報啓発活動を重点的に実施し、食育推進運動の一層の充実と定着を図ることとしています。</p> <p>また、同計画では、毎月19日を「食育の日」と定め、食育推進運動を継続的に展開し、地方公共団体、関係団体等による食育の促進を図ることとしています。</p> <p>平成24年度の食育月間の実施に際し、内閣府では、「食育月間」実施要綱を策定し（内閣府特命担当大臣決定）、食を通じたコミュニケーション、バランスの取れた食事、望ましい生活リズム、食を大切にする気持ち及び食の安全の5つを重点事項として定めるとともに、全国規模の中核的な行事として、横浜市との共催により「第7回食育推進全国大会」を開催し（平成24年6月）、約3万7千人の来場を得ました。</p> <p>食品安全委員会では、ホームページ等での情報提供のほか、ジュニア食品安全ゼミナール等の実施を通じた食品安全に関する必要な情報の提供を行いました。</p> <p>消費者庁では、「第7回食育推進全国大会」において、「食品と放射能Q&amp;A」や食品表示に関するパネルの展示、パンフレットの配布を通じた普及啓発を行いました。</p> <p>文部科学省では、ホームページでのPR等の広報媒体を通じた普及啓発を行いました。</p> <p>厚生労働省では、関係団体等を通じた普及啓発を行うとともに、ホームページ等での情報提供を行いました。</p> <p>農林水産省では、地域の実情に応じた食育活動や広域的、先進的な食育活動に対する支援を通じて、「日本型食生活」の実践を促す情報提供等を行いました。</p>

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 105 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
内閣府	食育推進経費	41 百万円の内数	41 百万円の内数
農林水産省	消費・安全対策交付金	2, 606 百万円の内数	2, 606 百万円の内数
厚生労働省	食品の安全についての消費者等 とのリスクコミュニケーション の推進	16	16

## 施策別整理表

施策番号	106
消費者基本計画における具体的施策	市町村による成年後見制度の申立て等の助成を行う成年後見制度利用支援事業や市民後見人の養成等を行う市民後見推進事業及び都道府県による市町村の市民後見の取組のバックアップや相談体制の整備を行う高齢者権利擁護等推進事業の実施等により、高齢者の権利擁護の推進を図ります。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>厚生労働省では、高齢者の権利擁護の推進を図るため、市町村による成年後見制度の申立て等の助成を行う成年後見制度利用支援事業、市民後見人の養成等を行う市民後見推進事業及び都道府県による市町村の市民後見の取組のバックアップや相談体制の整備を行う高齢者権利擁護等推進事業が積極的に実施されるよう、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成25年3月11日開催）において、都道府県等に対して事業の周知や取組事例の情報提供等を行いました。</p> <p>また、厚生労働省のホームページに、市民後見推進事業を実施している市区町等の取組事例等を掲載し、情報提供を行いました。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 106 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
厚生労働省	成年後見制度利用支援事業	64,170 百万円の内数	64,170 百万円の内数
	市民後見推進事業	2,199 百万円の内数	2,099 百万円の内数
	高齢者権利擁護等推進事業	2,199 百万円の内数	2,099 百万円の内数

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 106-2 番 (新規施策)	
具体的施策	市町村による成年後見制度の申立て等の助成を行う成年後見制度利用支援事業や市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する成年後見制度法人後見支援事業、及び都道府県又は市町村による成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う成年後見制度普及啓発事業の実施等により、障害者の権利擁護の推進を図ります。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 106-3 番 (新規施策)	
具体的施策	高齢者や障害者の消費者被害を防止するため、成年後見制度について、国民生活センター、消費生活センター等の様々な経路も活用し、制度の周知を図ります。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。

## 施策別整理表

施策番号	107
消費者基本計画における具体的な施策	介護支援専門員（ケアマネジャー）及び訪問介護員（ホームヘルパー）に対する研修において、成年後見制度等の高齢者の権利擁護や消費生活センターとの連携に関する知識の普及を図ります。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。（各自治体等が年に1回以上研修を開催しています。）
実施状況	各都道府県において、介護支援専門員及び訪問介護員の高齢者の権利擁護や消費生活センターとの連携に関する知識の向上を含む研修を継続的に実施しました。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 107 番	
具体的施策	介護支援専門員（ケアマネジャー）及び訪問介護員（ホームヘルパー）を含む介護職員に対する研修において、成年後見制度等の高齢者の権利擁護や消費生活センターとの連携に関する知識の普及を図ります。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	平成25年度より、従来訪問介護員（ホームヘルパー）を対象としていた研修体系を見直し、介護職員全般を対象とした介護職員初任者研修を創設したため。

### 【関連予算】（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成24年度 当初予算額	平成24年度 補正後予算額
厚生労働省	介護支援専門員資質向上事業	174	174

## 施策別整理表

施策番号	108
消費者基本計画における具体的な施策	審議会委員の選任に当たっては、当該審議会の性格等に応じて、生活者・消費者を代表する委員の選任に努めます。
担当省庁等	関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>今後の関係府省等における審議会委員の選任に資するため、全国の消費者団体数、会員数、団体の性格、設立年代、関心事項、活動状況等についての調査として消費者庁が実施した「消費者団体基本調査」を平成24年6月に関係府省等に配布しました*。</p> <p>消費者庁は、各府省が消費者団体から委員等を募集する必要がある場合等に、消費者団体と消費者庁の情報・意見交換システムを活用できるよう協力しています。</p> <p>* 「消費者団体名簿」として配布し、消費者庁ホームページでも公表している。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 108 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	109
消費者基本計画における具体的な施策	消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。
担当省庁等	関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者庁では、各相談体制において適切に対応した他、ホームページ等において相談体制を紹介して周知を図ることにより、消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を進めました。</p> <p>消費者庁を中心とする関係府省等では、消費者からの情報・相談を受け付ける体制をそれぞれ整備しており、国民からの情報・相談等に適切な対応を行っています。主な相談窓口と平成24年度の実績は別表のとおりです。また、消費者庁では、全国の消費生活センター等の相談窓口の相談員からの同庁の所管法令に関する法令解釈照会や改善提案等を受け付ける専用窓口として、“相談員の窓”を平成24年4月1日に設置しており、常時対応しています。</p>

主な相談等窓口	役割	所管省庁等	電話番号等	実績(件/月)
消費者ホットライン	身近な消費生活に関する相談窓口を案内する	消費者庁	0570-064-370	2万168件／月
公益通報者保護制度相談ダイヤル	企業の従業員、民間事業者、行政機関職員等から寄せられる「公益通報者保護法」に関する各種相談を受け付ける	消費者庁	03-3507-9262	約69件／月
個人情報保護法質問ダイヤル	民間事業者が守るルールである「個人情報保護法」に関する解釈などについての疑問に答える	消費者庁	03-3507-9160	約234件／月
食の安全ダイヤル	消費者等からの食品の安全性に関する情報提供、質問、意見等を受け付ける。	食品安全委員会	03-6234-1177	66件／月
審査局管理企画課 情報管理室	独占禁止法違反被疑事実に関する情報提供について、電話や書面のほか電子申告を受け付ける	公正取引委員会	03-3581-5471	—
官房総務課	独占禁止法等に関する一般相談について、来訪や電話等による相談を受け付ける	公正取引委員会	03-3581-5471	—
警察相談専用電話 「#9110」番	犯罪の未然防止など生活の安全を守るための相談等に応じる。	警察庁	#9110	—
金融サービス利用者相談室(金融円滑化ホットラインを含む)	金融サービス利用者からの相談等を一元的に受け付ける	金融庁	0570-016811 (ナビダイヤル) 03-5251-6811 (IP電話・PHS)	3,238件／月
中小企業等金融円滑化相談窓口	様々な状況におかれた借り手の相談・要望・苦情に一元的に答える	金融庁	下記ウェブサイト参照 ( <a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130222-1a.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130222-1a.html</a> )	242件／月 (注)平成25年2月25日より業務開始

ディスクロージャー・ホットライン	金商法上の開示義務違反等にかかる情報収集を目的としている	金融庁	03-3506-6156 (FAX)	約6件/月
証券取引等監視委員会情報受付窓口	証券市場に関する一般の投資家等から寄せられる情報を受け付ける	金融庁(証券取引等監視委員会)	03-3581-9909	約530件/月
年金運用ホットライン	投資運用業者による疑わしい年金運用等に関する情報を受け付ける	金融庁(証券取引等監視委員会)	03-3506-6627	約2件/月
電気通信消費者相談センター	利用者が電気通信サービスを利用している際のトラブル等について電話による相談を受け付ける	総務省	03-5253-5900	・電気通信消費者相談センター：4,356件/年 ・総合通信局等：2,455件/年
農林水産省「消費者の部屋」	農林水産省の所管事項について消費者の相談等を受け付け、情報提供等を行う	農林水産省	03-3591-6529	約300件/月
経済産業省消費者相談室	経済産業省所管の法律、物資やサービスについて、消費者からの苦情、相談、問い合わせ等を受け付け、助言や情報提供等を行う	経済産業省	03-3501-4657	約700件/月
国土交通行政ホットラインステーション	国土交通行政に関する要望、意見等を一元的に受け付ける	国土交通省	03-5253-4150 03-5253-4192 (FAX)	約1,000件/月
MOEメール	環境政策における意見・提案等を受け付ける。	環境省	下記ウェブサイト参照 ( <a href="http://www.env.go.jp/moema/i1">http://www.env.go.jp/moema/i1</a> )	約4,000件/年

※上記の窓口の一部は、あっせん、仲介、調停等を行うことが出来ないものも含まれます。

詳細は個別に御確認下さい。

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 109 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

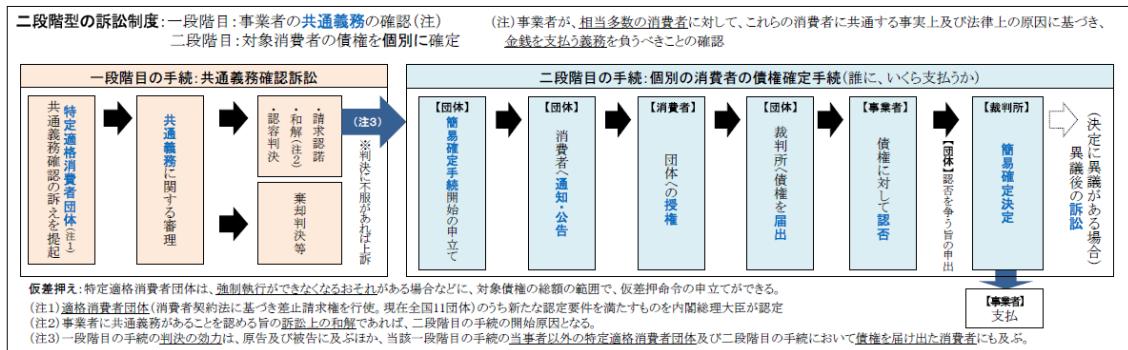
施策番号	110
消費者基本計画における具体的施策	加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁、法務省
実施時期	一部実施済み <sup>(注 110-1)</sup> 。 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について、できる限り早期に成案を得て、国会へ法案を提出することを目指します。財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度について検討を行い <sup>(注 110-2)</sup> 、平成24年度中を目途に取りまとめます。
実施状況	<p>消費者被害には、同種の被害が拡散的に多発するという特徴があります。個々の消費者が、自ら訴えて、こうした消費者被害の回復を図ることは、費用や労力を要するため困難です。</p> <p>消費者庁では、こうした消費者被害の回復を図りやすくするために、新しい訴訟制度について検討を行い、平成25年4月19日に「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」を国会に提出しました。</p> <p>同法律案では、二段階型の訴訟手続を新設することとしています。</p> <p>具体的には、まず、①一段階目の手続で、内閣総理大臣の認定を受けた特定適格消費者団体が原告となり、消費者契約（消費者と事業者の間で締結される契約）に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、事業者がこれらの消費者に対し、共通する原因に基づき金銭を支払う義務（共通義務）を負うべきことの確認を求める訴えを提起し、②一段階目で特定適格消費者団体が勝訴した場合、個々の消費者が二段階目の手続に加入し、簡易な手続によって、それぞれの請求権の有無や金額を迅速に決定する、というものです。</p> <p>また、消費者の債権の実現を保全するため、特定適格消費者団体による仮差押命令の申立ての仕組みが設けられています。</p> <p>これに加え、消費者庁は平成23年10月に有識者等を構成メンバーとする「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」を発足させ、①財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置、②行政による経済的不利益賦課制度、③財産の隠匿・散逸防止策について検討を行ってきました。</p> <p>同研究会は、平成23年12月に①財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置について取りまとめを行いました。これを踏まえて、平成24年2月14日に、多数の消費者に重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入等を内容とする「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同年8月29日に成立しました。</p> <p>改正消費者安全法に基づき、平成25年4月1日から、多数消費者に生じた重大な財産被害に関する「すき間事案」への行政措置が導入されています。</p> <p>また、②行政による経済的不利益賦課制度及び③財産の隠匿・散逸防止策については、平成24年2月以降、考えられる制度・手法等について議</p>

(注 110-1) 平成24年2月14日、重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入や消費者被害の発生・拡大防止に資する情報の関係機関への提供等を内容とする「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会に提出済み。

(注 110-2) 「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」において検討。

論を行い、(平成24年度中は11回開催)、平成25年6月に報告書を取りまとめました。

(図表)



## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 110 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	<p>一部実施済み <small>(注 110-1) (注 110-2)</small>。</p> <p>国会提出中の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案について、成立後円滑な施行に向けた必要な準備を行うとともに、制度の周知・広報に取り組みます。</p> <p>財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度について、「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」で取りまとめられた報告書を踏まえ、更に検討します。</p>
見直しの考え方	財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度について、報告書の取りまとめに向けて引き続き議論し必要な検討を行います。

(注 110-1) 平成 24 年 8 月 29 日、重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入や消費者被害の発生・拡大防止に資する情報の関係機関への提供等を内容とする「消費者安全法の一部を改正する法律案」が成立（平成 24 年 9 月 5 日公布、平成 25 年 4 月 1 日完全施行）。

(注 110-2) 平成 25 年 4 月 19 日、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」を国会に提出済み。

### 【関連予算】（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	被害回復制度の導入	6	6

## 施策別整理表

施策番号	111
消費者基本計画における具体的な施策	多重債務者対策について、相談窓口の高度化など地方公共団体による地方消費者行政としての取組に対する支援を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>多重債務相談については、各地方公共団体の多重債務相談窓口や消費生活センター、関係団体等が受け付けています。</p> <p>消費者庁では、「地方消費者行政活性化基金」※<sup>1</sup>を通じ、弁護士や金融機関等の専門家を講師とした多重債務問題研修の実施等、地方公共団体が行う多重債務者対策の取組を支援しています。また、「地方消費者行政の充実・強化のための指針」※<sup>2</sup>の事例集においても、府内で一体となって多重債務問題に取り組んでいる地方公共団体の例を掲載し、その普及を図っています。</p> <p>さらに、国民生活センターでは、消費生活相談員等を対象とした多重債務関連講座を開講し、その能力向上を図っています。平成24年度は、82コース中3コースで多重債務関連講座を実施しました。</p> <p>※<sup>1</sup> 平成21年から平成23年までの3年程度を地方消費者行政強化のための“集中育成・強化期間”とし、消費者行政強化に取り組む地方公共団体を集中的に支援するために、平成20年度第2次補正予算（150億円）及び平成21年度1次補正予算（78億円）で措置された地方消費者行政活性化交付金により各都道府県に造成された基金。その後、平成24年当初予算（5億円）、平成24年度補正予算（60.2億円）、平成25年度当初予算（5億円）で上積みされ、活用期間は平成25年度末まで延長された。</p> <p>※<sup>2</sup> 「地方消費者行政現況調査」などとともに、「現場」の声から地方消費者行政の現状と課題を分析し、中長期的な展望に立った地方消費者行政の目指す姿を描きながら、「集中育成・強化期間」後における地方消費者行政の充実・強化に向けた取組の方向性として、「消費者庁の取組」と「自治体への期待（提言）」を示すもの。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 111 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	112
消費者基本計画における具体的施策	自殺は、多重債務等の社会的要因も含む様々な要因が複雑に関係して引き起こされるものです。そのため、見直し後の「自殺総合対策大綱」に基づき、国、地方公共団体、民間団体で連携して、相談窓口の充実等、総合的な対策の一層の強化を図ります。
担当省庁等	内閣府
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>我が国の自殺者数は、平成10年以来14年連続で3万人を超えて推移し、平成24年は3万人を下回ったものの、依然として深刻な状況が続いています。こうした状況に対して、政府は、自殺対策基本法及び同法に基づく「自殺総合対策大綱」（平成19年6月閣議決定）の下、自殺対策を総合的に推進しており、平成24年8月28日には、同大綱の見直しを行いました。</p> <p>そして、見直し後の大綱に基づき、平成24年9月の自殺予防週間及び平成25年3月の自殺対策強化月間に於いて、相談会等の支援策を重点的に実施するなど、国、地方公共団体、関係団体、民間団体で連携して、総合的な対策の強化を図っています。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 112 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
内閣府	自殺対策推進経費	211	3,231

## 施策別整理表

施策番号	113
消費者基本計画における具体的な施策	国民生活センター紛争解決委員会において、重要消費者紛争の和解の仲介等の手続を実施し、結果の概要を公表するとともに、消費者紛争について裁判外紛争解決手続（ADR）を実施する地方公共団体及び民間ADR機関との連携を図ります。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>平成20年の独立行政法人国民生活センター法（以下「センター法」という。）の改正により、国民生活センターでは、平成21年4月から、独立して職権を行う公正・中立な紛争解決委員会を設置し、消費者紛争のうち、その解決が全国的に重要である紛争（重要消費者紛争）について解決を図る裁判外紛争解決手続（以下「ADR※」という。）を実施しています。</p> <p>平成24年度の紛争解決委員会への申請件数は151件あり、平成23年度とほぼ同数で推移しています。制度開始以来これまで実質的に手続が終了した事案（却下・取下げを除いた433件）のうち約7割弱の285件で和解が成立しました（平成25年3月末時点）。</p> <p>また、センター法第34条に基づき、地方公共団体との適切な役割分担及び連携の確保を図るために、都道府県・政令指定都市の苦情処理委員会等の実施状況等に関する情報交換を行いました。</p> <p>他のADR機関との連携に関しては「平成24年度国民生活センターADRと生命保険協会ADRとの情報交換会」（平成24年5月16日）、「国民生活センター紛争解決委員会委員と東京簡易裁判所判事との意見交換会」（平成24年7月23日）、「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）との意見交換会」（平成24年10月12日）を開催し、センター法第34条の趣旨を踏まえ、情報交換を実施しました。</p> <p>※ Alternative Dispute Resolutionの略。消費者トラブルが生じた場合、紛争解決の方法として裁判があるが、一般的には時間と費用がかかる。このため、厳格な裁判によらずに当事者の合意に基づいて迅速かつ簡便に紛争解決する方法としてADRがある。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 113 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	裁判外紛争解決手続事業	1,617 百万円の内数	1,617 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	114
消費者基本計画における具体的施策	日本司法支援センターの民事法律扶助業務の周知徹底を図るとともに、多重債務問題その他の消費者に関する法的トラブルの紛争解決に努めます。
担当省庁等	法務省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>日本司法支援センター（法テラス）では、多重債務問題その他の消費者に関する法的トラブル等について、民事裁判等の手続において弁護士・司法書士の費用を支払う経済的余裕がない人々を対象に、無料法律相談や、その費用を立て替える民事法律扶助による援助を行っています。</p> <p>平成24年度も引き続き、民事法律扶助業務の周知徹底を図るとともに、法的トラブルの紛争解決に向けた支援の提供に努めており、民事法律扶助における多重債務問題等に関し、無料法律相談、代理援助、書類作成援助を実施しています。さらに、地方事務所等の相談場所へアクセスすることが困難な方を対象に、出張・巡回法律相談を実施し、高齢者を始めとした消費者トラブルの解決のための支援の提供に努めています。</p>

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 114 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
法務省	セーフティネットとしての日本司法支援センターの事業の維持・強化	16,402 百万円の内数	16,147 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	115
消費者基本計画における具体的施策	金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施を図るとともに、同制度の確実な浸透に向けた広報に取り組んでいきます。また、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関間の連携の強化を図ります。
担当省庁等	金融庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>金融分野における苦情・紛争解決については、業界団体により自主的な取組が進められてきましたが、利用者の信頼感・納得感が十分に得られないなどの指摘が見られました。</p> <p>これらを受けて、平成 21 年 6 月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(以下「改正金融商品取引法等」という。)において、紛争解決機関の指定制を導入することにより苦情・紛争解決の中立性・公正性等を確保した、金融分野における裁判外紛争解決制度(以下「金融 ADR 制度」という。)が創設され、平成 22 年 4 月に施行されました。同年 10 月より指定紛争解決機関(以下「機関」という。)が紛争解決等業務を開始し、現在、銀行・保険・証券等、業態別に 8 つの機関が当該業務に従事しています。</p> <p>平成 24 年度においては、金融トラブル連絡調整協議会(機関に加え、消費者行政機関・業界団体・弁護士会等も参加)を 2 回開催し、各機関の業務実施状況や連携の状況、利用者利便の向上に向けた取組状況や苦情・紛争事案の分析の取組状況等について継続的に議論を行い、機関間の連携強化を図るなど、金融 ADR 制度の円滑な実施を図っています。</p> <p>また、同協議会に提示した機関の業務実施状況等に関する資料を金融庁ホームページに速やかに掲載するなど、金融 ADR 制度の確実な浸透に向けて積極的な広報に取り組んでいます。</p> <p>さらに、改正金融商品取引法等の附則に、法施行後 3 年以内に金融 ADR 制度の在り方等について検討を行うべき旨が規定されていることも踏まえ、「金融 ADR 制度のフォローアップに関する有識者会議」を平成 24 年 11 月 7 日に設置し、同制度の在り方の検討や各機関の業務遂行状況の検証等を行い、運用面の改善に関する提言等を内容とする報告書を平成 25 年 3 月 8 日に公表するなど、同制度の適切な運営に取り組んでいます。</p> <p>このほか、金融庁金融サービス利用者相談室では、機関が円滑に紛争解決等業務を遂行できるよう、平成 24 年 1 月から 12 月にかけて同相談室に利用者から寄せられた相談の傾向等を意見交換の場において当該機関へ情報提供することを、平成 24 年 6 月から 7 月及び平成 25 年 1 月から 3 月までの間に実施するとともに、同相談室の在り方についての議論等を行うなど、役割の検討等を行いました。</p> <p>なお、同相談室では、同相談室の在り方についての議論等及び役割の検討等を行うに際し、月 2 回程度、各分野別のラインに分かれて、そのライン全職員におけるミーティングを行いました。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 115 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
金融庁	金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費	1	1

## 施策別整理表

施策番号	116
消費者基本計画における具体的施策	民間賃貸住宅の契約トラブルを円滑に解決するために裁判外紛争処理手続制度（ADR）の活用を促進するとともに、関係者間において、紛争処理事例等の情報共有を図ります。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>平成 22 年 1 月の社会資本整備審議会住宅宅地分科会民間賃貸住宅部会の「最終とりまとめ」において、紛争が発生した場合の円滑な解決の方策として、ADR の活用を促進する必要があるとの意見がありました。それを受けて、平成 22 年度から、司法書士、行政書士等の専門家による賃貸借関係紛争に関する電話相談・面接相談、各団体における相談体制の整備を行っています。</p> <p>また、「民間賃貸住宅に関するトラブル相談対応事例集」を作成し、ADR 機関、消費生活センター、不動産関係団体、地方公共団体の職員を主な対象とした「民間賃貸住宅をめぐるトラブル相談対応研修会」を全国で実施し、紛争処理事例の情報共有を行うとともに、ADR 制度の紹介及び民間賃貸住宅に関する ADR 機関を掲載したパンフレットを作成し、都道府県、司法書士会、行政書士会等の団体、不動産業界団体等に配布して周知活動を行っています。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 116 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
国土交通省	住宅セーフティネット基盤強化 推進事業（賃貸住宅関連紛争に 係る紛争処理円滑化支援）	700 百万円の内数	700 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	117
消費者基本計画における具体的施策	<p>① 住宅性能評価を受けた住宅及び住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅に係る消費者と事業者との間に生じた紛争について、すべての弁護士会において、あっせん、調停及び仲裁を行い、紛争の迅速かつ適正な解決を図ります。</p> <p>② 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき指定された住宅紛争処理支援センターにおいて紛争処理業務の支援を行うとともに、消費者からの相談、助言及び苦情の処理を行い、消費者の利益の保護を図ります。さらに、当該業務を通じて収集した情報を消費者に提供することを検討します。</p> <p>③ リフォーム工事や既存住宅売買に係る悪質リフォーム等のトラブルについての消費者相談や紛争処理のための体制を整備するとともに、これらの制度の周知を図ります。また、弁護士等による無料専門家相談の実績の整理・分析を行い、リフォーム相談ガイドラインの作成等を行います。</p>
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>住宅性能評価を受けた住宅及び住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅に係る消費者と事業者との間に生じた紛争について、すべての弁護士会において、あっせん、調停及び仲裁の体制を整備しており、平成 24 年度は全国で 128 件の紛争について申請を受け、迅速かつ適正な解決を図りました。</p> <p>また、住宅性能評価を受けた住宅、住宅瑕疵担保責任保険に加入した住宅及びリフォーム工事に関して、全国の弁護士会において、弁護士と建築士による対面相談を受けることができる専門家相談制度を実施しました。さらに、住まいのダイヤル（公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター）において、住宅に関する消費者からの相談、助言及び苦情の処理を行って消費者の利益の保護を図っています。</p> <p>リフォーム支援制度を紹介したガイドブックや住まいのダイヤルが作成する各種パンフレットなどで、住まいのダイヤルについて消費者に周知するとともに、住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅の所有者全員に対して、紛争処理等活用可能な制度について紹介する資料を送付しました（平成 24 年度には、平成 23 年 9 月から平成 24 年 3 月までに保険証券が発行された住宅を対象として、18 万 970 部を送付）。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 117 番	
具体的施策	<p>① 住宅性能評価を受けた住宅及び住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅に係る消費者と事業者との間に生じた紛争について、すべての弁護士会において、あっせん、調停及び仲裁を行い、紛争の迅速かつ適正な解決を図ります。</p> <p>② 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき指定された住宅紛争処理支援センターにおいて紛争処理業務の支援を行うとともに、消費者からの相談、助言及び苦情の処理を行い、消費者の利益の保護を図ります。さらに、当該業務を通じて収集した情報を消費者に提供することを検討します。</p> <p>③ リフォーム工事や既存住宅売買に係る悪質リフォーム等のトラブルについての消費者相談や紛争処理のための体制を整備するとともに、これらの制度の周知を図ります。また、弁護士等による専門家相談の実績の整理・分析を行い、リフォーム相談ガイドラインの作成等を行います。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	「無料専門家相談」を「専門家相談」に変更。平成 25 年度からは無料ではなくなるため。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
国土交通省	住宅消費者への相談体制の整備事業	400 百万円の内数	400 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	118
消費者基本計画における具体的施策	金融サービス利用者相談室の在り方について、平成 22 年度以降継続的に検証を行い、その結果と今後の対応方針を必要に応じて公表するほか、役割の検討、拡充を図ります。
担当省庁等	金融庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	施策番号 115 番と同文

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 118 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	119
消費者基本計画における具体的施策	消費生活センター等への相談支援機能を強化するため、国民生活センターにおいて、経由相談を強化するとともに、土日祝日相談の実施など「消費者ホットライン」を通じた消費生活センターのバックアップに取り組み、内容に応じた助言や情報提供のほか、必要に応じて事業者とのあっせんを行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>国民生活センターでは、全国の消費生活センター等からの商品やサービスなど消費生活全般に関する相談や問合せ等に対応する「経由相談」を実施し、相談解決の支援を行っています。</p> <p>平成 24 年度には、各地の消費生活センター等への相談支援機能を強化するため、専門チーム制の本格的導入など引き続き経由相談の受付体制を強化しました。</p> <p>また、消費生活センター等のバックアップとして、土日祝日に窓口を開設していない消費生活センター等を支援するため、消費者ホットラインを通じて、「土日祝日相談」を行うとともに、平日には、話し中のために電話がつながらない場合に対応する「平日バックアップ相談」を運営しています。</p> <p>平成 24 年度には、土日祝日相談が 8,541 件、平日バックアップ相談が 3,281 件（平成 25 年 3 月 31 日時点）寄せられました。</p> <p>さらに、相談支援機能の一環として、関東・甲信越ブロックの消費生活センターと共に「高齢者 110 番」を実施したほか、近畿ブロックの消費生活センター 3 か所と連携して「金儲けソフト勧誘トラブル 110 番」を実施しました。</p> <p>そのほか、各地の弁護士会と連携し、事例検討会を開催、消費生活相談担当（弁護士及び消費生活相談員）との情報交換を実施するとともに、平成 25 年度以降、各地の消費生活センター等の相談員と国民生活センターの相談員との事例検討会を全国数か所で実施する予定であることから、平成 24 年度にその試行として事例検討会を 1 回開催しました。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 119 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	相談事業	1,617 百万円の内数	1,617 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	120
消費者基本計画における具体的な施策	警備業務に関する苦情の解決業務が円滑に行われるよう関連団体を支援します。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>警備業法第 20 条（苦情の解決）は、警備業者が、常にその行う警備業務について、依頼者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないこととし、警備業者の自己規律を通じて警備業務の実施の適正を図るため、平成 16 年 5 月の法改正で新設されました。</p> <p>警備業務に関する苦情については、適正な契約の締結に関するものほか、依頼者の申出に対する警備業者の対応に関するものが多いことから、依頼者等からの苦情に適切に対処して、警備業務の実施の適正を確保していくためには、契約の内容を依頼者に対して明確にすることに加えて、依頼者からの苦情の迅速かつ円滑な解決を図るために、その責任を明確化し、依頼者の保護を図ることによって、警備業者自らが依頼者等の信頼や安心感の醸成に努めることが不可欠です。</p> <p>警察庁では、警備業務に関する苦情の解決業務が円滑に行われるよう、都道府県公安委員会により報告徴収・立入検査の監督権限によって、苦情の適切な解決が行われているかどうかを確認しています。また、認定個人情報保護団体である一般社団法人全国警備業協会との連携により、関係警備業者による個人情報の取扱についての苦情の解決業務の円滑化を推進しています。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 120 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	121・122
消費者基本計画における具体的施策	<p>① 地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を推進します。</p> <p>② 「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政について、詳細な事例集とこれを基にした「地方自治体への期待」、「消費者庁の取組」をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を取りまとめ、引き続き、地方消費者行政の充実・強化に取り組みます。</p> <p>③ 地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップの下で進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。</p> <p>④ 今回の「東日本大震災」で被害を受けた地方公共団体のバックアップに取り組みます。</p> <p>⑤ 消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地域主権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行います。</p> <p>⑥ 「地方消費者行政活性化基金」終了<sup>(注122)</sup>後においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行います。</p>
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	<p>①実施済み。</p> <p>②継続的に実施します。</p> <p>③及び④：引き続き実施します。</p> <p>⑤及び⑥：引き続き検討します。</p>
実施状況	<p>消費者行政の「現場」は、地域です。消費者庁では、「現場」である地方消費者行政の抜本的強化が不可欠との認識から、地方公共団体との連携を強化しながら、その取組を支援してきました。</p> <p>具体的には、平成21年から平成23年までの3年間を地方消費者行政の「集中育成・強化期間」と位置付け、地方消費者行政活性化交付金により各都道府県に「地方消費者行政活性化基金」（以下「基金」という。）を造成することなどに取り組んできました。平成24年7月には、この「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政について、「地方消費者行政の現況調査」や「現場」の声から地方消費者行政の現状と課題を分析し、中長期的な展望に立った地方消費者行政の目指す姿を描きながら、「消費者庁の取組」と「地方自治体への期待」をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を策定しました。</p> <p>平成25年度の財政支援については、指針も踏まえながら、これまで充実・強化してきた取組が後退しないよう、平成24年度補正予算において、基金を平成25年度末まで延長可能とし、60.2億円の上積みを行いました。また、平成25年度当初予算では、「国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム」として5億円を計上しており、基金の仕組みを活用し、国から先駆的なテーマを提案して地方公共団体と連携して実施します。</p>

<sup>(注122)</sup> 平成24年度（被災4県については平成25年度）まで延長。

実施状況	<p>これとは別に、東日本大震災の被災地への支援として、震災・原発事故を受けた緊急対応（食品等の放射性物質検査、食の安全性等に関する消費生活相談対応等）により、被災4県（岩手・宮城・福島・茨城）では基金に不足が見込まれたため、平成24年度予算において約3.64億円の上積みを行いました。平成25年度予算においても、引き続き、約7.29億円の上積みを行っています。</p> <p>また、基金等の個別事業ごとの活用期間に関するルールとして、「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間に関する一般準則」（以下「一般準則」という。）を、消費者庁長官通知として制定しました。この一般準則は、消費者庁として、各地方公共団体の消費者行政体制が定着するまでは、継続的な財政支援が必要であるとの認識を明示し、地方公共団体に対して中長期的な体制整備のロードマップを示すものです。そして、各地方公共団体において、一般準則に示された期間を踏まえつつ、円滑かつ計画的に、自主財源に移行する道筋を付けられるよう促していくことを目的としています。</p> <p>さらに、消費者庁では、消費生活相談員の専門性やその果たしている役割の重要性を踏まえ、各地方公共団体において、再度任用する回数に関して一律に制限を設けることなく、消費生活相談員の専門性に配慮した任用を行うよう、消費者庁長官から地方公共団体の首長宛の通知等により、消費生活相談員のいわゆる「雇止め」の見直しを求めています。この消費生活相談員の雇止め見直しについては、消費者庁と総務省との間で協議を行い、①実態として非常勤職員の行う業務の中にも恒常的な業務があること、②任期ごとに客観的な実証を行った結果として、同じ者を再度任用することは排除されないこと、について認識を共有しています。</p>
------	--

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 121・122 番	
具体的施策	<p>① 地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のための指針」に基づく施策を推進し、引き続き地方消費者行政の充実・強化に取り組みます。</p> <p>② 地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップの下で進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。</p> <p>③ 「東日本大震災」で被害を受けた地方公共団体のバックアップに取り組みます。</p> <p>④ 消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や待遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地方分権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行います。</p> <p>⑤ 平成 26 年度以降においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行います。</p> <p>⑥ 基金等の活用期間に関する一般準則による地方公共団体への支援の方針を明示するとともに、基金等により整備した消費者行政体制の維持・充実のための方策についての中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応を行います。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	<p>① 繼続的に実施します。</p> <p>②及び③：引き続き実施します。</p> <p>④及び⑤：引き続き検討します。</p> <p>⑥ 繼続的に実施します。</p>
見直しの考え方	「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」の後継である「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を平成 24 年 7 月 12 日に策定したため。

**【関連予算】(単位：百万円)**

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	「現場」の関係者との意見交換他	62 百万円の内数	62 百万円の内数
	「地方消費者行政の現況調査」の実施他	35 百万円の内数	35 百万円の内数
	地方消費者行政活性化基金の上積み（一般会計）	500	6,520
消費者庁	地方消費者行政活性化基金の上積み（東日本大震災復興特別会計）	364	364

## 施策別整理表

施策番号	122-2
消費者基本計画における具体的施策	消費生活相談員の資格の法的位置付けの明確化について検討を行い、相談員について全国的に一定の水準を確保し、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図ります。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	平成 24 年夏を目指し、今後の方向性について一定の結論を得た上、更に検討を進めます。
実施状況	<p>地方公共団体の消費生活相談窓口において消費者からの苦情に係る相談及び苦情の処理のためのあっせんに従事する「消費生活相談について専門的な知見を有する者」については、法令上規定が設けられていますが、こうした消費生活相談に従事する者の資格（消費生活相談員資格）が、どのような要件及び手続により付与されるかは、法令上規定されていません。</p> <p>このような現状があることから、消費者庁では、平成 23 年 10 月より「消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等に関する検討会」を開催し、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図るため、消費生活相談員資格を明確に法律に位置付ける必要性、資格付与の要件・手続、及び「消費生活相談員」職の法的位置付け等これらと併せて措置すべき事項を検討し、平成 24 年 8 月に中間取りまとめを行いました。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 122-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	平成 26 年の通常国会への提出を念頭に、消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化に向けて必要な事項について検討を行います。
見直しの考え方	平成 24 年 8 月の中間取りまとめ等を踏まえ、平成 25 年度以降の具体的な実施時期を記載するため。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	消費生活相談員資格の法的位置 づけの明確化に向けた検討等	35 百万円の内数	35 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	123
消費者基本計画における具体的施策	「消費者ホットライン」について、国民生活センターと連携して、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努めます。また、通信事業者による通信環境の改善を待ちつつ、直接接続できる消費生活センターや相談窓口をさらに増やします。さらに、国民生活センターでは、現行の土日祝日相談に加えて、平日においても「消費者ホットライン」のバックアップに取り組みます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者がトラブルに見舞われたとしても、相談窓口の存在に気付かなかったり、相談窓口は知っていたとしてもその連絡先が分からなかつたりすることがあります。</p> <p>このため、消費者庁では、全国どこからでも身近な消費生活相談窓口を案内する「消費者ホットライン（0570-064-370）」を運用しており、平成24年度には24万2,015件の利用がありました。</p> <p>なお、国民生活センターでは、都道府県・市区町村の消費生活相談窓口が開所していない場合に相談を受け付ける「土日祝日相談」の実施に加え、平日には「平日バックアップ相談」を行っています。土日祝日相談について、平成24年度には8,541件の相談を受け付け、平日バックアップ相談については、平成23年6月の平日バックアップ相談開始以降、平成24年度末までに4,627件の相談を受け付けました。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 123 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	一元的窓口運用に必要な経費	106	106

## 施策別整理表

施策番号	124
消費者基本計画における具体的な施策	都道府県における法執行強化（景品表示法、特定商取引法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等）を図るため、地方からの研修員受入れ、執行研修の充実等を通じた人材強化、都道府県との連絡会議の開催等を通じた国と都道府県の連携などの支援を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>国と地方が情報共有を進めて法を厳正に執行し、被害をもたらしている事業者の行為を是正することにより、消費者被害の拡大防止や軽減、予防につながります。このため、消費者庁では、地方公共団体の法執行力を強化することを目的として、地方公共団体の執行担当者を対象とした研修を行っています。</p> <p>平成 24 年度には、特定商取引法及び景品表示法を中心に、執行実務に必要となる基礎知識の習得を目的とした「執行初任者研修」を 5 月に実施し（約 90 名参加）、さらに、執行に必要な実務スキルの向上を目指した「執行専門研修」を 1 月に実施しました（約 100 名参加）。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 124 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	景品表示法情報ネットワーク等 の運用	8	8
	地方公共団体向け執行研修他	1	1

## 施策別整理表

施策番号	126
消費者基本計画における具体的施策	政策・措置に関する情報を地方公共団体と共有する体制について、関係行政機関及び地方公共団体との連携を密にするなどして整備を行います。各種説明会や連絡会議の場等において引き続き情報共有の徹底を図ります。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者庁では、平成 22 年度から、国民生活センター及び経済産業局等の国の機関と、都道府県・政令指定都市の担当課長との意見交換や情報共有の場として、「地方消費者行政ブロック会議」を開催しており、平成 24 年度には全国 6 ブロックで同会議を開催しました。</p> <p>また、都道府県・政令指定都市の消費生活センター所長が意見交換や情報共有を行うため、国民生活センターがブロックごとに開催する「消費生活センター所長会議」に、消費者庁職員が出席し、意見交換を行っています。加えて、毎年 4 月に都道府県及び政令指定都市の消費者行政担当課長等向けの「都道府県等消費者行政担当課長会議」を開催し、最近の国の消費者行政の動向について、情報の共有を図っています。</p> <p>さらに、地方公共団体への個別の施策の情報共有のため、全国説明会を随時開催しています。平成 24 年度は、「地方消費者行政の充実・強化のための指針」のほか、平成 25 年度予算要求や平成 24 年度補正予算、平成 25 年度当初予算に関する全国説明会を開催しました。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 126 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	地方消費者行政ブロック会議他	7	7

## 施策別整理表

施策番号	127
消費者基本計画における具体的施策	適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保、情報面における支援措置その他の適格消費者団体に対する支援の在り方にについて見直しを行い、必要な措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	一部実施済み <sup>(注 127)</sup> 。考えられる支援の在り方について、引き続き検討します。
実施状況	<p>事業者の不当行為は、消費者契約法等の民事ルールのほか、特定商取引法や景品表示法等により規制されており、行政処分等が行われることもあります。このような場合、被害を受けた消費者は、消費者契約法等により個別的・事後的には救済されますが、同種の被害の広がりを防止することは困難です。このため、平成 19 年 6 月から、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、行政以外の枠組みとして「消費者団体訴訟制度」が導入されています。</p> <p>本来、事業者の不当行為について訴訟を起こすことができるのは、直接その被害を受けている消費者に限られ、消費者団体等が事業者へ改善を求めるても、法的裏付けがないため、実効性の面で限界がありました。消費者団体訴訟制度は、一定の要件<sup>*1</sup>の下で認定された消費者団体（適格消費者団体）に、事業者の不当行為をやめさせるように、差止請求を行う権利を認めています<sup>*2</sup>。</p> <p>行政による規制には一定の限界がある中、こうした適格消費者団体の取組は、行政を補完する役割として極めて重要です。消費者契約法の不当勧誘、不当条項に加えて、景品表示法の優良誤認表示、有利誤認表示や特定商取引法の不当勧誘や不当条項の一部についても、適格消費者団体による差止請求が認められています<sup>*3</sup>。</p> <p>また、平成 25 年 4 月に国会に提出した食品表示法案においては、著しく事実に相違する食品表示が差止請求の対象とされています。</p> <p>なお、適格消費者団体としては、平成 24 年度末時点で、11 団体が認定されています。</p> <p>消費者庁では、適格消費者団体の活動が適切に行われるよう監督とともに、適格消費者団体が行う差止訴訟の判決内容等の情報を同庁のホームページで公表しています。</p> <p>消費者庁では、適格消費者団体に対する支援の一環として、認定 NPO 法人制度について周知を行ったほか、消費者団体訴訟制度や適格消費者団体の活動についての周知を行いました。</p> <p>また、平成 24 年度予算として、消費者団体訴訟制度や適格消費者団体の活動についての周知を行うための予算を計上し、広報用パンフレット配布のほか、消費者団体訴訟制度等に関する問い合わせ窓口を設置するとともに、北海道、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県にてシンポジウムを開催しました。</p> <p>さらに、適格消費者団体への PIO-NET 端末の設置に向けた検討を行っています。</p>

(注 127) 平成 24・25 年度予算として、適格消費者団体の活動や制度等に関する周知を行うための経費を計上。さらに、平成 25 年度予算においては、「地方消費者行政活性化基金」の仕組みを活用した「国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム」のメニューの一つとして適格消費者団体設立の促進を図ることとしている。

実施状況	<p>*<sup>1</sup> 要件としては、例えば、①不特定多数の消費者の利益を守るために活動を主な目的としていること、②相当期間、継続的な活動実績があること、③特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること等がある。</p> <p>*<sup>2</sup> 差止請求ができるのは、あくまで消費者契約法等に違反する行為（不当な勧誘、契約条項の使用）であり、事業者の業務自体の停止を求めることができるわけではない。</p> <p>*<sup>3</sup> 景品表示法については平成21年4月から、特定商取引法については、平成21年12月から消費者団体訴訟制度の対象となっている。さらに、平成25年2月に特定商取引に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことにより、差止請求の対象となる不当行為に係る類型として、訪問購入が追加された。</p>
------	--

(図表)

適格消費者団体の名称	地域	認定日
特定非営利活動法人 消費者機構日本	東京都	平成19年8月23日
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西	大阪府	平成19年8月23日
公益社団法人 全国消費生活相談員協会	東京都	平成19年11月9日
特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク	京都府	平成19年12月25日
特定非営利活動法人 消費者ネット広島	広島県	平成20年1月29日
特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット	兵庫県	平成20年5月28日
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会	埼玉県	平成21年3月5日
特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道	北海道	平成22年2月25日
特定非営利活動法人 あいち消費者被害防止ネットワーク	愛知県	平成22年4月14日
特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク	大分県	平成24年2月28日
特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡	福岡県	平成24年11月13日

(備考)1. 消費者庁資料

2. 平成25年3月31日現在で認定されている団体

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 127 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者団体訴訟制度及び被害救済制度の周知広報（※） ※本施策において、差止請求制度と集団的消費者被害回復制度の両方の周知・広報を行う。	36	36

## 施策別整理表

施策番号	128
消費者基本計画における具体的施策	地域において適格消費者団体が設立され適切に運営されるように、また、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、消費者団体訴訟制度の周知・広報及び説明を行うほか、適格消費者団体が業務を円滑に実施できるよう、PIO-NET 端末の設置に向けて検討を進めることや、判決等の公表・周知を通じた情報面での支援等を実施します。 また、制度が濫用・悪用されないよう適格消費者団体の認定及び監督を適正に行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	適格消費者団体への PIO-NET 端末の設置については、地方公共団体をはじめとする関係者との調整を踏まえ、利用可能となるよう引き続き検討し、具体化を進めます。その他については継続的に実施します。
実施状況	施策番号 127 番と同文

**「消費者基本計画」の見直し**

施策番号 128 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

**【関連予算】(単位：百万円)**

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	適格消費者団体の認定・監督、 支援（※） ※消費者団体訴訟制度の周知・ 広報を被害救済制度（施策番号 110 番）の周知・広報と合わせて 行うこととしており、当該経費 はこれに含まれていない。	12	12

## 施策別整理表

施策番号	129
消費者基本計画における具体的施策	消費者団体等と継続的な意見交換の場を設け、消費者団体等相互の連携強化や消費者問題の実情に関する現場の意見・政策提言を吸い上げるとともに、消費者団体が行う公益的な活動についての育成・支援の在り方を検討します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	検討の結果、可能なものから逐次実施します。
実施状況	<p>消費者行政の推進に当たっては、幅広い関係者に消費者庁の「サポーター」や「提案者」になってもらうことが重要です。特に、消費者団体は、消費生活の実態に即し、消費者の埋もれがちな声を集約し、具体的な意見にまとめて表明する団体であり、その継続的・持続的な活動は消費者行政の推進に当たり極めて重要です。</p> <p>このため、消費者庁では、全国の消費者団体等と定期的に意見交換の場を設けており、平成24年度は、大阪での開催を含む9回の意見交換会を開催しました。あわせて、電子メールを用いた消費者団体等との意見交換システムを運用し※、全国の消費者団体等との情報・意見交換を行っているほか、消費者団体等が開催するシンポジウム等に消費者庁幹部等を派遣し講演等を行うなど、消費者団体等の活動を支援しています。</p> <p>また、地域における消費者問題解決力の向上を図る上で、行政と消費者団体を含む地域の多様な主体との連携が不可欠です。このため、地域の消費者団体等が交流する場として、全国8ブロックごとに「地方消費者グループ・フォーラム」を開催し、地域における消費者団体等の連携強化と活動の活性化を支援しています。</p> <p>消費者庁が主催する平成25年度消費者月間シンポジウム（平成25年5月）では、地域の消費者団体の取組を全国的に共有し、地域の消費者問題解決力の一層の向上を図ることを目的に、各ブロックのグループ・フォーラム参加団体等から、活動報告がなされました。</p> <p>さらに、地方消費者行政活性化基金について、平成24年度当初予算では、地域の多様な主体と連携した取組を支援するために5億円を措置するとともに、消費者団体等の活動に対して、地方公共団体が補助を行うための経費にも同基金を活用できるように、運営要領の改定を行いました。</p> <p>※ 「だんたい通信」の名称でVol.21まで配信済み。同通信では配信登録団体からの意見を随時受け付けている。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 129 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	地方消費者グループ・フォーラム	33	33

## 施策別整理表

施策番号	130
消費者基本計画における具体的施策	<p>公益通報者保護法について、説明会の実施等による法の周知・啓発を引き続き図り、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進します。</p> <p>消費者委員会報告等を踏まえ、法や通報処理制度の実態についての調査等を行います。</p>
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会を実現していく上で、これを損なうような企業の不祥事を防止するという観点は重要です。企業の不祥事は、企業内部の労働者からの通報をきっかけに明らかになることは少なくありませんが、労働者がこうした通報を行うことは、正当な行為として解雇等の不利益な取扱いから保護されるべきものです。</p> <p>こうしたことから、公益通報者保護法が平成 16 年に成立し、平成 18 年に施行されており、労働者が、どこへどのような内容の通報を行えば保護されるのかという制度的なルールや公益通報に関して事業者・行政機関がとるべき措置等が定められています。</p> <p>なお、公益通報の対象は、国民生活の安心や安全を脅かす法令違反の発生と被害の防止を図る観点から、「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかる法律」に違反する一定の行為となっており、平成 24 年度末時点で、435 本の法律が対象法律として定められています。</p> <p>消費者庁では、公益通報者保護制度に関する説明会や研修会を全国各地で開催している（平成 24 年度には、説明会を 3 回、行政機関職員向け研修会を 1 回実施した。）ほか、公益通報ハンドブック等を作成して、労働者、民間事業者及び行政機関等に広く配布するなど、周知啓発に取り組むとともに、制度の運用状況等を把握するため、民間事業者、労働者及び行政機関を対象とした実態調査等にも取り組んでいます。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 130 番	
具体的施策	公益通報者保護法について、説明会の実施等による法の周知・啓発を引き続き図り、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進します。 消費者委員会報告等を踏まえ、法や通報処理制度の実態についての調査検討等を行い、必要に応じて適切な措置を講じます。
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み <sup>(注130)</sup> 。引き続き、法の周知・啓発及び調査検討等を実施します。
見直しの考え方	引き続き、公益通報者保護法の周知・啓発及び公益通報窓口の整備等の促進に努めつつ、消費者委員会意見等を踏まえ、必要に応じて適切な措置を検討することとしたため。

<sup>(注130)</sup> 「民間事業者における通報処理制度の実態調査」、「公益通報者保護制度に関する労働者向けインターネット調査」及び「行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査」等を実施。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成24年度 当初予算額	平成24年度 補正後予算額
消費者庁	公益通報者保護の推進	24	24

## 施策別整理表

施策番号	131
消費者基本計画における具体的施策	不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、公正競争規約（景品表示法第11条に基づく協定又は規約）の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう引き続き関連団体等を支援します。
担当省庁等	消費者庁、公正取引委員会
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>不当な表示や過大な景品類は、短期間のうちに、その内容がエスカレートし、際限なく広がっていくおそれがあります。このような不当な表示等を効果的に規制するためには、規制当局の限られたリソースだけでは困難です。そのため、業界自らが自主的かつ積極的に守るべきルールとして定めた「公正競争規約」が積極的に活用され、適切な運用が行われるように関連団体等を支援することは、景品表示法違反行為の未然防止等の観点からも必要不可欠です。</p> <p>消費者庁と公正取引委員会では、公正競争規約の所要の変更について公正取引協議会から相談を受け認定を行うとともに、消費者庁と公正取引委員会の規約担当職員が、各公正取引協議会の担当者と緊密に連絡を取り合い、規約の適正な運用等について必要な助言等を行うことなどにより、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用を促進しています。</p> <p>具体的には、平成24年度に、仏壇の表示に関する公正競争規約の新設について認定を行ったほか、包装食パンの表示に関する公正競争規約、不動産の表示に関する公正競争規約など19件の公正競争規約の変更について認定を行いました。</p> <p>このほか、公正取引協議会等関連団体が主催する研修会等へ、13回講師を派遣しました。</p> <p>また、公正競争規約の実効性の確保を目的として各公正取引協議会が実施する、「表示に関する公正競争規約の試買表示検査会」の一部について、運営業務等を支援しました。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 131 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	協定又は規約の設定、普及・啓発、遵守状況調査	13	13

## 施策別整理表

施策番号	132
消費者基本計画における具体的施策	訪問販売、通信販売、テレマーケティングのそれぞれの事業に関わる自主行動基準の整備、電話相談・苦情処理等が円滑に行われるよう関連団体を支援します。問題のある事業者の活動に対して特に高齢者や子どもに対する訪問販売、通信販売、テレマーケティングによる被害抑制の視点から改善を指導します。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	経済産業省では、高齢消費者に配慮した商品・サービス提供の促進に向けて、「訪問販売、通信販売関係団体における苦情処理等の円滑化」に取り組んでいます。具体的には、平成24年11月29日、通信販売・訪問販売による高齢消費者被害抑制の視点から、高齢者の消費者トラブル事例及び対応策に関する広報・セミナー等の充実、会員企業への高齢消費者に配慮した取組の促進、問題のある事業者の活動に対しての改善指導の強化等に取り組んでいくよう、関係団体へ要請を行いました。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 132 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	134
消費者基本計画における具体的施策	消費者庁へ移管・共管となった各法律の執行状況の点検・評価を行います。また、消費者の利益及び擁護の増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討を行い、必要な措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	平成 24 年度においても引き続き点検・評価を実施します。 結果を踏まえ必要な措置を講じます。
実施状況	<p>平成 23 年度の消費者庁の政策評価について、「消費者庁政策評価基本計画」（平成 22 年 3 月 31 日消費者庁長官決定、平成 23 年 11 月 4 日改定。）と「平成 23 年度消費者庁政策評価実施計画」（平成 23 年 11 月 18 日消費者庁長官決定）に基づき、平成 24 年 9 月に実施し政策評価書を公表し、「すき間事案」に対する執行体制強化・制度改正、地方消費者行政の推進、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの取組、食品表示の一元的な法体系の在り方についての検討などに関する課題を指摘しました。</p> <p>この政策評価を踏まえた上で、消費者庁が所管する法律の執行体制の強化、効果的に機能する仕組みの構築及び法制化に向けた検討などに取り組むこととし、予算要求及び機構・定員要求並びに改正法案の成立につなげたところであり、消費者行政に係る体制の更なる整備等に有効に結び付けることができました。</p> <p>具体的には、いわゆる「押し買い」を新たに規制することを内容とする特定商取引に関する法律の一部を改正する法律が、平成 24 年 8 月 10 日に成立し、平成 25 年 2 月 21 日に施行されました。また、消費者安全法の一部を改正する法律は、平成 24 年 8 月 29 日に成立し、同法に基づき消費者安全調査委員会を平成 24 年 10 月 1 日に設置し、消費者の財産被害に係るすき間事案への行政措置が平成 25 年 4 月 1 日から導入されています。</p> <p>また、議員立法による消費者基本法の一部を改正する法律が平成 24 年 8 月 22 日に成立し、毎年、国会に対し、消費者政策の実施の状況に関する報告を提出することとされました。そして、同じく議員立法による消費者教育の推進に関する法律が平成 24 年 8 月 22 日に成立し、消費者教育推進会議が平成 25 年 3 月 6 日から審議を開始しました。両法律は、平成 24 年 12 月 13 日に施行しました。</p> <p>さらに、新たな制度作りとして、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは正等に関する特別措置法案」（平成 25 年 3 月 22 日閣議決定）を国会に提出しました。</p> <p>このほか、食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項においては、食品健康影響評価に係る事項・消費者庁の設置関連事項などについて改定を行いました。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 134 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	平成 25 年度においても引き続き点検・評価を実施します。結果を踏まえ必要な措置を講じます。
見直しの考え方	年次更新のため。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	135
消費者基本計画における具体的施策	消費者を主役とした行政に向けて国家公務員に対し、消費生活センター等における窓口業務を体験する研修の実施を図ります。
担当省庁等	消費者庁、人事院
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>「昇任時相談窓口等体験研修」は、「生活安心プロジェクト「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて」(平成 20 年 4 月国民生活審議会意見)に対するアクションプラン（工程表）」(同年 7 月 23 日生活安心プロジェクトに関する関係省庁局長会議決定)に基づき、各府省庁の審議官級職員を対象に平成 21 年度に人事院と内閣府の共催により、試行的に開始されました。その後、「消費者基本計画」(平成 22 年 3 月 30 日閣議決定)において継続的に実施することとされ、以後、人事院と消費者庁の共催により実施しています。</p> <p>具体的には、国民生活センターや消費生活センター、行政相談所、日本司法支援センター（法テラス）、公共職業安定所、福祉事務所、年金事務所等の協力を得て、消費者・生活者の声に触れる業務を体験する研修（業務体験研修）を実施しています。</p> <p>また、業務体験研修の前に、研修に臨むに当たっての問題意識を明確化し、研修効果のより一層の向上を図るため、全研修対象者を対象として、消費者問題等に造詣の深い有識者による講演及び意見交換を行う「事前研修」を、業務体験研修の後に、同研修で得られた経験や気づき、行政や公務員の在り方等について、参加者間で討議するとともに、幹部行政官経験者による講話及び意見交換を行う「事後研修」を実施しています。</p> <p>平成 24 年度は、3 回実施し、計 64 名が研修に参加しました。</p> <p>研修終了後に実施したアンケートでは、参加者の 92.2% から有益、同じく 89.1% から満足との回答を得るなど、高い評価を得ています。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 135 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	136
消費者基本計画における具体的な施策	労働相談など他の相談機関においても、消費生活に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を案内できるような取組を進めます。
担当省庁等	関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費生活相談の要素を含んだ相談等が各府省の相談窓口に寄せられた場合に、それらを消費生活相談窓口に案内することができるよう、消費者庁が運用している「消費者ホットライン」の周知用チラシを印刷し、労働相談窓口を始め、関係府省等が有する各種の相談窓口 1,621 か所に合計 12 万 8,790 部を配付して周知を依頼しました。</p> <p>また、平成 24 年度は、いわゆる「マルチ商法」や「サクラサイト商法」等の問題点についての注意喚起のために作成したパンフレット等に「消費者ホットライン」についても記載し、大学等の機関に対して配布を行うことで、「消費者ホットライン」の周知に努めました。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 136 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	137
消費者基本計画における具体的な施策	消費者政策担当課長会議等について、消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換等を行うほか、消費者問題への迅速かつ的確な対応を図る観点から機動的に開催します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>個別事案に応じて関係府省が集中的に議論する場を設けることに重点を置き、消費者基本計画の見直し等に向けて消費者政策担当課長会議を平成24年度に2回開催しました。</p> <p>また、平成24年7月25日開催の消費者政策担当課長会議にて、食品ロス削減関係省庁等連絡会議を設置し、同年10月に1回開催しました。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 137 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	138
消費者基本計画における具体的施策	公正かつ自由な競争を促進し、一般消費者の利益を確保するため、競争政策を強力に実施し、価格カルテル・入札談合等に厳正に対処するとともに企業結合審査を的確に行い、必要に応じ、公正取引委員会の体制強化・機能拡充を図ります。
担当省庁等	公正取引委員会
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>公正取引委員会では、独占禁止法の違反行為について、平成 24 年度に延べ 126 名の事業者に対して 20 件の法的措置を採り、また、延べ 113 名の事業者に対して総額 250 億 7,644 万円の課徴金の納付を命じ、価格カルテル、入札談合等の独占禁止法の違反事件に厳正かつ積極的に対処しました。</p> <p>また、届出のあった 349 件の企業結合計画について、迅速かつ的確に審査を行いました。このうち、3 件については、当事会社が措置を講じることを前提に独占禁止法上の問題ないと判断しました。届出会社に報告等を求める必要がないと判断した案件については 30 日の禁止期間（企業結合を実行してはならない期間。第 1 次審査）内に審査を終了するとともに、届出会社から禁止期間の短縮の申出のあった案件について当該期間を短縮しました。</p> <p>なお、近年、公正取引委員会には、競争環境を積極的に創造し、市場監視の機能・体制を充実させるなど、競争政策を強力に実施することが求められており、そのための体制の整備・充実が進められてきています。</p> <p>具体的には、平成 24 年度に、企業結合部門、下請法運用部門及び審査部門を中心に体制の強化が図られました。また、厳しい採用人数の抑制下でも、必要な国家公務員試験合格者を新規採用するとともに、即戦力を有する職員を確保する観点から、民間実務経験者及び任期付職員を採用しました。このほか、職員に対し、業務上必要とされる知識・スキルを付与する各種研修を実施しました。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 138 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
公正取引委員会	独占禁止法違反行為に対する措置等	225 百万円の内数	225 百万円の内数
	独占禁止法違反行為に対する措置等	8 百万円の内数	8 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	139
消費者基本計画における具体的施策	消費者委員会が独立して消費者行政全般についての監視機能を十全に果たすことを担保するため、常勤化を含む委員の在り方について検討するとともに、その事務局体制の充実・強化を図ります。さらに、消費者庁をはじめ関係省庁は、消費者庁及び消費者委員会設置法第8条に基づく消費者委員会からの資料の提出の要求等に対し、迅速かつ適切に対応します。
担当省庁等	内閣府、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>消費者委員会は独立した第三者機関として、消費者の声を踏まえつつ自ら調査審議を行い、消費者庁を含む関係府省の消費者行政全般に対して建議等を実施するとともに、内閣総理大臣、関係各大臣等の諮問に応じて調査審議を行います。消費者行政が直面する諸課題に適切に対処するためには、消費者委員会が様々な消費者問題について調査審議を行い、積極的に建議等を行うことが重要であることから、消費者庁及び消費者委員会設置法の附則や国会の附帯決議、消費者基本計画において、委員の常勤化について検討を行うことや事務局体制の充実・強化を図ることなどが求められています。</p> <p>このうち、委員の常勤化については、平成22年夏の平成23年度概算要求に際して検討が行われ、委員の常勤化よりも事務局体制の強化を急ぐべきとの判断が下されました<sup>*1</sup>。このため、内閣府において、事務局体制の充実・強化を図るための予算・定員要求を着実に行うとともに、民間の多様な専門分野における人材を任期付職員や非常勤職員等として任用し、委員会活動をしっかりと支えることとしています<sup>*2</sup>。</p> <p>また、消費者委員会が調査審議を進めるために、関係府省への資料要求やヒアリング等を頻繁に実施しています。この結果、消費者委員会は平成21年年9月の発足以降、数多くの意見表明<sup>*3</sup>を行ってきており、消費者基本計画への反映、法令の改正・執行強化等を通じて、消費者行政の推進に活かされています。</p>

\*<sup>1</sup> ただし、第2次消費者委員会の10人の委員（非常勤）のうち、3人については、常勤的に勤めることが可能になるように人選されている。

\*<sup>2</sup> 平成24年度の消費者委員会事務局の予算額は269百万円、定員は11名となっている。

\*<sup>3</sup> 平成24年度末までの主な成果は、建議11件、提言10件、意見等26件となっている。

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 139 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
内閣府	消費者委員会の運営	269	269

## 施策別整理表

施策番号	140
消費者基本計画における具体的施策	低炭素社会の構築に向けた国民運動の中で、オフィスや家庭などにおけるCO <sub>2</sub> 削減に向けた具体的な行動を提案し、その行動の実践を広く国民の皆様に呼び掛けていきます。
担当省庁等	環境省、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>環境省では、低炭素社会の構築に向け、地球温暖化防止のために政府が推進する国民運動を継続して展開しました。同運動では、オフィスや家庭などで実践できるCO<sub>2</sub>削減に向けた具体的な行動を提案（例えば、古いタイプの家電製品の省エネタイプへの買い替え、白熱電球の電球型蛍光灯やLED照明への買い替え、ハイブリッド自動車や電気自動車の購入など、エネルギー効率の良い製品の選択を促し、環境に配慮した消費行動を促進）し、その行動の実践を広く国民に呼び掛けており、趣旨に賛同した全ての個人、企業・団体に対し、国民運動への参加・登録を呼び掛けました（登録数 個人：延べ約96万人、企業・団体： 延べ約2万7千社）。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 140 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
環境省	CO2 削減アクション推進事業	203 百万円の内数	203 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	141
消費者基本計画における具体的施策	身近な化学製品等に関する消費者の正しい理解が得られるよう、それらの化学製品に使用されている化学物質の名称、危険有害性情報及び環境リスク等に関連した情報を収集し、正確に分かりやすく提供するとともに、人材の育成・派遣等を行うことでリスクコミュニケーションを推進します。
担当省庁等	環境省、関係省庁等
実施時期	一部実施済み <sup>(注141)</sup> 。引き続き、身近な化学製品等に関する消費者の正しい理解が得られるよう、化学物質に関する情報を収集し、正確に分かりやすく提供するとともに、人材の育成・派遣等を行うことでリスクコミュニケーションを推進します。
実施状況	<p>環境省では、化学物質やその環境リスクに対する国民の不安に適切に対応するため、リスクコミュニケーションを推進しています。</p> <p>具体的には、化学物質のリスクに関する情報の整備のため、「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」、「かんたん化学物質ガイド」等を作成・配布しています。</p> <p>また、市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が意見交換を行い、合意形成を目指す場として「化学物質と環境に関する政策対話」を開催しており、平成24年度は、SAICM<sup>*</sup>国内実施計画等について議論しました。</p> <p><sup>*</sup> Strategic Approach to International Chemicals Management の略。平成32年までの化学物質の人や環境への著しい影響の最小化を目的に採択された国際的な戦略・行動計画。</p>

<sup>(注141)</sup> 化管法の対象化学物質462物質中352物質について、化学物質ファクトシート平成24年版として情報を公表。

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 141 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
環境省	PRTR 制度運用・データ活用事業 の一部	10 百万円の内数	10 百万円の内数
環境省	地域での化学物質の環境リスク 低減支援の一部	7 百万円の内数	7 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	143
消費者基本計画における具体的施策	<p>3R<sup>(注143)</sup>について、以下のとおり、その推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、3R行動の実践を呼びかけます。</li> <li>② 「3R推進全国大会」を開催し、参加者一人ひとりが自らのライフスタイルを見直す機会を提供します。</li> <li>③ 「新・ゴミゼロ国際化行動計画」に基づき、廃棄物の発生抑制に優先的に取り組みます。</li> </ul>
担当省庁等	経済産業省、環境省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>平成24年度は、10月に東京都で「第7回3R推進全国大会」を開催し、イベントを通して3R※施策の普及啓発を行いました。同大会式典で環境大臣表彰を行った3R促進ポスターコンクールには、全国の小・中学生から約1万点の応募があり、環境教育活動の促進にも貢献しています。そして、同年10月は「3R推進月間」でもあり、環境省、経済産業省が共同で「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、全国の都道府県や流通事業者・小売事業者の協力を得て、環境に配慮した商品の購入、マイバッグ持参など3R行動の実践を呼びかけました。</p> <p>また、環境省では、「新・ゴミゼロ国際化行動計画」の中で掲げる“アジア全体での循環型社会の構築”に向け、平成25年3月には、ハノイ(ベトナム)において、アジア3R推進フォーラム第4回会合を開催し、ハノイ3R宣言を採択しました。ここでは、アジア太平洋地域における3Rの推進のための今後10年間の政策目標(33項目)を定め、各目標の達成状況をモニターするための指標をまとめています。このような取組の中で、特にアジア太平洋地域において、3Rの普及啓発を実施しています。</p> <p>※ 環境問題への対応としては、廃棄物等の発生抑制、再利用、再生利用が重要となるが、これらの英語の頭文字をとって、3R(Reduce, Re-use, Recycle)と呼んでいる。</p>

(注143) リデュース・リユース・リサイクル

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 143 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
環境省	循環型社会に向けた普及啓発事業の実施	8.8	8.8
	アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業	84 百万円の内数	84 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	144
消費者基本計画における具体的施策	ウェブマガジン「リ・スタイル (Re-Style)」 <sup>(注144)</sup> を定期的に発行し、ごみを減らし、資源ができるだけ有効に活用するために日常生活においてできることなどについて分かりやすく情報提供することにより、3Rに係る普及啓発を図ります。
担当省庁等	環境省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	インターネットを利用する若い世代を中心に、ごみの減量・資源の有効活用について恒常的に周知徹底を図るため、ウェブマガジン「Re-Style」(PC版、携帯版)を運営し、循環型社会の形成に関する最新データやレポート等の掲載、循環型社会形成推進基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報を6回更新し、国民、民間団体及び事業者等による活動の促進を図っています。

(注144) 「リ・スタイル (Re-Style)」とは国民一人一人への3Rに関する身近な取組の普及啓発のため、環境省が発行しているウェブマガジンである。循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月閣議決定）においては、取組指標の目標（約90%の人たちが廃棄物の減量化や循環利用等の意識を持ち、約50%の人たちがこれらについて具体的に行動するようになる。）が設定されているが、「リ・スタイル (Re-Style)」はその目標に貢献する一施策である。

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 144 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
環境省	循環型社会形成に向けた情報提供事業	6	6

## 施策別整理表

施策番号	145
消費者基本計画における具体的施策	各種リサイクル法の普及啓発のため、ポスターやパンフレット等を作成し、一般国民・関係機関に配布します。
担当省庁等	環境省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>各種リサイクル法のポスターやパンフレット等を作成し、一般国民・関係機関に配布することで、各種リサイクル法の普及啓発を行っています。</p> <p>特に、平成 25 年 4 月 1 日から新たに施行された使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律については、解説動画、パンフレットの作成や、政府広報・雑誌（2 誌）・新聞（全地方紙）・ラジオ（全地方 FM）での広告等、平成 25 年 3 月に重点的に普及啓発を行いました。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 145 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	147
消費者基本計画における具体的施策	<p>生物多様性<sup>(注147)</sup>に配慮した商品・サービスや農林水産物を紹介する展示会の開催、消費活動を含んだ日常生活における生物多様性の取組を分かりやすく示したリストの公表などを通じ、消費者への情報提供を実施します。さらに、生物多様性民間参画ガイドラインの活用推進など、事業者の生物多様性に配慮した取組を推進します。</p> <p>また、生物多様性に配慮した農林水産物であることをあらわす「生きものマーク」について、事例集及び活用のための手引きの提供を通じて、農林水産業と生物多様性の関係について国民理解を促進します。</p>
担当省庁等	農林水産省、環境省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>経済社会における生物多様性<sup>*1</sup>の保全と持続可能な利用を促進することを目的に、平成24年度は、アンケートによる事業者（農林水産業者を含む。）の生物多様性に関する取組状況の調査及び取組事例の収集を行うとともに、その結果も含め、生物多様性分野での民間参画に関する情報を一元的に発信するホームページを作成しました。</p> <p>また、農林水産省生物多様性戦略（平成24年2月決定）において、消費者が日常の行為を通じて生物多様性について理解する機会を持つことが期待される「生きものマーク<sup>*2</sup>」の取組を推進していくこととしました。</p> <p>さらに、「生きものマークガイドブック」を利用し、農林水産業と生物多様性の関係について6回のイベント等の機会を活用して国民理解を図りました。</p> <p><sup>*1</sup> 生物多様性基本法において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することとされている。</p> <p><sup>*2</sup> 農林水産業の営みを通じて多くの生きものが暮らせる豊かな環境を取り戻す様々な取組を総称して、「生きものマーク（生物多様性に配慮した農林水産業の実施と、産物等を活用してのコミュニケーション）」と呼んでいる。</p>

(注147) 生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間に違いがあることと定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしている。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 147 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
環境省	愛知目標の実現に向けた COP10 主要課題検討調査費	90 百万円の内数	90 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	148
消費者基本計画における具体的施策	<p>有機農業については、有機農業推進法及び同法に基づく基本方針に則し推進します。</p> <p>特に、有機農産物など環境に配慮した農産物について、消費者の正しい理解を促進し、有機農業の推進に資する観点から、有機農業の啓発を図るセミナーの開催、有機農業の产地等を紹介するポータルサイトの開設、产地における消費者との交流等を図ります。</p> <p>また、有機農産物の生産・流通の拡大を促進するため、有機 JAS 制度について、表示の適正化を図るとともに、消費者等への啓発を行います。</p> <p>更に、土づくりと化学肥料・農薬の低減に一体的に取り組む農業者であるエコファーマーのネットワーク化を進め、消費者の理解や関心を高めるための活動等を推進します。</p>
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減するものであり、生物多様性の保全に資するものです。また、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資するものです。</p> <p>農林水産省では、平成 24 年度において、有機農産物価値理解促進事業により、消費者等の有機農産物に関する理解を促すための対面販売やセミナーの実施、有機農業の产地等を紹介するポータルサイトの開設に関する取組を支援しました。</p> <p>また、有機 JAS 制度<sup>*1</sup>に関して、有機関係イベント等で同制度を解説したパンフレットを配付することにより、消費者等への啓発を行いました。</p> <p>さらに、登録認定機関の認定業務等の適切な実施を確保するとともに、地方農政局等の職員が小売店舗等に対する巡回調査等を実施し、表示の適正化を図りました。</p> <p>このほか、エコファーマー<sup>*2</sup>や環境保全型農業の PR を目的として、エコファーマーが生産した農産物等についての農林水産省消費者の部屋における展示や、環境保全型農業を推進している取組事例の発表等を行う全国交流会の開催など全国エコファーマーネットワークの活動について協力しました。</p>

\*<sup>1</sup> JAS 法に基づく有機食品の認証制度。農林水産大臣に登録された登録認定機関から認定を受けた事業者は、有機農産物や有機加工食品などの生産方法についての基準を満たすものに有機 JAS マークを付すことができる。有機農産物、有機農産物加工食品については、有機 JAS マークが付されているものだけに「有機」と表示できる。

\*<sup>2</sup> エコファーマーとは、平成 11 年 7 月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」第 4 条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称名。エコファーマーになると、認定を受けた導入計画に基づき、農業改良資金の特例措置が受けられる。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 148 番	
具体的施策	<p>有機農業については、有機農業推進法及び同法に基づく基本方針に則し推進します。</p> <p>特に、有機農産物など環境に配慮した農産物について、消費者の正しい理解を促進し、有機農業の推進に資する観点から、有機農業の啓発を図るセミナーの開催、有機農業の产地等を紹介するポータルサイトの開設、有機農業者等と消費者との交流等を図ります。</p> <p>また、有機農産物の生産・流通の拡大を促進するため、有機 JAS 制度について、表示の適正化を図るとともに、消費者等への啓発を行います。</p> <p>更に、土づくりと化学肥料・農薬の低減に一体的に取り組む農業者であるエコファーマーのネットワーク化を進め、消費者の理解や関心を高めるための活動等を推進します。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	平成 24 年度から产地毎ではなく、ブロック単位での消費者との交流等を図っているため。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
農林水産省	生産環境総合対策事業（有機農業総合支援事業）の内数	67	67

## 施策別整理表

施策番号	149
消費者基本計画における具体的施策	住宅の販売や賃貸を行う事業者が消費者に対して住宅の省エネルギー性能について的確に情報提供を行えるよう、住宅が省エネルギー基準に適合していることを表示する住宅省エネラベルの普及促進を図ります。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>平成 20 年のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）の改正により、省エネ法第 86 条において、建築物の販売又は賃貸の事業を行う者は、外壁、窓等の断熱性及び建築物に設置する建築設備におけるエネルギー利用の効率性についての性能について表示するよう、消費者への情報提供に関する努力義務が規定されており、国土交通省では省エネ関連の講習会等においてその普及促進に努めています。平成 24 年度には、住宅の省エネルギー基準に関する講習会等（開催回数：全 60 回）において、住宅省エネラベル<sup>*1</sup>に関する情報提供を実施しました。</p> <p>また、建築環境総合性能評価システム（CASBEE<sup>*2</sup>）については、その内容や開発状況等に関して、説明会やシンポジウムを開催することにより、普及の促進を図っています。現在 24 の地方公共団体で、CASBEE を用いた届出制度等が導入されています。</p> <p>平成 24 年度には、地方公共団体を対象に、CASBEE の最新の開発状況等について情報提供を行うとともに、建築物の不動産価値に重点をおいた「CASBEE 不動産マーケット普及版」について、シンポジウムを開催し、広く情報提供を行いました。</p> <p>なお、都市全体の環境性能の評価を行う「CASBEE 都市」については、環境に配慮した都市の建設を進めているマレーシアでセミナーを開催し、評価方法や評価事例に関する情報提供を行いました。</p>

\*1 「住宅省エネラベル」は、省エネ法第 86 条の規定を実施するために告示された「住宅省エネラベル指針」に基づくものであり、住宅事業建築主は、「住宅事業建築主の判断の基準」に適合する住宅について、住宅本体への住宅省エネラベルの貼付けや刻印、広告やパンフレットへの住宅省エネラベルの印刷ができる。

\*2 Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency の略。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 149 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	150
消費者基本計画における具体的な施策	「建築環境総合性能評価システム (CASBEE <sup>(注150)</sup> )」が広く使われるよう普及活動を継続的に実施します。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	施策番号 149 番と同文

(注150) 居住性（室内環境）の向上と省エネルギー対策を始めとする環境負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価し、評価結果を分かりやすい指標として提示する住宅・建築物の総合環境性能評価システム。

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 150 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	151
消費者基本計画における具体的施策	食品関連事業者等による食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関する優れた取組を表彰（「食品リサイクル推進環境大臣賞」）し、全国に紹介することで、さらなる取組の推進、普及啓発を図ります。
担当省庁等	環境省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>食品関連事業者等による食品循環資源の再生利用や熱回収、食品廃棄物等の発生の抑制や減量に関する優れた取組を全国に紹介することで、さらなる取組の推進、普及啓発を図るため、環境省が平成 19 年に食品リサイクル推進環境大臣賞を創設しました。平成 19 年には 8 件、平成 20 年には 7 件、平成 21 年には 8 件の表彰を行い、環境省のホームページで紹介しています。平成 22 年以降は循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰にて食品リサイクルに関係する者も表彰しており、全国に紹介しています。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 151 番	
具体的施策	食品関連事業者等による食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関する優れた取組を表彰（「循環型社会形成推進功労者環境大臣表彰」）し、全国に紹介することで、さらなる取組の推進、普及啓発を図ります。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	食品リサイクル推進環境大臣賞は平成 21 年で廃止され、現在食品関連事業者等の取組は循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰において表彰され、普及啓発を図っているため。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	152
消費者基本計画における具体的施策	<p>環境ラベルなど事業者等の自己宣言による環境情報の提供に関し、その方法や内容等望ましい在り方について検討するとともに、環境表示ガイドラインを適宜改訂します。</p> <p>なお、「グリーン購入法適合」と表示される環境ラベルも多くあることから、特定調達品目に関する情報についても提供できるよう、環境表示ガイドラインの改訂に際し留意します。</p>
担当省庁等	環境省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>環境省では、グリーン購入の普及促進を図るためには、事業者等が製品に関する環境情報を適切に提供する必要があるという考えに基づいて、事業者及び消費者双方にとって有益な環境情報を提供するために、事業者等が取り組むべき内容を取りまとめた「環境表示ガイドライン」を平成 20 年 1 月に策定しました。</p> <p>また、環境表示を行う事業者及び事業者団体、製品等に関して認証を行う第三者機関を対象に、同ガイドラインの利用状況等に関する調査を実施するとともに、今後の環境表示の在り方を整理・再検討し、平成 25 年 3 月に同ガイドラインの改訂を行いました。</p>

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 152 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
環境省	環境表示の信頼性確保のための 検証事業	27.8 百万円	27.8 百万円

## 施策別整理表

施策番号	153-2・171
消費者基本計画における具体的施策	<p>インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した国内外の事業者との取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備</li> <li>② インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示</li> <li>③ 広告表示に対するネット上の監視活動の強化</li> <li>④ 越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築</li> <li>⑤ 関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット取引連絡会」(仮称)の運営</li> <li>⑥ 二国間会議、UNCITRALの作業部会も活用した越境電子商取引のトラブル解決の在り方についての検討</li> </ul>
担当省庁等	消費者庁、総務省、経済産業省
実施時期	<p>①実施済み<sup>(注 153-2①)</sup>。今後の制度の在り方について継続的に検討します。</p> <p>②実施済み<sup>(注 153-2②)</sup>。「留意事項」の周知を継続的に実施します。</p> <p>③、⑤、⑥：継続的に実施します。</p> <p>④実施済み<sup>(注 153-2④)</sup>。今後のネットワークの構築の在り方について継続的に検討します。</p>
実施状況	<p>高度情報通信社会の進展により、インターネットを活用した取引が増加して利便性が向上する一方、それに関連する様々な消費者問題も数多く発生しています。</p> <p>消費者庁は平成22年8月から「インターネット消費者取引研究会」を開催し、消費者の視点に立った事業者や行政の取組の在り方について検討を行い、平成23年3月に報告を取りまとめました。</p> <p>同報告では、①決済代行業者の名称、連絡先等の分かりやすい表示の仕組み（「登録制度」）を作ること、②インターネット取引に係る表示について事業者が守るべき事項を提示すること、③広告表示に対するネット上の監視活動を強化すること、④越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けて各国消費者相談窓口間のネットワークを作ること、⑤関係事業者、消費者団体等の参加を得て、関係者の実務的な連携・協力の場としての連絡会を開催することが提言されました。</p> <p>消費者庁では、同報告を受け、①に関しては平成23年7月から、任意の決済代行業者登録制度の運用を開始し、今後の制度の在り方について継続的に検討しました。②に関しては、平成23年10月に「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」を公表しています（平成24年5月9日に一部改定）。</p> <p>また、③のインターネット上の広告表示については、引き続き景品表示法や特定商取引法の厳正な執行、健康増進法による健康食品の虚偽・誇大広告の防止に向けた取組を行うとともに、インターネット・サービス・プロバイダ等に対する情報提供を通じて違法なホームページの削除を促しています。</p>

(注 153-2①) 決済代行登録者制度の運用を開始。

(注 153-2②) 「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」を公表。

(注 153-2④) 消費者庁越境消費者センター（CCJ）を開設。

実施状況	<p>なお、④に関しては、平成 23 年 11 月より、越境取引に関する消費者相談窓口である「消費者庁越境消費者センター (CCJ)」を開設し、海外ショッピングでのトラブル等について消費者からの相談を受け付けており、その相談に基づき、模倣品の販売が確認された（又は強く疑われる）海外ホームページに関する情報を、平成 25 年 2 月 28 日に消費者庁のホームページ上で公表しました（定期的に更新予定）。また、⑤に関して、関係行政機関・事業者団体等の参加を得て「インターネット消費者取引連絡会」を平成 23 年 7 月から平成 25 年 3 月までに 8 回開催しています。</p> <p>なお、上記の取組以外にも、二国間会議、UNCITRAL<sup>*</sup>の作業部会も活用した越境電子商取引のトラブル解決の在り方について継続的に検討しています。</p> <p><sup>*</sup> United Nations Commission on International Trade Law (国際連合国際商取引法委員会) の略。国際商取引法の段階的なハーモナイゼーション（調和）と統一の促進のため、1966 年、国際連合総会によって設立された国際連合の組織（総会の補助機関）。</p>
------	---

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 153-2・171 番

具体的な施策	<p>インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した国内外の事業者との取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備</li> <li>② インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示</li> <li>③ 広告表示に対するネット上の監視活動の強化</li> <li>④ 越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築</li> <li>⑤ 関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット消費者取引連絡会」の運営</li> <li>⑥ 二国間会議、国際連合国際商取引委員会(UNCITRAL)の作業部会も活用した越境電子商取引のトラブル解決の在り方についての検討</li> </ul>
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	⑤については、当該連絡会の名称が確定したため。

### 【関連予算】(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成24年度 当初予算額	平成24年度 補正後予算額
消費者庁	インターネット取引調査	47	47
	電子商取引モニタリング等事業	125	125

## 施策別整理表

施策番号	153-3
消費者基本計画における具体的な施策	国民・患者に対する適切な情報提供の観点等から、医療機関のホームページに関する指針を整備し、医療機関の自主的な取組を促します。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	平成 24 年度中に指針を整備します
実施状況	<p>医療に関する広告は、国民・患者保護の観点から、医療法により限定的に認められた事項以外は、広告が禁止されてきましたが、インターネット上の表現については、これまで何の基準もありませんでした。</p> <p>一方で、美容医療サービス等の自由診療を行う医療機関のホームページに掲載されている治療内容や費用と、受診時における医療機関からの説明・対応とが異なるなど、ホームページに掲載されている情報の閲覧を契機としてトラブルが発生していました。</p> <p>このため、「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」の意見を踏まえ、引き続き、原則としてホームページについては、医療法の規制対象と見なさないこととするものの、ホームページの内容の適切なあり方について、平成 24 年 9 月 28 日に医療機関ホームページガイドラインを作成しました。</p> <p>具体的には、本ガイドラインにおいて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民・患者の利用者保護の観点から、不当に国民・患者を誘引する虚偽又は誇大な内容など、ホームページに掲載すべきでない事項</li> <li>・ 国民・患者に正確な情報が提供され、その選択を支援する観点から、通常必要とされる治療内容、費用、治療のリスク等、ホームページに掲載すべき事項</li> </ul> <p>を示しており、現在、政府広報を活用するなどして、本ガイドラインの周知徹底を行っています。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 153-3 番	
具体的施策	平成 24 年 9 月に作成した医療機関ホームページガイドラインについて、国民・患者・関係団体等への周知徹底を行い、関係団体等による自主的な取組を促すとともに、ガイドラインの遵守状況の検証・評価を実施し、一定の改善が見られない場合には、美容医療機関等のホームページの表示を適正化するための、法規制を含めた必要な措置を検討・実施します。
担当省庁等	変更なし
実施時期	平成 25 年度に実施し、26 年度に実施します。
見直しの考え方	消費者基本計画の重点施策の記載ぶりにあわせました。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
厚生労働省	医療広告指導体制強化講習会経費	1.5	1.5

## 施策別整理表

施策番号	154
消費者基本計画における具体的施策	<p>① 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律<sup>(注154)</sup>」について、電気通信に係る技術の水準その他の事情を勘案しつつ、その施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じます。</p> <p>② 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を厳正に運用します。</p>
担当省庁等	消費者庁、総務省
実施時期	<p>①実施済み。          (「特定電子メールの送信等に関するガイドライン」を改正。)</p> <p>②継続的に実施します。</p>
実施状況	<p>総務省及び消費者庁では、有識者による検討の場である「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」において取りまとめられた「迷惑メールへの対応の在り方に関する提言」を踏まえ、平成 23 年 8 月、簡便なオプトアウト*の方法の例を追加するなど、「特定電子メールの送信等に関するガイドライン」を改正しました。また、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律について、法違反が疑われる送信者に対する警告メールの送信（平成 24 年度：約 5,500 件）や措置命令（平成 24 年度：8 件）を実施するなど、厳正な運用に努めています。</p> <p>* 受信拒否の通知をした者に対する送信を禁止する方式。</p>

<sup>(注154)</sup> 平成 20 年に特定電子メールの送信の適正化等に関する法律が改正され、原則としてあらかじめ特定電子メールの送信について同意した者に対してのみ送信が認められる「オプトイン方式」が導入されるなど、迷惑メール対策の強化が図られた（平成 20 年 12 月 1 日施行）。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 154 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
総務省	特定電子メール等送信適正化業務委託	158	158

## 施策別整理表

施策番号	155
消費者基本計画における具体的な施策	迷惑メール追放のための官民連携施策として、調査端末で受信した迷惑メールの違法性を確認し、送信元プロバイダに通知することにより、プロバイダによる迷惑メール送信回線の利用停止措置等の円滑な実施を促します。
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>総務省では、平成 17 年 2 月より、官民協力の下で迷惑メールの追放を目的とした「迷惑メール追放支援プロジェクト」を実施しており、調査端末で受信した迷惑メールの違法性を確認し、当該メールに関する情報を送信元プロバイダに通知（平成 24 年度：約 1 万 4,500 件）することにより、送信元プロバイダにおける、迷惑メール送信回線の利用停止措置等の自主的な取組を促しています。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 155 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
総務省	特定電子メール等送信適正化業 務委託	158	158

## 施策別整理表

施策番号	156
消費者基本計画における具体的施策	インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進するとともに、犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起を実施します。
担当省庁等	警察庁
実施時期	平成 24 年度に実施します。
実施状況	<p>インターネットオークションに関する犯罪について、取締りを推進した結果、平成 24 年中のインターネットオークション詐欺に関する検挙件数は 235 件でした。また、都道府県警察による情報セキュリティに関する講習等を通じて注意喚起を推進しました。</p> <p>なお、オークション事業者側で、商品受取り後に決済を行う仕組みの導入や、ID やパスワードの管理強化等の各種対策を実施した結果、インターネットオークション詐欺の発生は減少しました。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 156 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。
見直しの考え方	来年度も継続して実施します。

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	157
消費者基本計画における具体的施策	<p>① 改正後の不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、フィッシング事犯の取締り、情報セキュリティ関連事業者団体に対するフィッシングに係る情報提供等を行い、フィッシングに係る不正アクセス事犯への対策を推進します。</p> <p>② 送信ドメイン認証技術等のフィッシング対策にも有効な技術的対策について、その普及促進が円滑に取り運ぶよう支援します。</p> <p>③ フィッシング被害を防止するため、「フィッシング対策協議会」等関係機関と連携し、積極的な情報収集・調査分析を行うとともに、一般消費者に対して情報提供・注意喚起を行います。</p>
担当省庁等	警察庁、総務省、経済産業省
実施時期	<p>①平成 24 年度に実施します。</p> <p>②及び③：継続的に実施します。</p>
実施状況	<p>金融機関(銀行やクレジットカード会社)等を装った電子メールを送り、住所、氏名、銀行口座番号、クレジットカード番号等の個人情報を詐取するいわゆる「フィッシング」行為や、それによる被害を防止するため、関係省庁では、下記の取組を実施しています。</p> <p>① フィッシングに係る不正アクセス事犯への対策の推進          フィッシングに係る犯罪について、都道府県警察の実施する情報セキュリティに関する講習等を通じ、フィッシングに関する注意喚起を行いました。また、近年、サイバー犯罪の脅威が増大したことを背景に、不正アクセス行為の禁止等に関する法律が平成 24 年 3 月に改正(同年 5 月 1 日施行) 改正され、いわゆる「フィッシング」行為の禁止等が盛り込まれました。          なお、同法を適用した「フィッシング」行為の検挙件数は、平成 24 年中 2 件でした。</p> <p>② 電子メールの送信ドメイン認証技術等の技術的対策の普及促進          総務省では、フィッシング対策にも有効な技術的対策の一つとして、受信者が受け取った電子メールについて、当該電子メールの送信者の情報が詐称されている(送信者になりすましている)か否かを確認可能とする「送信ドメイン認証技術」の普及促進に取り組んでおり、迷惑メール対策に関する関係者が幅広く参画し、関係者による効果的な迷惑メール対策の推進に資することを目的として設立された「迷惑メール対策推進協議会」と連携し、「送信ドメイン認証技術導入マニュアル」を策定・公表しているほか、各種業界団体や地方公共団体等に対して、送信ドメイン認証技術等の導入を推進するための説明会を開催(平成 24 年度は 8 回開催)するなど、送信ドメイン認証技術等の技術的対策の普及促進を支援しています。</p> <p>③ フィッシング被害の防止に向けた情報収集・注意喚起等について          経済産業省では平成 24 年度に、消費者向けにフィッシング対策サービスを提供している事業者に対するフィッシングサイト情報の提供を増やすことにより、フィッシング対策を強化しました。また、海外フィッシング対策啓発活動の取組の日本展開やフィッシング傾向をまとめたレポート作成、事業者及び消費者側のフィッシング対策のガイドライン作成などによる啓発活動を実施しました。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 157 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。
見直しの考え方	①を含め、今後も継続して実施するため。

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
経済産業省	情報セキュリティ対策推進事業 (フィッシング対策業務)	2,271 百万円の内数	2,271 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	158
消費者基本計画における具体的施策	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画 <sup>(注158)</sup> 」に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、関係省庁や関係団体等と連携して、青少年やその保護者に対する啓発活動などを推進するとともに、青少年に対するインターネット上の違法・有害情報対策に関する国際協力にも積極的に取り組みます。
担当省庁等	内閣府
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>政府は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づき、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第2次）」（平成24年7月6日子ども・若者育成支援推進本部決定）を決定しました。同計画においては、スマートフォンを始めとする新たな機器への対応や保護者に対する普及啓発の推進及び国、地方公共団体、民間団体の連携強化を今後重点的に推進することとしています。</p> <p>この基本計画を踏まえ、関係府省庁では、青少年や保護者、教育関係者への分かりやすい周知啓発、平成24年2月にOECD<sup>*</sup>において採択された「オンライン上の青少年保護勧告」を踏まえた青少年のインターネットリテラシーを可視化するための指標策定等、スマートフォンを始めとする新たな機器に対応したフィルタリングの推進等に取り組んでいます。</p> <p>なお、内閣府では、同法の施行状況について、平成24年4月、同年12月、平成25年1月に「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を開催し、有識者による検討を行いました。また、啓発活動については、関係府省庁や関係団体等と連携して実施するとともに、平成25年1月に「保護者に対する普及啓発支援」検討会の提言を取りまとめ、同年3月に、提言を踏まえた普及啓発パンフレットを公表しました。</p> <p>さらに、調査研究については、平成24年度青少年のインターネット利用環境実態調査（平成25年3月公表）及びインターネット上のレイティング・ゾーニングに関する青少年のインターネット環境整備状況等調査（平成25年3月公表）を実施しました。</p> <p>このほか、国際協力については、OECD情報・コンピュータ・通信政策委員会情報セキュリティ・プライバシー作業部会第32回及び第33回会合（平成24年5月、10月）並びにOECD情報・コンピュータ・通信政策委員会第64回会合（平成24年10月）にそれぞれ参加しました。</p> <p><sup>*</sup> Organisation for Economic Co-operation and Development（経済協力開発機構）の略。</p>

(注158) 平成21年6月30日インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 158 番	
具体的な施策	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第2次） <sup>(注158)</sup> 」に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするために、関係省庁や関係団体等と連携して、青少年やその保護者に対する啓発活動などを推進するとともに、青少年に対するインターネット上の違法・有害情報対策に関する国際協力にも積極的に取り組みます。
担当省庁等	内閣府、関係省庁等
実施時期	変更なし
見直しの考え方	内閣府だけでなく、複数の省庁に関係する施策であるため。

<sup>(注158)</sup> 平成24年7月6日子ども・若者育成支援推進本部決定

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成24年度 当初予算額	平成24年度 補正後予算額
内閣府	青少年のインターネット利用環境実態調査	15	15
	諸外国における青少年のインターネット環境整備状況等調査	6	6
	青少年インターネット環境整備法及び基本計画（第2次）の施行状況について検証するための見直しに向けた検討会の開催経費	5	5

## 施策別整理表

施策番号	160
消費者基本計画における具体的な施策	<p>電気通信分野において、本人からの求めに応じて自主的に事業者が勧誘を行わないようにするなど、勧誘の適正化を図ります。</p> <p>また、ガイドライン<sup>(注160)</sup>に基づき、電気通信分野において、適合性の原則を踏まえて勧誘の適正化を図ります。</p>
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>総務省では、「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」の下で開催された「電気通信サービス利用者 WG」において、平成 23 年 12 月に「電気通信サービス利用者の利益の確保・向上に関する提言」(以下「利用者 WG 提言」という。)を取りまとめられました。</p> <p>利用者 WG 提言では、勧誘の適正化に向けた方策として、業界を挙げた取組強化が求められ、業界団体においては勧誘に関する自主基準の作成、各電気通信事業者においては業界団体の自主基準の内容を踏まえた対応を行うことが求めされました。利用者 WG 提言を受け、電気通信サービス向上推進協議会(以下「協議会」という。)においては、適合性を考慮した説明※等の勧誘の適正化、申込みの撤回等を盛り込んだ「電気通信事業者の営業活動に関する自主基準」を平成 24 年 4 月 16 日に作成、公表しました。各電気通信事業者は、当該自主基準に基づいた取組を推進しており、総務省としてもこれらの取組を加速するため、自主基準の遵守等に係る要請を行うなど、勧誘の適正化を促しています。</p> <p>また、利用者 WG 提言においては、情報提供の適正化に向けた方策として、電気通信サービスの契約締結時における重要事項説明において、業界団体において重要事項を分かりやすくまとめたモデル例を作成・公表することなども求められました。平成 24 年 4 月には協議会において携帯電話サービスに関するモデル例が作成され、さらに各社において順次抜粋版の作成が行われました。</p> <p>※ 高齢者に対しては電気通信サービスの内容・必要性が十分理解されるように配慮すべきなど、消費者の知識・経験を考慮した説明のこと。</p>

(注160) 電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン(平成 16 年 3 月策定)

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 160 番	
具体的施策	電気通信分野において、「電気通信サービスの利用者の利益の確保・向上に関する提言」（平成 23 年 12 月）を受けて、電気通信サービス向上推進協議会が策定した「電気通信事業者の営業活動に関する自主基準」を踏まえ、適合性の原則を考慮し、法令及び当該自主基準等の遵守の徹底を通じ、電気通信事業者及び代理店による勧誘の適正化を推進します。 また、業界団体や各電気通信事業者における対応にもかかわらず、一定期間内に状況が改善されない場合、電気通信サービスの性質を踏まえつつ制度的な対応も含め必要な措置を検討し、確実に実施します。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	「電気通信サービスの利用者の利益の確保・向上に関する提言」（平成 23 年 12 月）を受けた動向を踏まえたもの。

### 【関連予算】（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	161
消費者基本計画における具体的施策	消費者に対する情報提供義務を定めている法令、ガイドライン等に基づき、電気通信分野において、消費者取引における情報提供の適正化を図ります。
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	施策番号 160 番と同文

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 161 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	162
消費者基本計画における具体的施策	「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂等を通じて、情報技術を利用した取引が消費者や事業者にとって便利でかつ安心・安全なものとなるよう、取引環境を整備し、また、事業者や関係省庁と適宜意見交換を行います。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>インターネットの普及に伴い、電子商取引や情報財取引は幅広い消費者に活用され、重要な取引手段の一つとなっています。経済産業省の「電子商取引に関する第2節高度情報通信社会の進展への的確な対応する市場調査」<sup>*1</sup>によれば平成23年の我が国のB to C<sup>*2</sup>電子商取引の市場規模は8兆4,590億円（前年比8.6%増）にまで達しており、今後も一層拡大していくことが予想されています。</p> <p>「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（以下「準則」という。）は、このような電子商取引、情報財取引等のIT活用の普及に伴って発生する様々な法的問題点について、民法を始めとする関係する法律がどのように適用されるのかを明らかにすることにより、取引当事者の予見可能性を高め、取引の円滑化に資することを目的として、経済産業省が平成14年3月に策定したものです（策定時の名称は「電子商取引等に関する準則」）。</p> <p>IT分野の環境変化は急速であるため、市場の要請等に応じて、経済産業省では、ほぼ毎年、準則の見直しを行っています。平成24年は、①SNS<sup>*3</sup>やインターネットモール等、インターネットを通じた消費者取引の多様化とビジネス実態を踏まえ、利用規約の変更に関する論点、②新たなビジネスモデルとして注目を集める共同購入クーポン<sup>*4</sup>に関する論点、③国境を越えた取引の増加に伴い、外国判決、外国仲裁判断の承認、執行に関する論点等について、記述内容の追加、修正等を行い、平成24年11月20日に9回目の改訂版の準則を公表したところです。</p> <p style="text-align: right;">※1 経済産業省「平成23年度我が国情報経済社会における基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」（平成24年8月28日）</p> <p style="text-align: right;">※2 商取引の形態の一つで、企業（business）と一般消費者（consumer）の取引のこと。企業間の取引はB to B、一般消費者同士の取引をC to Cという。</p> <p style="text-align: right;">※3 SNSとは、Social Networking Serviceの頭文字をとったもので、厳密な定義はないが、一般的には、人と人とのつながりを促すコミュニティ型のウェブサイトを指す。会員制をとっている場合が多い。地域、出身校、趣味等が共通の人同士がインターネット上で交流できたり、「友人の友人」等の形で新たな人間関係をつくることができるなど、そのサービスは多岐にわたっている。</p> <p style="text-align: right;">※4 一定時間内に一定数の申込みが揃えば、購入者が大幅な割引率のクーポンを取得することができる手法。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 162 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
経済産業省	平成 24 年度我が国情報経済社会における基盤整備	383 百万円の内数	383 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	163
消費者基本計画における具体的な施策	電気通信消費者支援連絡会 <sup>(注163)</sup> を、本省及び各地方局において継続的に年複数回開催し、電気通信サービスに関する消費者支援の在り方についての意見交換を踏まえ、消費者問題への機動的な対応を行います。
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>総務省では、国、消費生活センター、電気通信事業者等の関係者による継続的な意見交換を行い、消費者関係施策の一体的推進に取り組むことにより、電気通信分野における消費者利益を向上させることを目的として、「電気通信消費者支援連絡会」(以下「消費者支援連絡会」という。)を開催しています。</p> <p>同省の「利用者視点を踏まえた ICT*サービスに係る諸問題に関する研究会」の下で開催された「電気通信サービス利用者 WG」において平成 23 年 12 月に取りまとめられた「電気通信サービス利用者の利益の確保・向上に関する提言」(以下「利用者 WG 提言」という。)においては、消費生活センターの相談員における認知度は高く、継続的な開催を望む指摘が多かったことから、関係者間の連携強化に向けた方策として、消費者支援連絡会を今後も継続して開催を行うことが求められたことを受け、一層の連携強化に取り組んでいます。</p> <p>平成 24 年 3 月に開催した本省版の消費者支援連絡会においては、利用者 WG 提言内容を踏まえた取組の進捗状況等について、関係者から報告を行い、意見交換等を実施しました。</p> <p>地方版の消費者支援連絡会は、11 の地方支分部局（総合通信局等）において、年度毎に 2 回ずつ開催しており、平成 24 年度は利用者 WG 提言を受けた取組の進捗状況、スマートフォンの安心・安全な利用、携帯電話サービス契約時における重要事項説明に係る販売代理店への指導、高齢者が安心して電気通信サービスを利用するため、高齢者等の消費トラブルの防止・利用環境整備等のテーマや、電気通信サービスの苦情・相談事例等について意見交換、情報共有等を行いました。</p>

\* Information and Communications Technology (情報通信技術) の略。

<sup>(注163)</sup> 消費者団体、電気通信事業者団体等を構成員として、電気通信サービスに係る消費者支援の在り方についての意見交換を行う総務省主催の連絡会。

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 163 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
総務省	電気通信消費者権利の保障等推進経費（地方）	6 百万円の内数	6 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	164
消費者基本計画における具体的施策	様々な電気通信サービスが日常生活や経済活動に必要な社会基盤となっている状況の下で、これまでの総務省の取組を踏まえ、電気通信サービスにおける利用者利益の確保のための取組を継続して行います。
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>近年のインターネット、携帯電話の発展普及に伴う諸問題について、利用者視点を踏まえながら、関係者間で速やかに具体的な対応策を検討するため、「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」を開催しています（平成 21 年 8 月第一次提言公表、平成 22 年 5 月第二次提言公表）。</p> <p>① 電気通信サービス利用者 WG      平成 23 年 12 月に取りまとめられた利用者 WG 提言においては、電気通信サービスの利用者利益の確保・向上に向け、契約締結前から契約解除までの各段階に応じた諸手続※及び情報提供等について、業界団体、各電気通信事業者及び総務省に求められる対応が示されたことを受け、当該三者において取組が進められています。</p> <p>② スマートフォンを経由した利用者情報の取扱いに関する WG      スマートフォンにおける利用者情報が安心・安全な形で活用され、利便性の高いサービス提供につながるよう、諸外国の動向を含む現状と課題を把握しました。      利用者情報の取扱いに関して必要な対応について検討が行われ、平成 24 年 8 月、アプリ提供者等の関係事業者等が自主的に取り組むべき指針（「スマートフォン利用者情報取扱指針」）等を含む提言「スマートフォンプライバシー イニシアティブ」が取りまとめられました。</p> <p>③ スマートフォン時代における安心・安全な利用環境の在り方に関する WG      平成 24 年 12 月に、上記イニシアティブを踏まえ、指針の実効性を上げる取組が推進されています。スマートフォンにおける利用者情報に関する課題への対応、スマートフォンサービス等の適正な提供の在り方、スマートフォンのアプリ利用における新たな課題への対応について検討を行うために設置され、平成 25 年 6 月を目指して最終取りまとめが行われる予定です。</p> <p>* 例えば、高齢者に対し電気通信サービスの内容・必要性が十分理解されるように配慮すべきなどの適合性の原則等。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 164 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	165
消費者基本計画における具体的な施策	「個人情報の保護に関する基本方針 <sup>(注165)</sup> 」に基づき、法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図ります。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>高度情報通信社会の進展に伴い、コンピュータやネットワークを経由して大量の個人情報が処理されるようになっています。</p> <p>個人情報は、その取扱いを間違わなければ、様々な便益をもたらす有用なものですが、いったん誤った取扱いをされると、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれもあります。このため、個人情報保護法が平成15年5月に成立し、平成17年4月に全面施行されました。</p> <p>消費者庁では、法の定め以上に個人情報の提供を控えるなど、いわゆる「過剰反応」が一部にみられることが踏まえ、全国各地で個人情報保護法の説明会を実施するなど、法律及び制度の内容等に関する情報提供及び啓発を行っています。平成24年度の説明会では、新たな取組として、地方公共団体等が地域において個人情報の適切な共有に取り組んでいる事例の報告を行い、内容の充実を図りました。</p>

(注165) 平成16年4月2日閣議決定

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 165 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	法律及び制度の内容等に関する 情報提供及び啓発	5	5

## 施策別整理表

施策番号	166
消費者基本計画における具体的施策	個人情報保護法については、消費者委員会における法改正も視野に入れた問題点についての審議を踏まえ検討します。
担当省庁等	消費者庁 関係省庁等
実施時期	審議の結果を踏まえ検討に着手します。
実施状況	個人情報保護法については、消費者基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）において、「消費者委員会における個人情報保護法の法改正も視野に入れた問題点についての審議を踏まえ検討」することとされており、平成 24 年度には消費者庁から「平成 23 年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」を消費者委員会へ報告する（平成 24 年 10 月）など、消費者委員会での審議に資するよう、協力をっています。

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 166 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
—	—	—	—

## 施策別整理表

施策番号	168
消費者基本計画における具体的施策	OECD消費者政策委員会 (CCP <sup>(注168)</sup> )において、加盟国における消費者問題の解決制度の現状比較、現在進められている製品安全に関する情報共有の取組等、幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画します。
担当省庁等	消費者庁、外務省、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>CCP<sup>*</sup>本会合（年2回：平成24年度は4月、10月）に出席し、現在進められている各プロジェクト（電子商取引に関する調査、製品安全に関する情報共有等）の作業・今後の検討スケジュール等についての議論を行いました。</p> <p>また、参加プロジェクトに関する議論、作業グループ会合及び情報共有のためのワークショップに出席し、消費者庁越境消費者センター（CCJ）の経験に基づき、「インターネットを通じた海外ショッピング時のトラブルと注意すべきポイント」を公表したほか、「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」の概要、特定商取引法（平成24年8月改正）を始めとする我が国の消費者関連法の改正内容についても情報提供を行いました。</p> <p style="text-align: right;"><sup>*</sup> Committee on Consumer Policy（消費者政策委員会）の略。</p>

(注168) OECD（経済協力開発機構）消費者政策委員会は、消費者政策の企画立案に関する調査・研究及びガイドライン作成を目的として世界の主要国が定期的に会する唯一の政府間会合である。原則として年2回開催されている。

### 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 168 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	国際化に伴う消費者行政対応の うち多国間協力への取組	33 百万円の内数	33 百万円の内数

## 施策別整理表

施策番号	169
消費者基本計画における具体的な施策	地域間・二国間における消費者問題について、日中韓の政策対話の実施等を通じ、国際的な連携の強化を図ります。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>日中韓三か国の消費者政策当局が参加する日中韓消費者政策協議会に参加し、日中韓三か国における消費者政策の取組につき情報共有・意見交換を行いました（平成 24 年 7 月）。同協議会において、消費者庁によるインターネットの普及に伴う消費者被害への対応や消費者庁越境消費者センター（越境取引に関する消費者からの苦情相談に関するプロジェクト）を紹介しました。また、その他消費者教育等についても、各国の取組や問題点が紹介されました。</p> <p>なお、次回会合は、平成 26 年度に日本で開催される予定です。</p>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 169 番	
具体的施策	二国間・地域間・多国間における消費者問題について、政策対話の実施等を通じ、国際的な連携の強化を図ります。
担当省庁等	消費者庁、外務省、関係省庁等
実施時期	変更なし
見直しの考え方	多国間の国際的な枠組みに参画し、国際的な連携の強化を図っていくため。

### 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	国際化に伴う消費者行政対応のうち二国間・地域間協力への取組	17	17

## 施策別整理表

施策番号	170
消費者基本計画における具体的な施策	「消費者保護及び執行のための国際ネットワーク」(ICPEN) 等を通じて、法執行機関の国際的な連携の強化を図ります。併せて、国際的な消費者トラブル事例を収集する「eConsumer.gov <sup>(注170)</sup> 日本語サイト」を充実し、関係国の執行機関との間で情報を共有します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>ICPEN<sup>*</sup>本会合に出席し、各国における新たな分野における消費者問題への対応及び国境を越える消費者トラブルについての取組等、各國消費者行政法執行機関との間で情報交換を行いました（平成 24 年 10 月）。</p> <p>また、ICPEN 加盟各国の消費者保護当局が参加している、インターネットを監視する「インターネット点検キャンペーン」に参加しました（平成 24 年 9 月）。さらに、「eConsumer.gov」の日本語サイトにおいて情報提供を行いました（平成 24 年度は、七番目の取引類型として新たに「訪問購入」を追加した特定商取引法の改正（平成 24 年 8 月）について実施しました）。</p> <p><sup>*</sup> International Consumer Protection and Enforcement Network（消費者保護及び執行のための国際ネットワーク）の略。</p>

(注 170) OECD 加盟国等における非公式な会合「消費者保護及び執行に関する国際ネットワーク」(ICPEN) のプロジェクトの 1 つ。20 か国の政府機関が参加して、国境を越えた電子商取引等に関して、消費者側に役立つ情報を直接提供し、また、消費者側から苦情を直接集めることを目的としている。

日本語サイトアドレス : <http://www.econsumer.gov/japanese/index.html>

## 「消費者基本計画」の見直し

施策番号 170 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

## 【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 24 年度 当初予算額	平成 24 年度 補正後予算額
消費者庁	国際化に伴う消費者行政対応の うち多国間協力への取組	33 百万円の内数 (施策番号 168 の再掲)	33 百万円の内数 (施策番号 168 の再掲)